

48

調查彙報

第四卷第三號

大正十五年十二月



目次

北滿大豆市場見本に對する品質の研究……………	一
哈爾濱及安達に於ける大正十五年度 自動車交通事情(附哈爾濱に於ける諸車輛)二八	二八
勞農露國交通調査資料……………	七〇
大黑河事情……………	八三
南滿に於ける觀賞用植物及果樹に就て……………	一一三

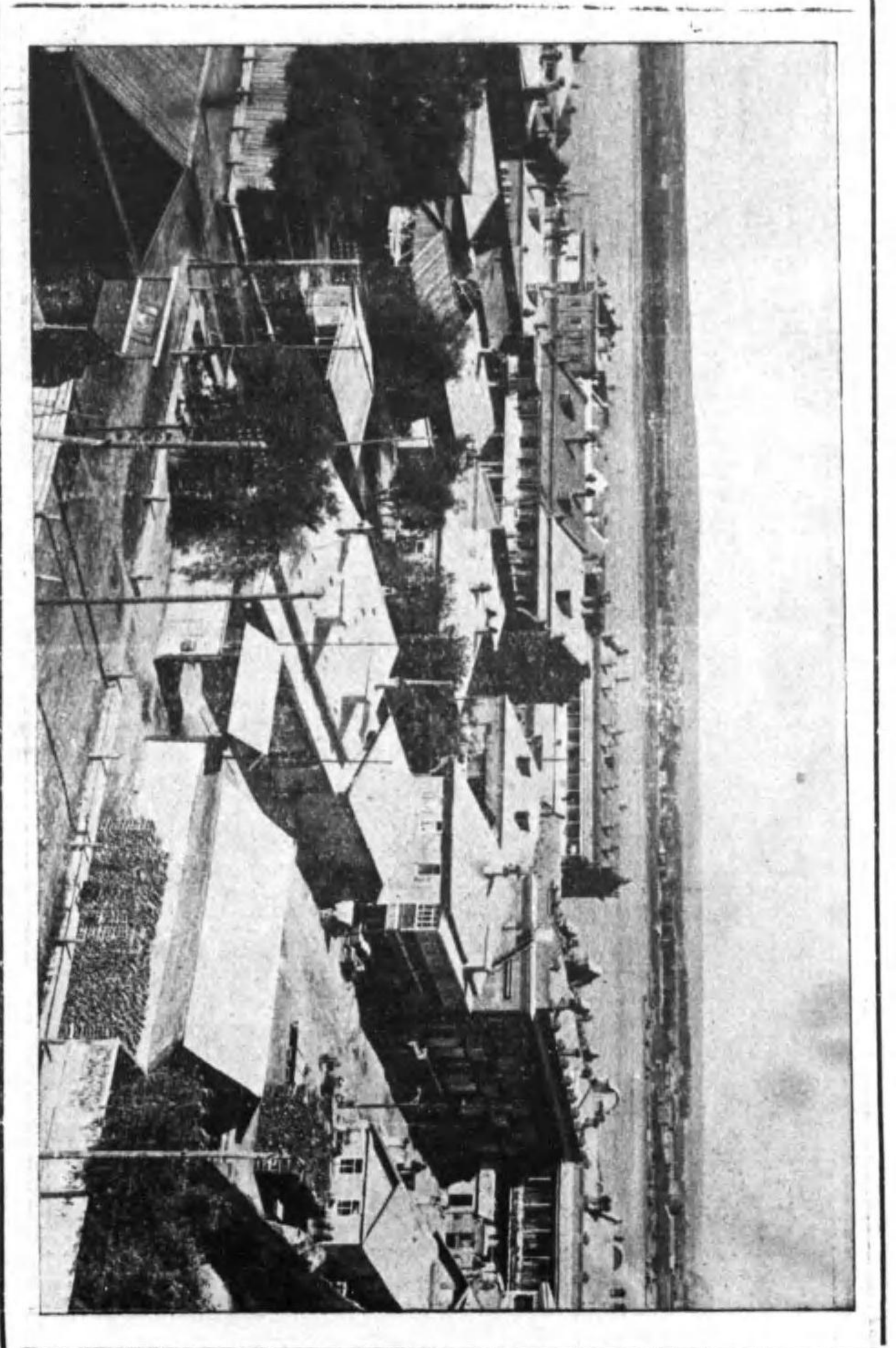
南滿洲鐵道株式會社

哈爾濱事務所調查課



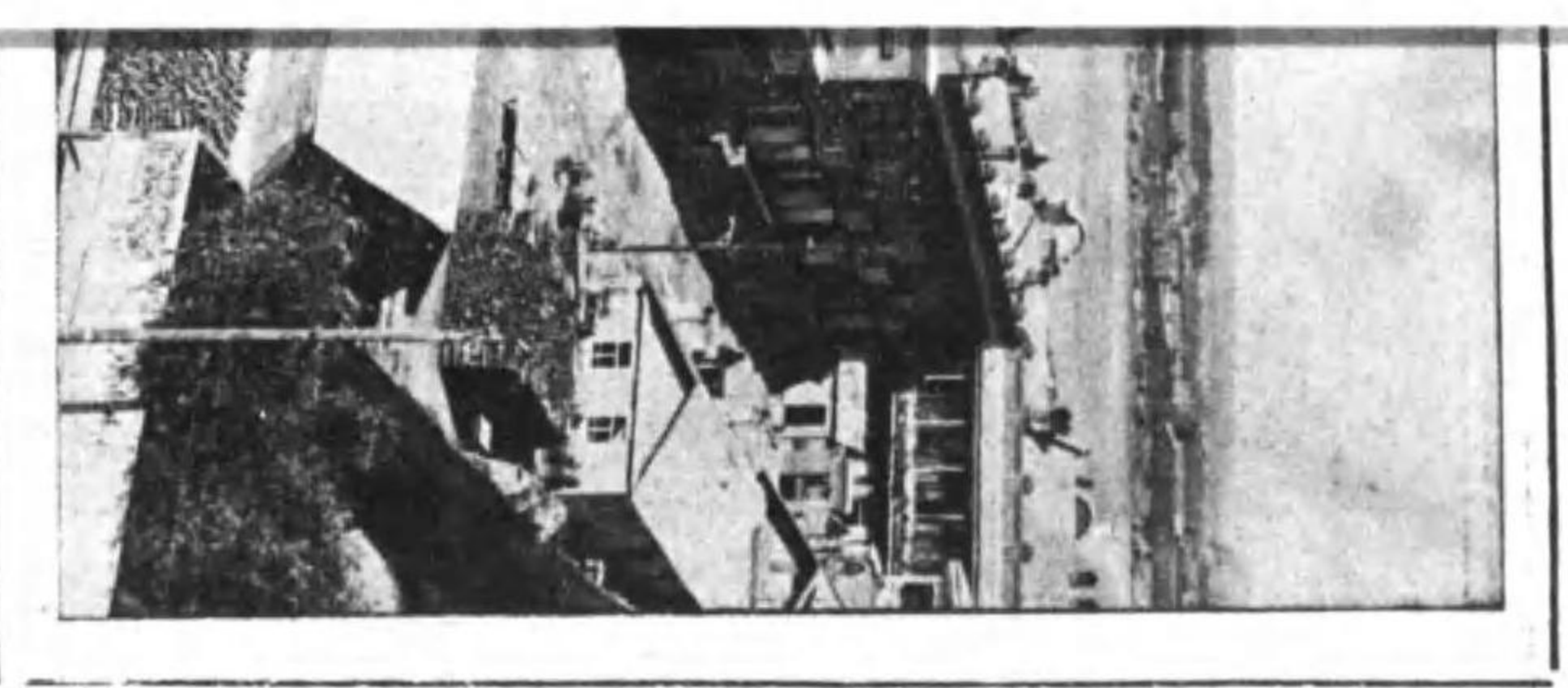
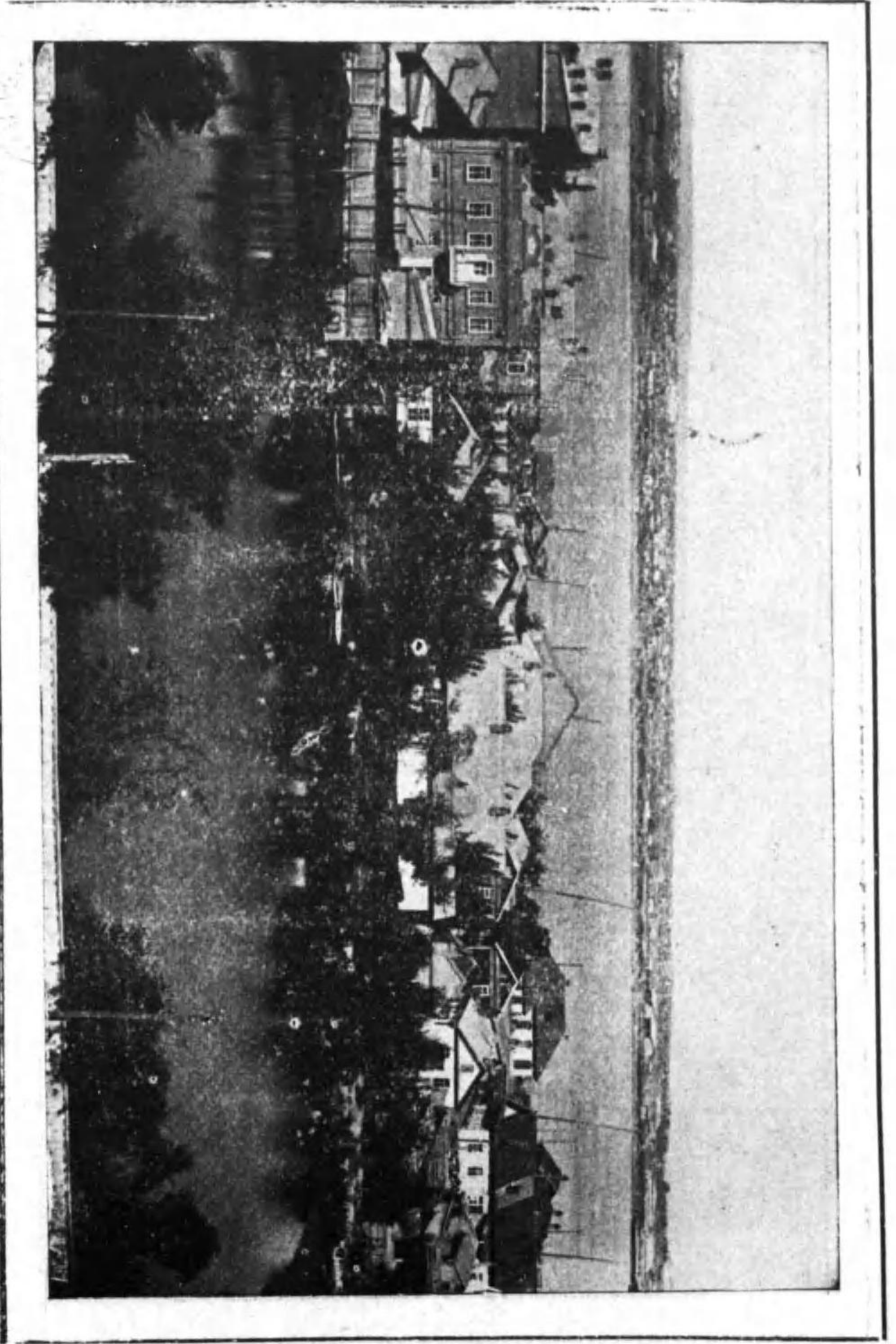
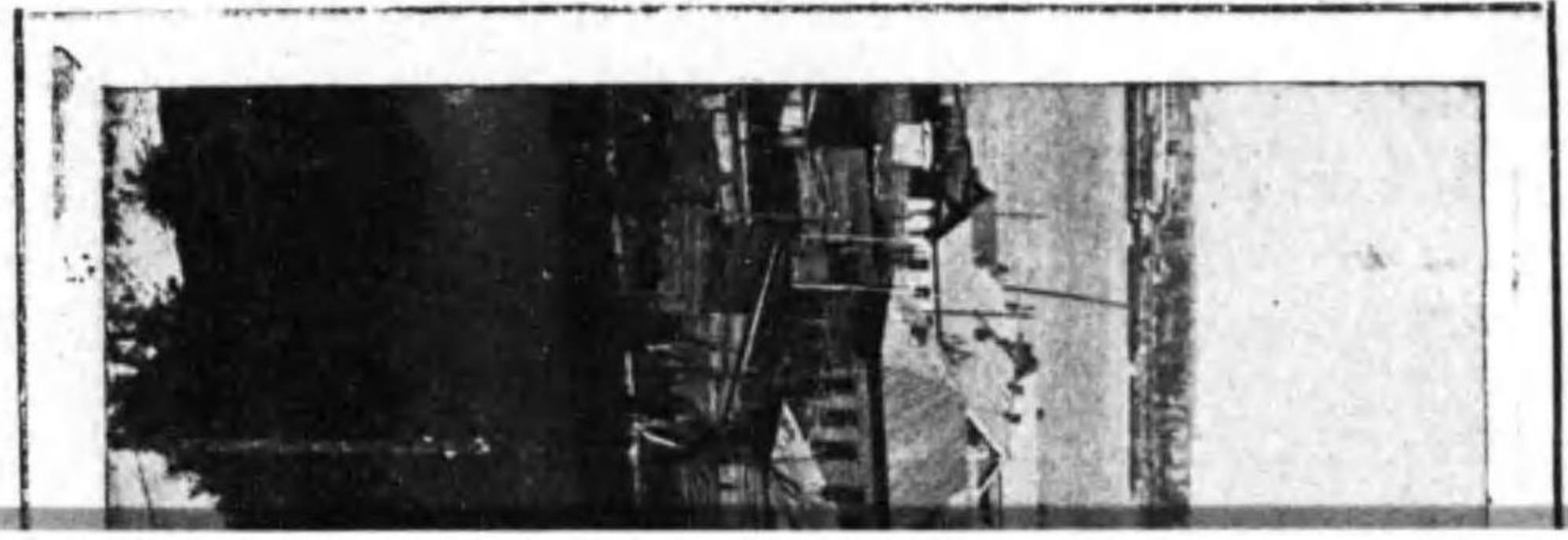
始



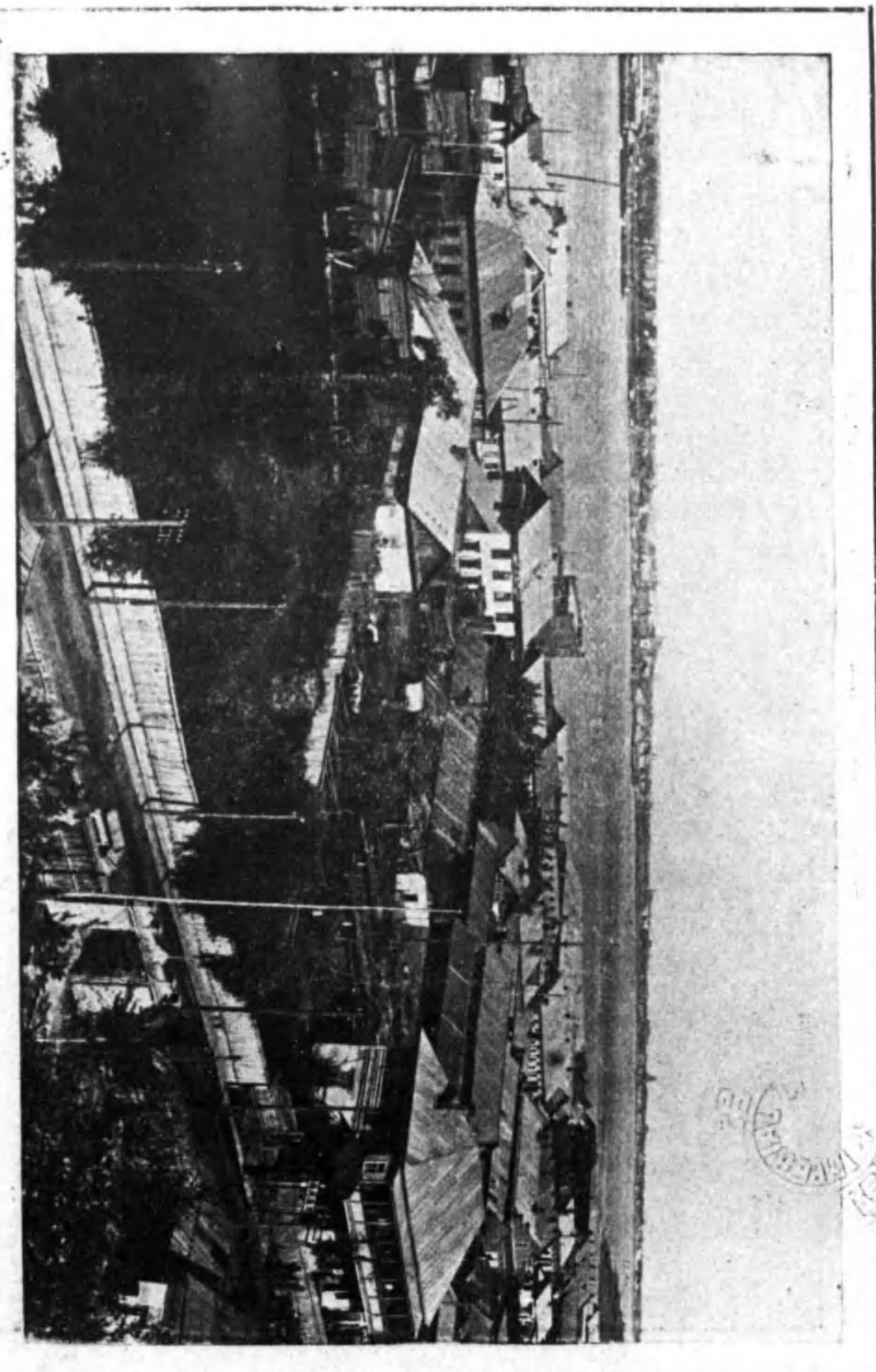


黒河市街全景の三

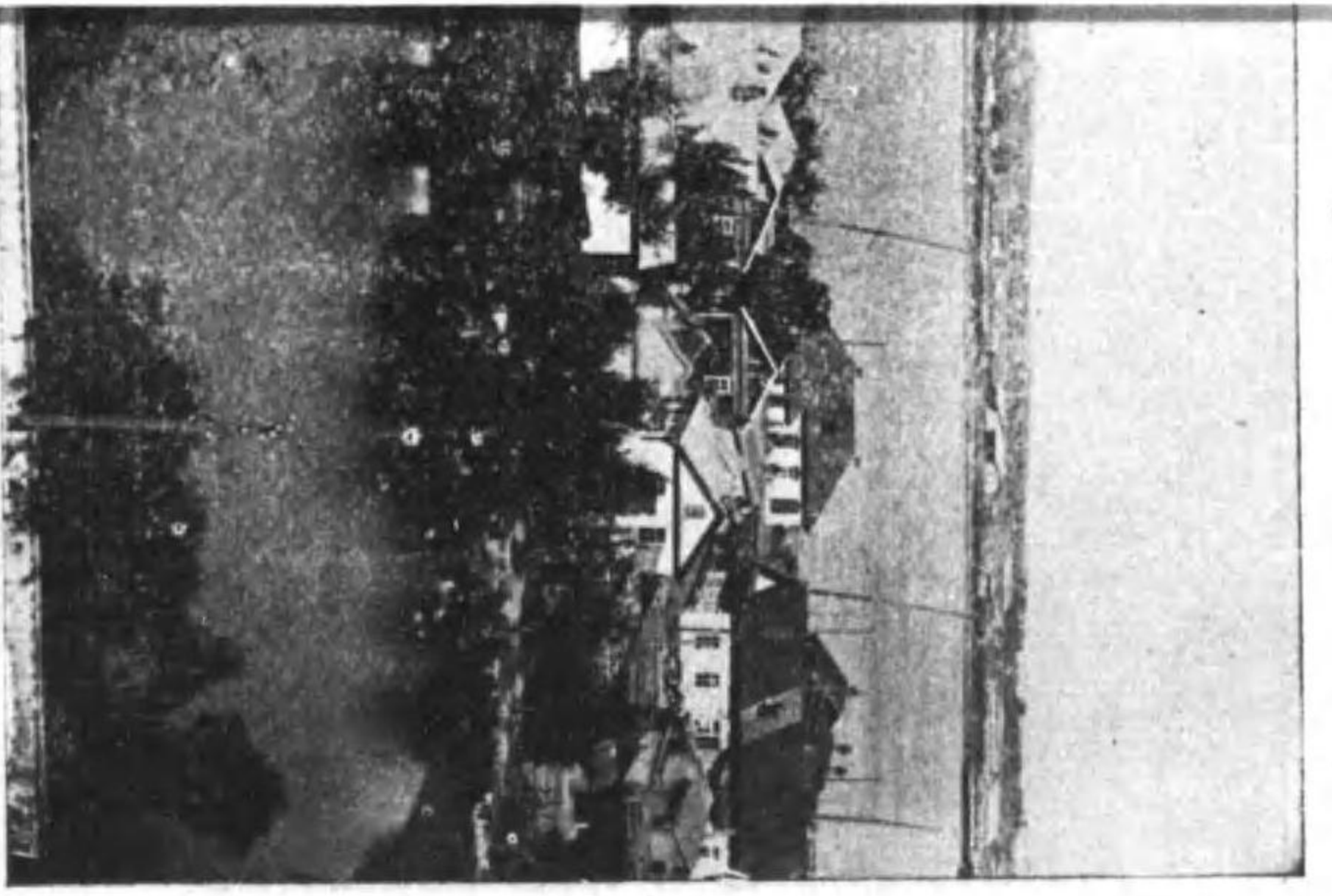




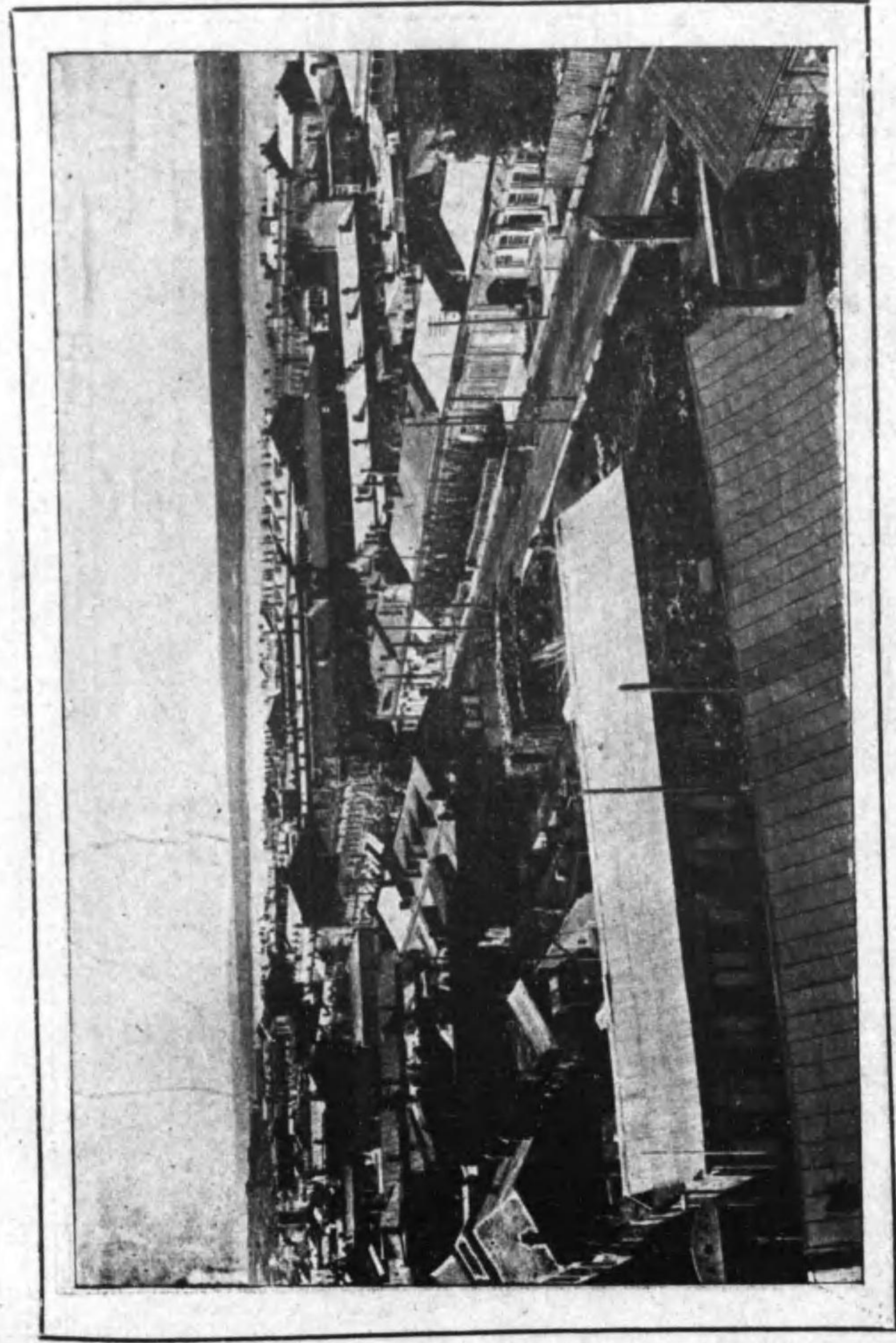
黒河市街全景其の二



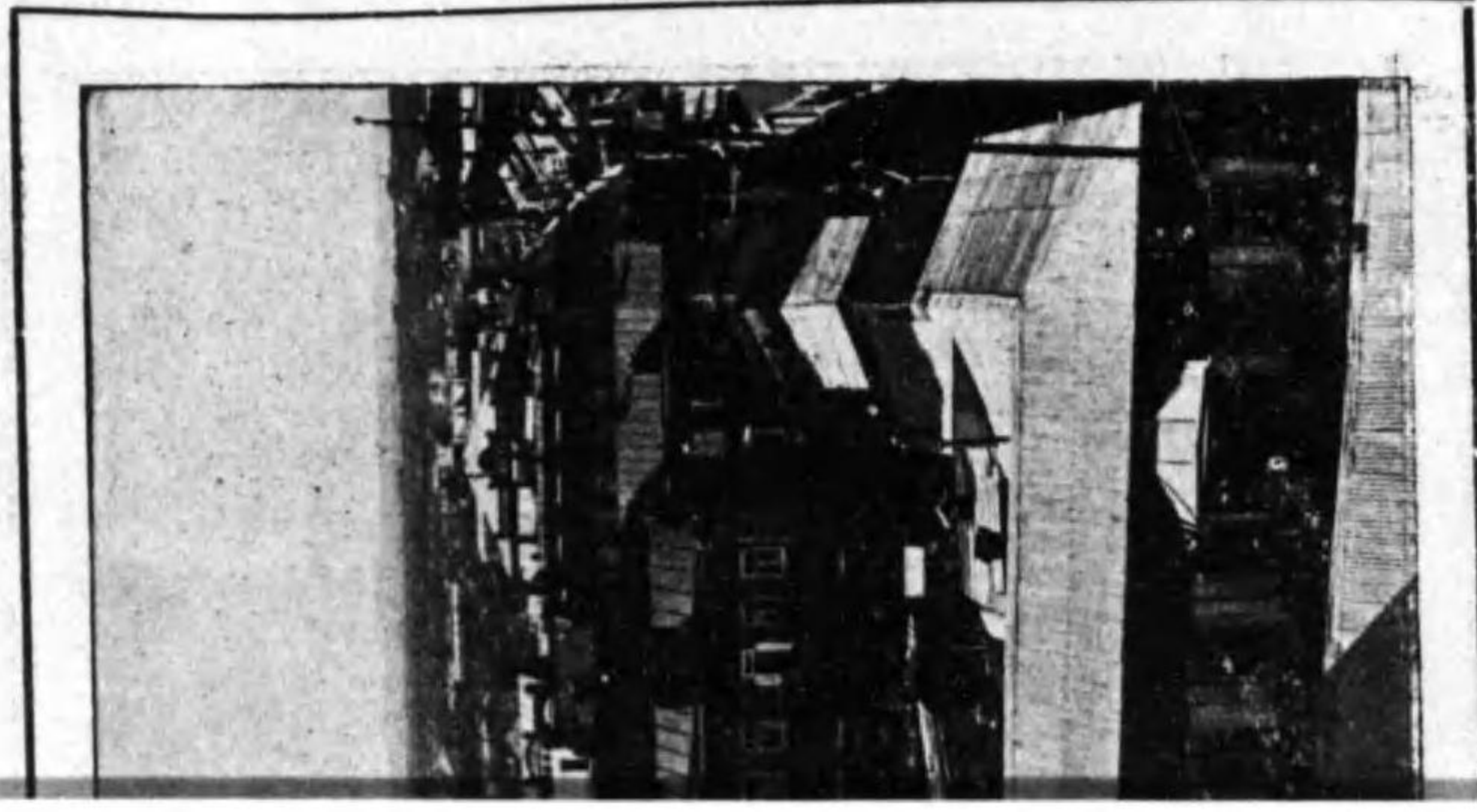
黒河市街全景の一

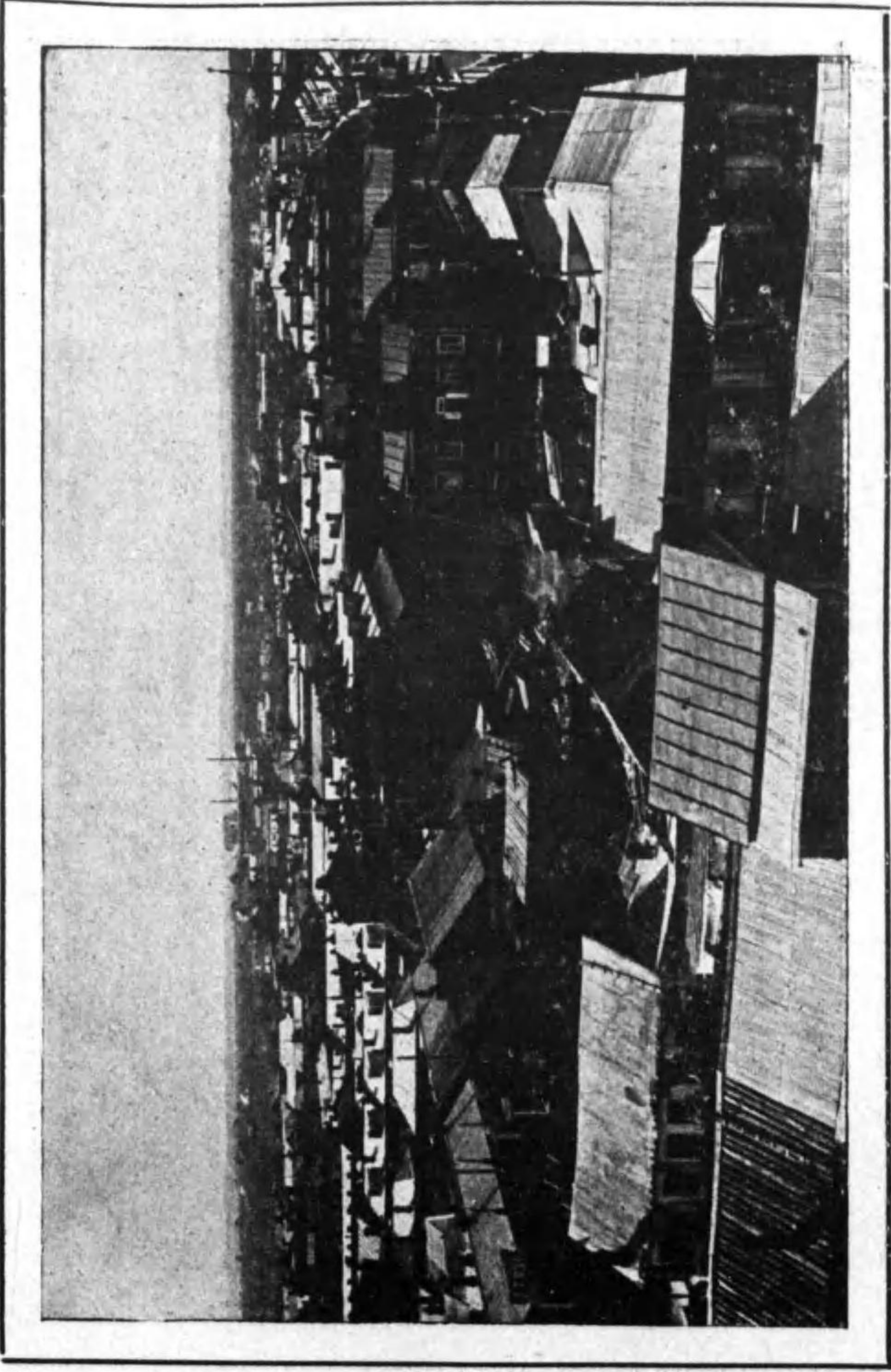


黒河市



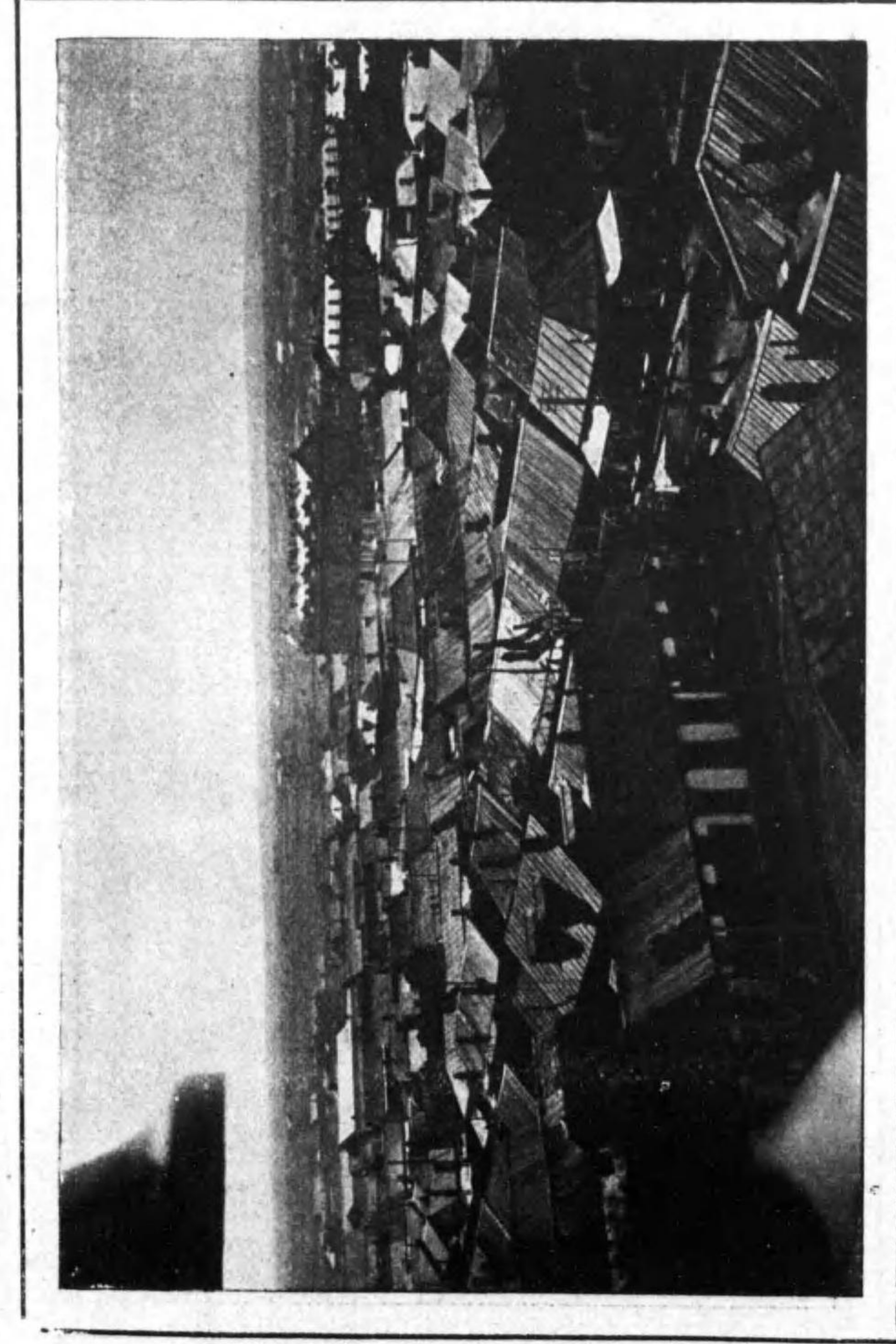
黒河市全街の共四



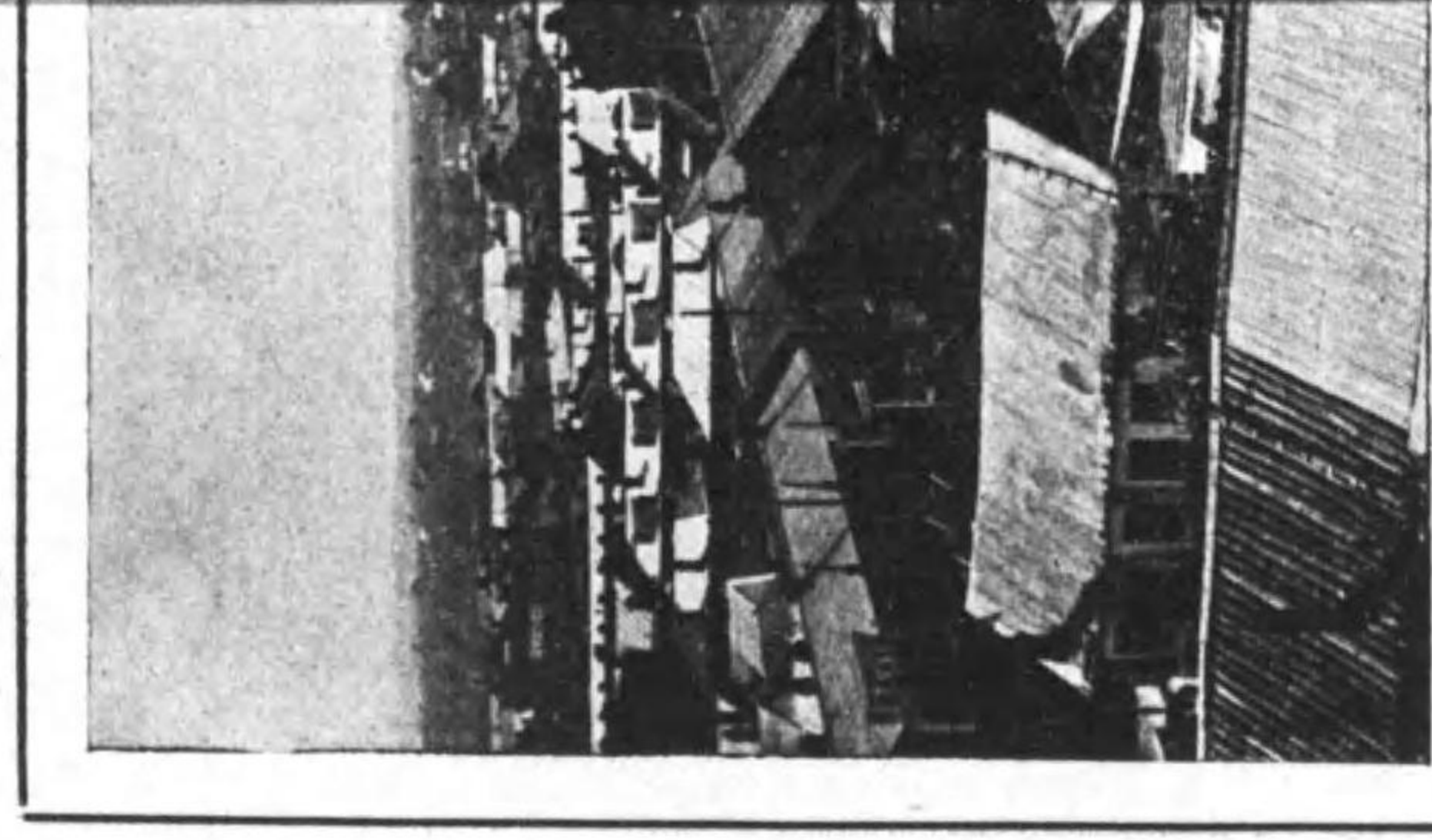


黒河市街全景の五

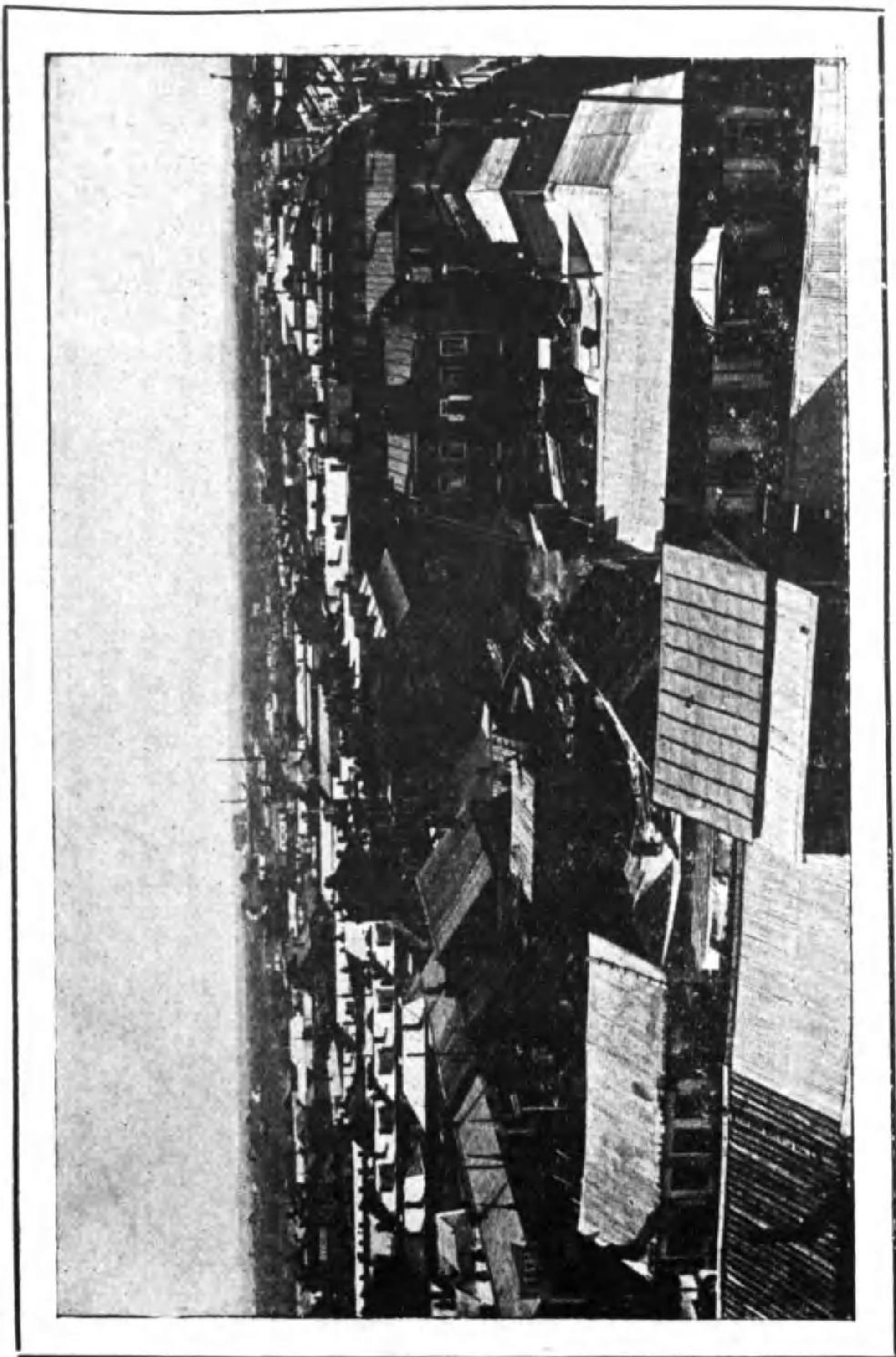




黒河市全景の六



五



哈爾濱事務所 調查彙報 第四卷第三號目次

北滿大豆の市場見本に對する品質の研究……………一

哈爾濱及安達に於ける大正十五年度……………一〇

自動車交通事情(附哈爾濱に於ける諸車輛)……………二八

一、哈爾濱……………二八

總說……………二八

種類及車輛數……………三〇

營業事情……………三一

一、辻待 二、乗合 三、長距離 四、自動車商並ニ修理工場其他

附 哈爾濱に於ける自動車以外の諸車輛統計……………六三

二、安達站……………六四

總說……………六四

目次……………一

沿革	六六
營業狀況	六七

勞農露國交通調査資料

一、一九二六―二七年度交通人民委員會關係事業豫算に就て	七〇
二、一九二六―二七年度金屬工業製産豫定	七三
三、一九二六年九月に於ける穀物輸送計畫	七四
四、一九二六―二七年度第一、四半期鐵道運輸計畫	七七
五、輪轉材料の狀態	七七
六、烏蘇里鐵道檢査成績	七八
七、鐵道運賃の値上げ	八〇
八、伊犁河の水路探險	八一

大黒河事情

一、名稱地誌	八三
二、沿革	八四

三、氣候	八六
五、人口	八九

金融機關及通貨	一〇五
保險業	一一一
倉庫業、運送業	一二二
商店	一二四
工業	一二三
黑龍江露支國境に於ける密輸業	一二九
黒河及隣接地に於て時に成立の見込ある商工業	一三七
黒河に於て不足せる職業	一三九
林業	一四一
獵業	一五六
黒河を中心とする金鑛事業の近況	一五八
金鑛公司―現況―砂金集散と賣買業	
漁業	一八二

官 衙……………一九一

教 育……………一九四

通信機關……………一九五

衛 生……………一九八

社交團體公私上施設及娛樂機關……………二〇〇

交 通……………二〇三

物 價……………二一四

度 量 衡……………二一九

南滿に於ける觀賞用植物及果樹に就て……………二三三

緒言……………二三三

人生に於ける園藝及家庭用果樹園の意義……………二三五

滿洲自然の風土及農業に關する第一印象……………二四六

滿洲の氣候の特徴……………二四九

冬季に於ける植物損傷の原因……………二六〇

日本の植物……………二六五

ヨーロッパの植物……………二六七

アメリカの植物……………二八〇

西北支那の植物……………二八八

滿洲個有の森林植物……………三〇六

滿洲個有植物の特有性……………三一三

滿洲各地園藝の特徴……………三三一

哈爾濱
事務所

調查彙報

第四卷第三號

(大正十五年十一月)

北滿大豆の市場見本に對する品質の研究

(ペー、エフ、コンスタンチノフ述)

近年北滿大豆に就き各種の研究が發表され且つ論議されてゐるか其の、研究の效果たるや之を實際的方面より見る時は未だ云ふに足りないのである。而して從來の研究は大豆の地方經濟に於ける意義の重要化したることとの間に何等の干係を見出さないのである。

東支鐵道農事試驗所又は滿洲研究會農事試驗所及其他機關に於ても今日迄此の重要な問題に關しては満足なる解答を與へてゐない状態にある。今日北滿洲の大豆は輸出貨物として市場に於て重要な役割を演じて居るか、市場大豆としての研究に就いては全く閉却されて居り、只一九二五年東支鐵道が混合保管大豆の取扱を自ら行ふに當つて初めて市場大豆としての研究を同鐵道の農事試驗所に於て計畫したに過ぎないのである。而して東支鐵道農事試驗所に於ては幾多の研究問題中先づ第一に着手したのは大豆に對する問題であつた。

抑々東支鐵道は南滿鐵道に於て採用したる標準大豆に據り混合保管大豆や取扱の協定を同鐵道と締結

北滿大豆の市場見本に對する品質の研究

したる時より、自鐵道發大豆の品質が南滿鐵道の如何な標準大豆に適合するものなるや、恐らく北滿産大豆と南滿産大豆との間にはその品質成分に於て完全に一致しないものがあるであらうと云ふ點に就いては少からず興味を喚起されたのである。斯様の點に就いては單に東支鐵道のみならず輸出業者及生産者自身に於ても亦同様に興味を引いたのである。

南滿鐵道が主として其の沿線より集めた大豆に基づいて決定せる標準は（公主嶺農事試驗場に於て一九二六年度に對する標準を定めんか爲に検査せる全見本數五九九個の中東支鐵道諸驛よりの分は僅か一八一個のみ）東支鐵道輸送大豆の品質に完全に適合せしむることは出來ない。

（一）南滿鐵道は千九百二十五年の收穫大豆に對して次の如き標準を定めたのである。

基本種類	黄豆	色豆	破碎	不成熟豆	夾雜物	割合
特等	九三・九	一〇・一	二・六	一・七六	〇・二六	100・00
壹等	八七・八	一〇・四	五・七六	三・三八	一・〇八	100・00
貳等	七四・五〇	九・三	三・三	七・一七	一・九	100・00

これによつて我々は本年度に於ては南滿鐵道の標準から非常に高く従つて東支鐵道の大豆に對しては

其品質に於て適當しないものであることが判る。

大豆の分類試験を行つたのは輸出期の初まると同時即ち十月十日である。此試験材料としては混合保管受寄驛に於て検査人が受入れたもの、市場にて集めたもの及び各地方から搬入して來たものより検査人が集めた見本大豆を用いたのである。

以下各種見本に就いてその試験の結果を各類別に述べて見やう。

先づ混合保管大豆の受寄驛に於て集められた見本に就いて數言述べて見る。何となれば以下述ぶる所はこれと關係することか非常に多いからである。

東支鐵道の試験所に送られた見本は混合保管に提出された山積大豆の個々麻袋から「サシ」を以て集められたものである。而して一口（一車三五〇袋）に對して平均五〇袋乃至六〇袋のものより見本を採り検査員が此見本を各標準大豆に照合の上種別を爲し是等を厚い紙袋に入れ試験所に送つたのである。斯くて試験所に於ては一定の期間豫備智識を授けられた職員か之が撰別試験を行つたのである。全部の見本は殘すところなく撰別し其の結果を南滿鐵道に於て採用する、か如く五つの部門即ち黄豆、色豆、碎豆、不成熟豆及夾雜物に分類した。而して以上の各部門は之を正確に〇、〇一瓦迄検査したのである、斯様にして撰別された見本大豆の數は次の如くである。

第一表

見本抽出所	混合保管ニ提出サレタ大豆見本ノ數										一般市場又は馬車ニヨリ搬入大豆見本數	
	安達	滿山	對青	哈賓	双城	三河	陶河	松花	密江	阿什		烏吉
見本抽出所	安達	滿山	對青	哈賓	双城	三河	陶河	松花	密江	阿什	烏吉	海林
混合保管ニ提出サレタ大豆見本ノ數	三〇〇	二九六	一五七	九一	三九九	二二二	八二	一〇六	二七三	二	四	一九五
一般市場又は馬車ニヨリ搬入大豆見本數	一〇	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	六

一般市場又は馬車に依り搬入された大豆見本は之れを五種の部門に分類する迄に先づ容量と絶対重量(千粒の目方)を検査したる後黄豆に就いて等級別を爲し然る後各等級に就いて更に研究した、而して分折した大豆の平均重量は約二千瓦で、五百瓦から參千瓦の間を往來した。

今大豆混合保管に提出された大豆の中千九百六十五の見本について鑑定した結果を見れば次の如くである。

第二表

見本抽出所	見本數	實驗所ニ於ケル分類ノ結果				百分率				
		特等	壹等	貳等	不合格	黄豆	色豆	碎豆	不成熟豆	混合物
安達	三〇〇	一	七二	二二五	三二	八二、九三	四、三一	五、九四	四、八九	一、九〇
對青	一五七	一	九	一三三	二六	七九、七五	三、九七	二、二五	一、七三	二、二二
滿山	二九六	一	三	一六六	二七	七五、二三	三、六九	一、五八	二、四九	二、七五
哈賓	九一	二	五	三八	四	八九、四二	一、八〇	六、二八	一、〇八	一、四三
双城	三九九	一	四	二七七	七	八六、八七	一、六六	八、二三	〇、八九	二、三三
三河	二二二	一	九三	一三四	五	八六、八三	一、六九	八、八三	〇、〇〇	一、六五
陶河	八二	一	四六	三三	四	八七、四九	一、三	九、三六	〇、八六	一、三八
松花	一〇六	一	四三	六〇	三	八六、四七	一、六八	九、三	一、〇二	一、六三

又各驛の大豆に就いて述べんに千九百廿五年の大豆の品質の最も悪かつたのは滿溝である、こゝでは二九六の見本を檢査したところ一等品は僅かに三、即ち一、〇一%、二等品は百六十六、即ち五六、〇八%、不合格品は百廿七、即ち四二、九一%である、其他驛に於ては如斯數字を見ることが出来なかつた。

滿溝に亞いて一等品の少なかつたのは對青山である。併しなから不合格品の數量は双城堡驛は對青山を凌駕して居る(一八、五五%)

品質に於てはハルビン管區及陶賴昭驛の大豆は良好である、前者は特等品が二、一一%、一等品は五三、六八%、二等品は四〇%、不合格品は四、二一%で陶賴昭驛からのものは一等品が五六、〇九%、二等品が三九、〇三%、不合格品は四、八八%である。

南部線及西部線の各驛に於ける等級別に依る品質檢査表を見れば次の如くてある。

第四表

西部線	分析サレタ見本總數中ノ等級別割合			
	特等	壹等	貳等	不合格
安達、滿溝、對青山	—	九、六%	六、九%	三三、七%

南部線	分析サレタ見本總數中ノ等級別割合			
	特等	壹等	貳等	不合格
双城堡、三叉河、陶賴昭、松花江、密門	〇、〇%	三三、七%	五七、〇%	六、三%

斯の如くして千九百廿五年に於ては南部線の大豆の品質は西部線の大豆よりはるかに良好なものであることを認めなければならない。

次に「ダイヤグラム」第三號には混合保管大豆の各部門別に依る分類の結果を掲げたが、黄豆の最も多くを含んで居るのは哈爾濱八區(八九、四一%)で次は烏吉密河で更に陶賴昭、双城堡等か之につぐ、最も少ないのはやはり滿溝驛(七五、二三%)である。

色豆の數の最も多いのは安達驛の見本で四、三四%、對青山は三、九七%、滿溝は三、六九%である。最も少ないのは陶賴昭驛の見本の一、二一%、密門の見本の一、三三%である。

碎豆の最も多のはやはり滿溝驛(二五、八四%)で、それよりやゝ少ないのが對青山(一二、二五%)最も少ないのが安達驛(五、九四%)及びハルビン八區(六、二八%)である。

不成熟大豆の最も多いのが安達驛(四、八九%)滿溝(二、四九%)で最も少ないのが密門(〇、七七%)及び陶賴昭(〇、八六%)である。

次に夾雜物の最も多いのは滿溝驛(二、七五%)第二は双城堡(二、三三%)、それに近いもので對青山(二、三二%)がある、最も少ないのは烏吉密河(一、二五%)である、烏吉密河については陶賴昭驛(一、三%)及び哈爾濱八區(一、四三%)である。

一面坡、烏吉密河大豆に就いて検査された見本が少量である爲の之を考慮に入れず其他驛について見れば次の如くである。

(一) 千九百廿五年の大豆作柄の概して良好であつたのは哈爾濱八區(黄豆八九、四一%夾雜物一、四%)陶賴昭(黄豆八九、四九%混合物一、三八%)双城堡(黄豆八六、八七%、混合物二、三三%)三叉河(八六、八三%及び一、六五%)密門(八六、一九%及び一、六九%)である。

(二) 黄豆及び夾雜物の歩合に就て最も悪いのは滿溝驛(黄豆七五、二三%、混合物二、七五%)稍々良好なのは對青山(七九、七五%及び二、三二%)更に良好なるは安達驛ものである(八二、九三%、一、九〇%)

(三) 滿溝驛地方の大豆は碎豆の歩合が高い(一五、八四%)此の破碎の原因は主として長距離運搬に依る荷いたみである、對青山驛のものやはり碎豆が多分に含まれてゐる。(一一、二五%)

(四) 千九百廿五年安達驛地方は大豆の未成熟のものか非常に多かつたか(四、八九%)これは春期の長い干魃で大豆の成熟を妨げたこと、畑にあつた期間が永引き秋冷に害せられ種子の成熟前に損傷したも

と思はれる。

今西部線及南部線各驛のものを箇々に分類して各線の大豆の成績を見れば次の如くである。

第五表

西部線	歩					合
	黄豆	綠豆	豆碎	豆	不成熟豆	
安達驛	八二、九三	四、三四	五、九四	四、八九	一、九〇	
滿溝驛	七五、二三	三、六九	一五、八四	二、四九	二、七五	
對青山	七九、七五	三、九七	一一、二五	一、七二	二、三二	
平均	七九、〇〇	四、〇〇	一一、三三	三、〇〇	三、三三	
南部線						
双城堡	八六、八七	一、六六	八、二二	〇、八九	二、三三	
三叉河	八六、八三	一、六六	八、八三	一、〇〇	一、六五	
陶賴昭	八七、四九	一、六六	九、〇六	〇、八六	一、三八	
松花江	八六、四七	一、三三	九、三三	一、〇一	一、六三	
密門	八六、一九	一、三三	一〇、〇一	〇、七七	一、六九	
平均	八六、八七	一、三三	九、七〇	〇、九一	一、七三	

計	三三、五〇	二八、五〇	二六、五〇	二五、五〇	二四、五〇	二二、五〇	二二、五〇	二二、五〇	一九、五〇	一八、五〇	一七、五〇	一六、五〇	一五、五〇
一六、五〇													
一七、五〇													
一八、五〇													
一九、五〇													
二〇、五〇													
二一、五〇													
二二、五〇													
二三、五〇													
二四、五〇													
二五、五〇													
二六、五〇													
二七、五〇													
二八、五〇													
二九、五〇													
三〇、五〇													
三二、五〇													
三三、五〇													
合計	二六二	一七〇	二九六	二二二	二〇六	八三	九五	三九九	一七二	一九〇	一	一	一

第九表 不成熟豆

割合	安達	對青山	滿溝	三岔河	松花江	尚賴昭	哈爾濱八區	双城堡	善門	見本總數
〇、五〇	一八	七〇	九六	一九五	九	七六	七九	三三	二七	二五八
一、五〇	四	二	七	二	二	四	一四	二六	二	一五八
二、五〇	四	一五	五	二	一	一	二	四	一	一三三
三、五〇	五	三	三	三	一	一	一	一	一	九五
四、五〇	四	一	一	一	一	一	一	一	一	五六
五、五〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	四
六、五〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	三
七、五〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二
八、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

割合	安達	對青山	滿溝	三岔河	松花江	尚賴昭	哈爾濱八區	双城堡	善門	見本總數
〇、五〇	一八	七〇	九六	一九五	九	七六	七九	三三	二七	二五八
一、五〇	四	二	七	二	二	四	一四	二六	二	一五八
二、五〇	四	一五	五	二	一	一	二	四	一	一三三
三、五〇	五	三	三	三	一	一	一	一	一	九五
四、五〇	四	一	一	一	一	一	一	一	一	五六
五、五〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	四
六、五〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	三
七、五〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二
八、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	二六二	一七〇	二九六	二二二	二〇六	八三	九五	三九九	一七二	一九〇

合計	六、八	六、〇	六、四	六、二	六、〇	五、八	五、〇	五、四	五、〇
一六三									
一七七									
二九六								四	三
三三二									
一〇六									
六									
九五									
三九								二	二
一七三									
一六〇								三	四

黄豆の含有量に就いて各驛別に調べると第六號表に示せる如くその最低の歩合は滿溝驛の五六%であるが該驛の大部分の見本四十六までは七十二%迄黄豆をふくんで居る、換言すれば此等の大豆は標準大豆の二等品に相當するのである、而して黄豆を最も多く含んでゐるのは哈爾濱八區である。

夾雜物の點については第十號表に示して居る如くで二、四〇%を含んで居るのはやはり滿溝驛である。各驛に於ける品質の分類につき更に明瞭に知る爲にはカーヴ線を以て表はすこと、しやう(ダイヤグラム第五、六、七、八及九號)それによつて明かな様に、見本の大部分一四百十三袋即ち同見本の二一、七%は黄豆八十六%を含むものである、それから此曲線は次第に下り九十四%に達するものは僅かに四つの見本に過ぎない。(ダイヤグラム第五參照)

未成熟大豆の曲線(ダイヤグラム第八參照)を辿ることは非常に興味深い。こゝでは千二百五十八個の見本(千九百二の内、未成熟大豆を混合すること〇、五%に過ぎない、それより急速に降下して七、五%に至り、それより一高一低二〇、五〇%に達してゐる。曲線の漸降の部分は最も多數の未成熟大豆を出した安達、滿溝に當るのである。

最も平均に行つて居る曲線は夾雜物のそれである、その最高度は一、四〇%を含んでゐるが、かゝる大豆の見本は二百七個即ち全見本の一〇、五%である、夾雜物の曲線の降下は非常に緩慢で四、四〇%より漸次下降し殆ど水平線に終つて居る。

前述の様に實驗所は試験の爲に混合保管大豆見本の外東支商業部出張所員か市場に集めた大豆見本及び鐵道沿線から馬車に依つて運ばれたものを採つた、かゝる見本は全部で六十四個である此の技術的分析の結果を表示すれば次の如くである。

第十一表

東支鐵道沿線の地方よりの大豆見本の分析表

見本ノ採ラレタ驛名	見本數	歩				夾雜物
		合	色	碎	不成熟豆	
安達	一〇二	八三、九〇	四、二四	五、三二	五、八四	〇、七二
阿什河	二二	八二、九七	三、九二	九、七三	一、六四	一、二二
對面山	三三	七七、七四	三、七九	一四、二八	二、九〇	一、一九
一溝	五五	八〇、九四	一、一九	一六、九〇	〇、六六	〇、三二
滿河	七五	六六、八八	四、三三	二二、六九	二、七七	一、〇七
三叉河	六六	八六、八八	一、三六	九、九七	一、〇九	〇、六六
海林	九九	七〇、六六	三、三九	三、七六	〇、六六	一、二二
双城	一一	九二、七〇	一、四四	六、三三	〇、三三	〇、五五
合計	四四〇	八四、三〇	二、六六	一〇、四六	一、九六	〇、三三

すべてこれ等大豆の見本は混合保管に提出されたものと比較して大なる相違がある殊に夾雜物の點に於て甚だしい。混合保管に提出される大豆見本の夾雜物は平均二、〇三%である。然るに此等大豆は〇、

八二%に過ぎない。

如斯開きのある原因は見本を採る際同一の方法によらないからである、混合保管以外の大豆見本は係員が直接馬車や麻袋から採つたもので而も「サシ」を用ひて手で取つたものである。そして塵埃、細片、種子の夾雜物を含んでゐるものを我々の實驗に供される際は既にその全体を完全に検査することは出来ない、何となれば馬車で大豆を輸送する際には夾雜物の幾分かは底の方へ振ひ落とされ係員が見本を取るときこれを逃してしまふ爲である、と云ふてこふ云ふ扱方を選ける譯には行かないのである、何となれば此の見本を採ることは大豆所有者の好意によつて特に許されたもので單に手によつてのみ取ることが出来るのである。

前述の如く検査を行つた外更にこれ等大豆は植物學上から又は化學上からの分析試験を経たのである検査の結果最上等に屬する大豆は農事試験所の研究材料として残してある。

容量鑑定によれば是等大豆の容量は百廿一から百廿四の間を往來しゐる。乍併之は特に嚴重なる方法により検査は行はれなかつた。

特徴検査の結果最も特徴を有するものは絶対重量關係であつた。(千粒の重量)。それは各驛によつて一四三、〇二瓦から一九六、七二瓦の間であつた、東部線の大豆は形狀大で(一面坡は一九〇、二〇瓦、海林は一六九、三二瓦である)南部線のものは一六三、三二瓦か平均し(三叉河か一五七、八瓦)西部線のものは一

一番小粒で(安達一五三、滿溝は一五三、七)であつた。

尙これ等の大豆の品質に就いて見るに東部線の大豆は殆んど全部班を有つて居り、南部線の見本には黒褐色の筋あり、西部線のものには殆んどすべて白色の筋がある、何か故にそんなものか一律に出来たかは説明するに困難である、この答は後日農事試験所か與へるであらう。

千九百廿五年度物東支鐵道の市場大豆に就き分類調査の結果は之を要約すれば次の様なものである。

(一)東支鐵道各驛より混合保管に提出された千九百六十五の見本を調査したところ千九百廿五年の標準に従へば特等品は全〇、一五%、一等品は二二、八五%、貳等品は六二、四五%、不合格品は一四、五五%を示して居る。

(二)西部線の大豆は南部線より悪く、特等品は西部線には皆無であるが南部線には〇、〇七%、一等品は西部線の九、六四%に對して南部線は三五、七八%、二等品は西部線の六六、九九%に對して南部線は五七、八〇%、不合格品は西部線の二三、三七%、は對して南部線は六、三五%である。

(三)各驛に就いて見るに最も悪い大豆は滿溝驛のものであつた、特等品は貨無で、一等品が一、〇一%、二等品が五六、〇八%、不合格品が四二、九一%であつた、豆の品質は碎豆と夾雜物が多く劣等である。

良質の大豆は哈爾濱八區及陶賴昭のものであつた。

(四)技術的分類の結果に依ると先づ黃豆は大豆の市場見本によると七五、二三%から八九、四一%で平均八三、九三%である。而して黃豆の歩合低いのは滿溝驛で、最も高い歩合のものは哈爾濱八區、陶賴昭及雙城堡驛のものである、西部線の大豆は平均黃豆七九、二〇%に對して南部線は八六、八七%である。

(五)色豆は各驛によつて〇、八二%から四、三四%の開きがある、平均二、五四%である、西部線のもの平均四%を含むに對して南部線は一、五二%である。

(六)碎豆の部では五、九四%(安達驛)から一五、八四%の間である(滿溝)平均九、六四%である、西部線に於ては平均一一、三四%なるに對して南部線は九、〇七%である。

(七)不成熟大豆は平均一、八六%で驛によつて〇、七七%(察門)から四、八九%(安達)を往來してゐる西部線の大豆は不成熟平均三、〇三%に對して南部線は〇、九一%である。

(八)夾雜物は平均二、〇三%で一、二五%(烏吉密河)から二、七五%(滿溝)を往來してゐる、西部線大豆は夾雜物二、三二%に對して南部線は一、七三%である。

(九)調査された大豆の技術的撰別による各部門に屬する品質の割合を見るに次の様なものである。

A 見本の大多數(検査された見本千九百二の中四百十三)は黃豆八十六%を有してゐる。

B 見本の大多數は(千九百六十五の中三百八十五)色豆一、二五%を有す。

C 碎豆に對しては此極限二三三の見本が六、五〇%の碎大豆を有してゐる。

D 不成熟のものに對しては極限(一、二五八の見本)か〇、五〇%を有してゐる。

E 夾雜物を有するものに對しては見本の極限(二〇七個)か一、四〇%の夾雜物を有してゐる。

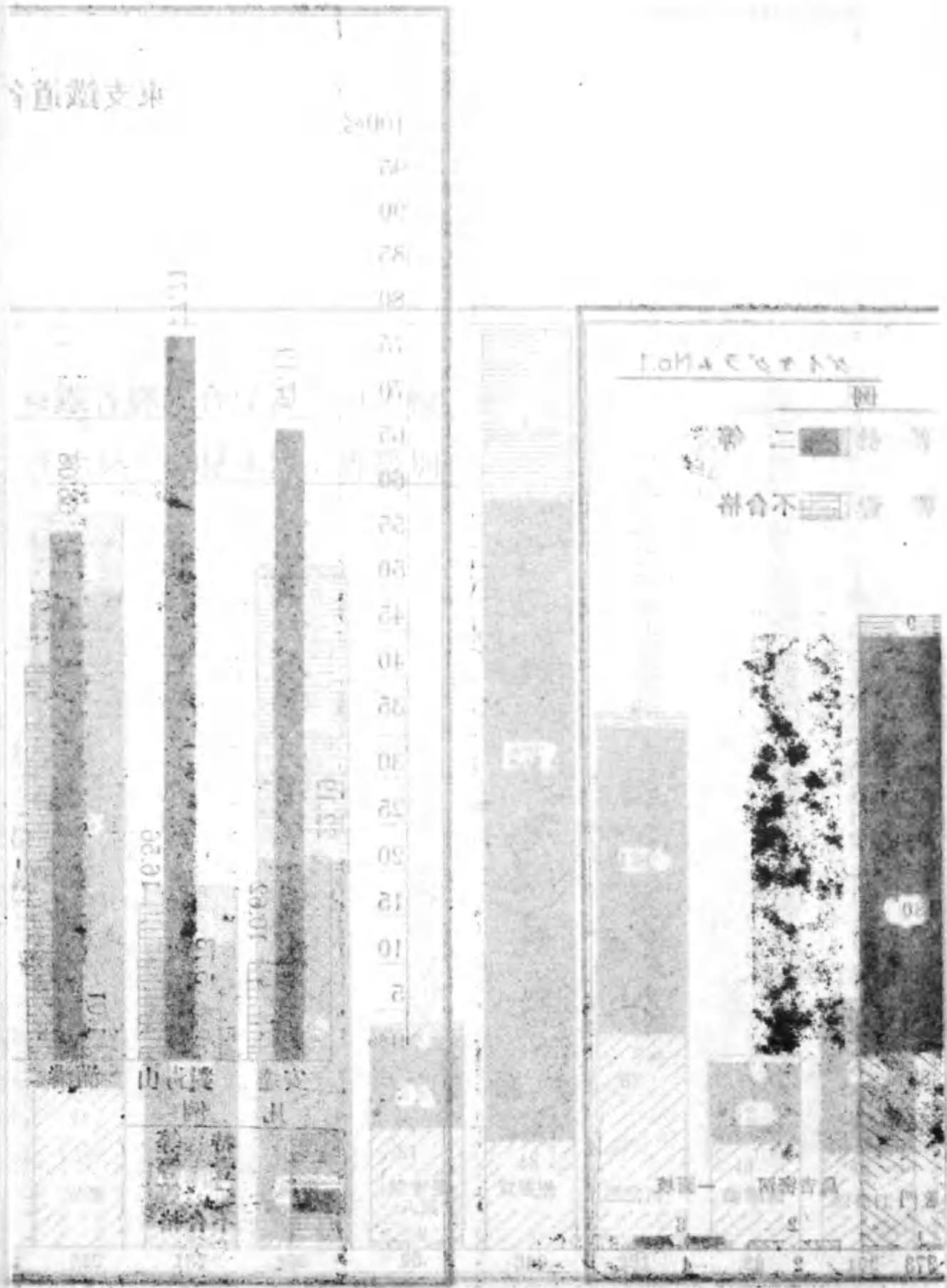
斯の如くして千九百二十五年度の大豆の品質調査を基礎とすれば、北滿産大豆の品質標準は次の如くである。即ち黄豆八六%から八八%、色豆一、二五%から一、七〇%、碎豆は六、五〇%から七、五〇%、不成熟か〇、五〇%から一、五〇%、夾雜物か一、四〇%から一、六〇%までを含んでゐる。若し千九百二十六年度の滿鐵の要求する標準によつてこれ等の數字を比較する時は輸出大豆の大部分は二等品になる。

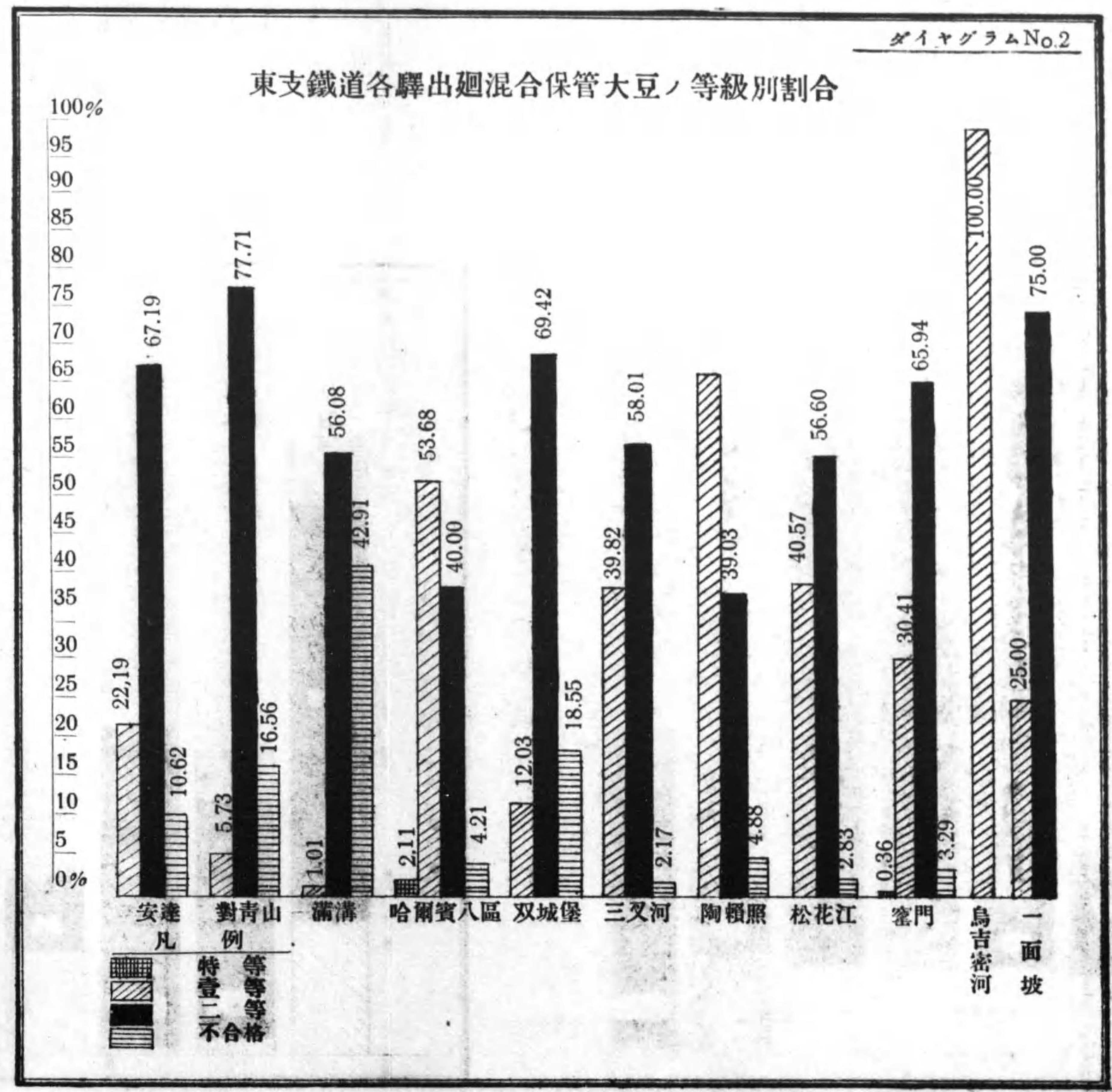
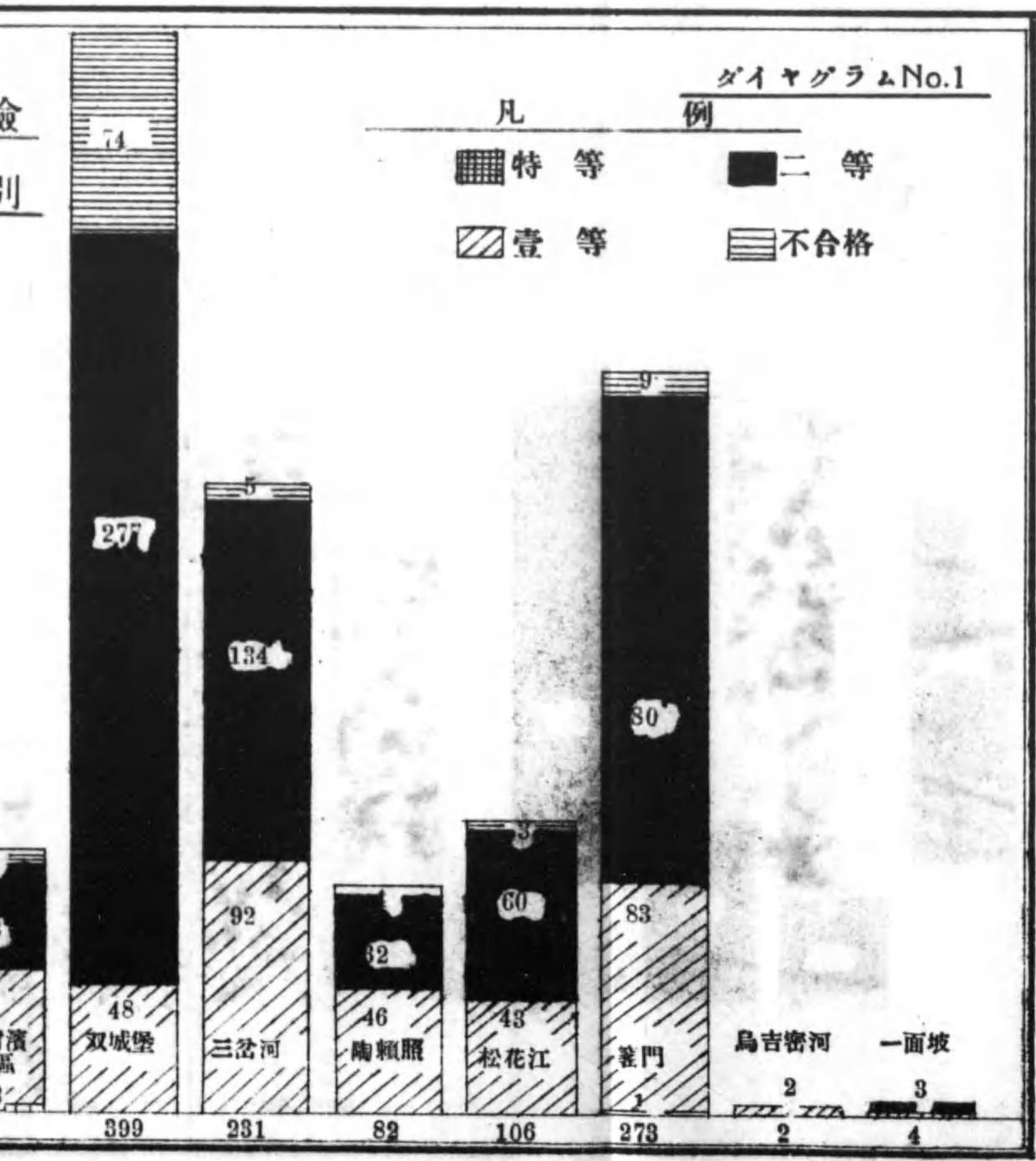
(十)北滿大豆の品質は千九百二十五年に於ては百二十一ゾロトニツクから百廿四ゾロトニツクまでの間を往來してゐる。

(十一)絶對的重量(千粒に付)は百四十三瓦から百九十七瓦の間を往來してゐる。

(十二)西部線の大豆は白色の筋があり、南部線のものには黒、褐色の筋がある、東部線の大豆は大部分斑を有してゐる。

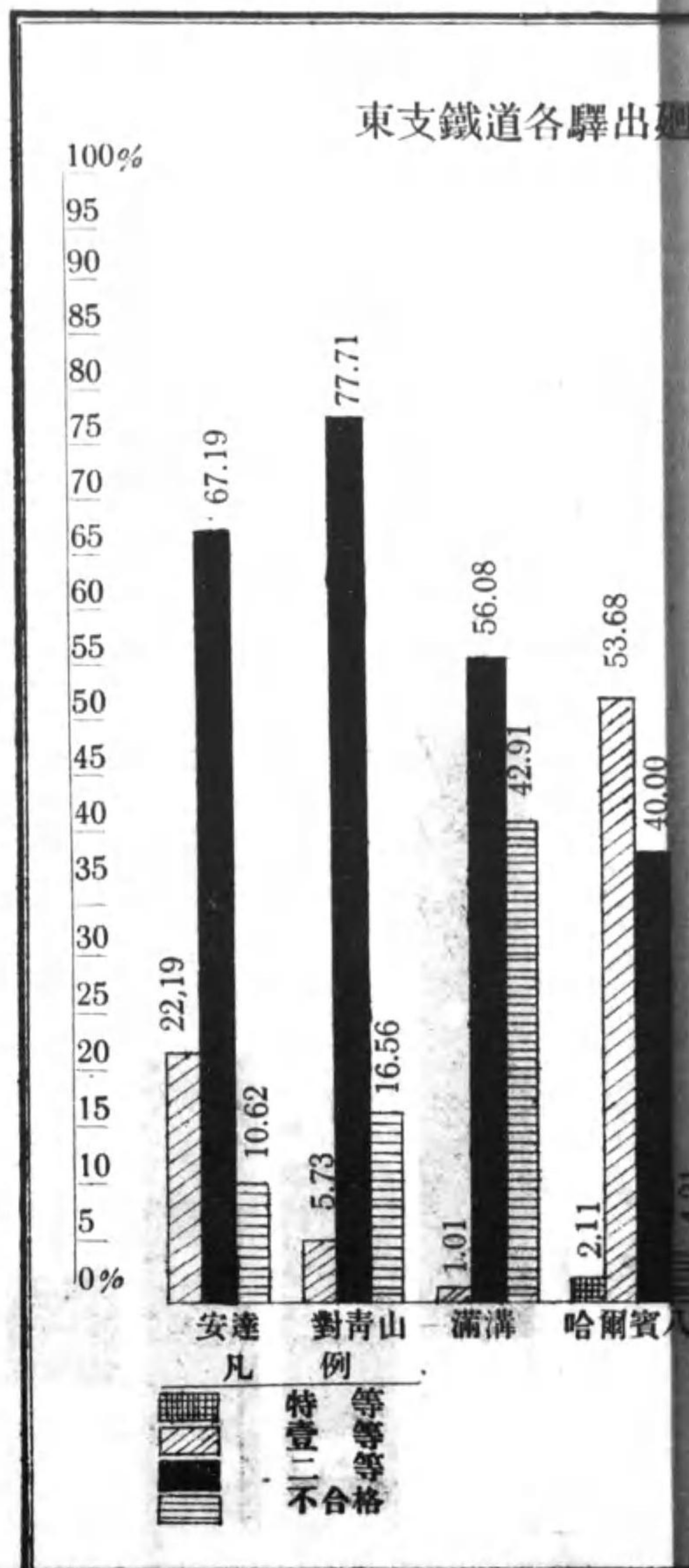
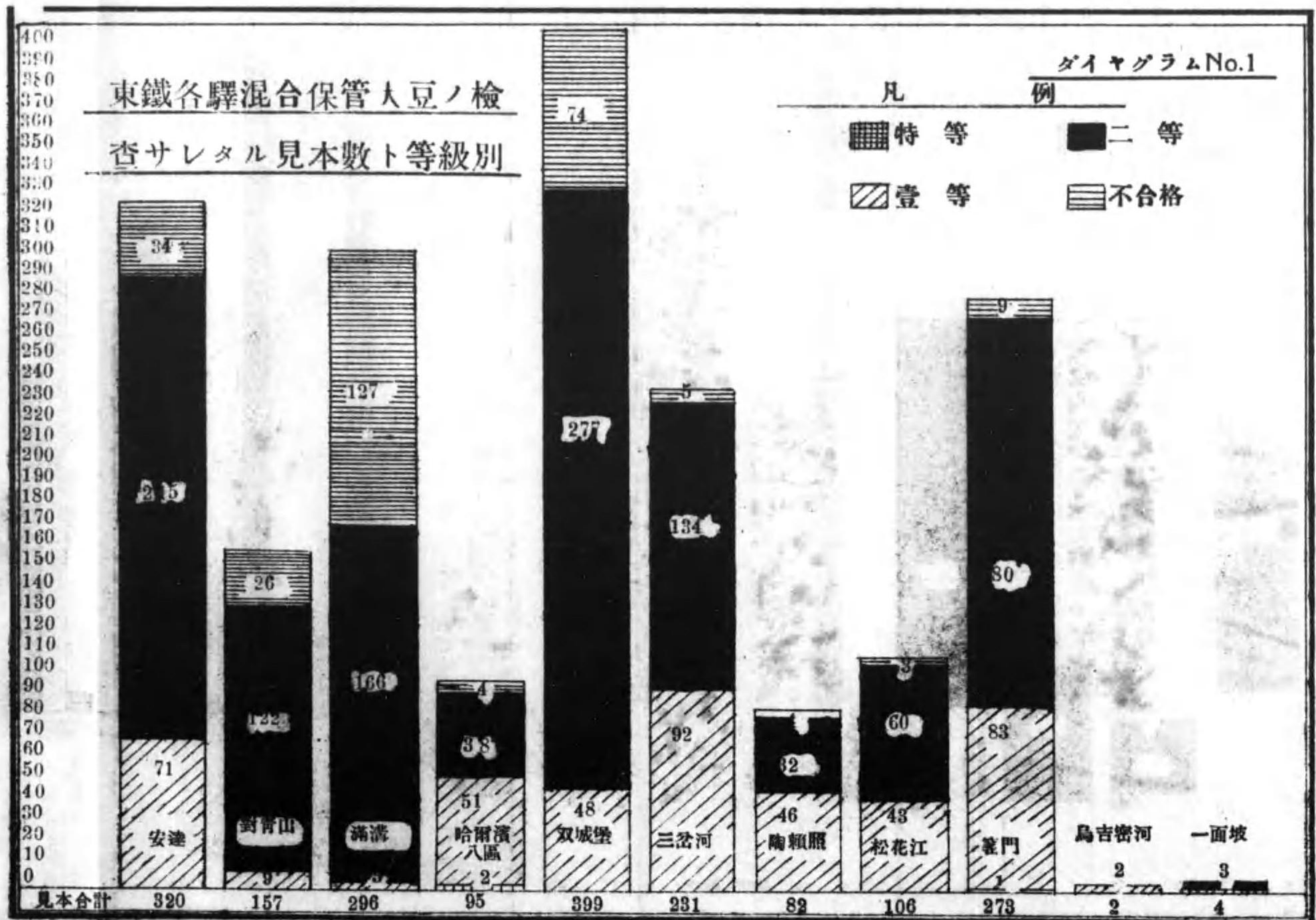
最後に少しく總括的に本調査が實際上如何なる結果を有つて居るかを述べれば本論文の冒頭に述べた様に大豆の標準は毎年南滿鐵道の公主嶺農事試験所に於て主として全鐵道沿線から採られた(七〇%)壹千の見本を調べて定めらる。隨而此の方法によれば東支南滿兩鐵道地方の混合保管大豆の品質に相違を招くは當然である。





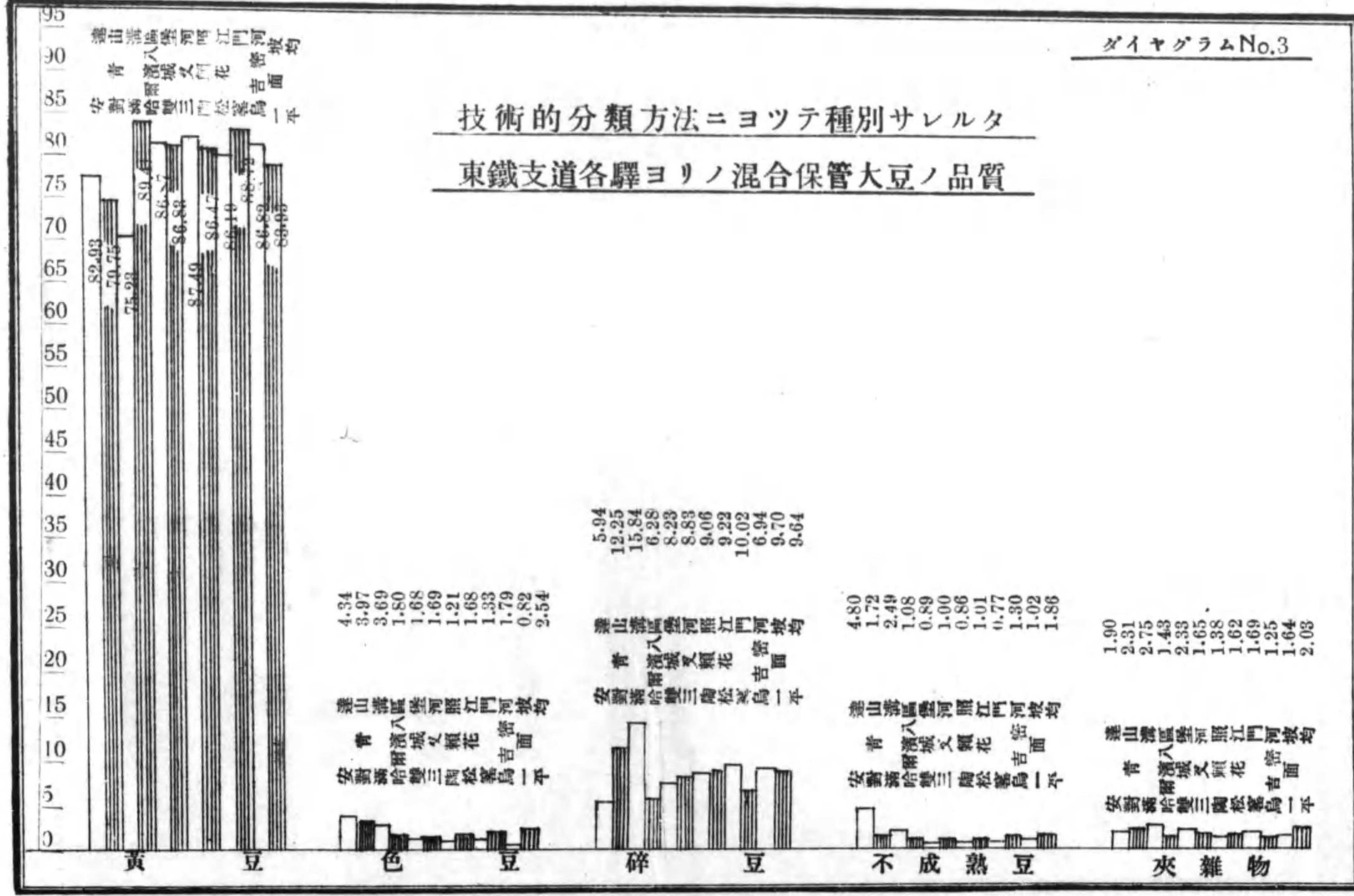
(十二) 西部線の大豆は白色の筋があり、南部線のものには黒、褐色の筋がある、東部線の大豆は大部分斑を有つてゐる。

最後に少しく總括的に本調査が實際上如何なる結果を有つて居るかを述べれば本論文の冒頭に述べた様に大豆の標準は毎年南滿鐵道の公主嶺農事試験所に於て主として全鐵道沿線から採られた(七〇%)壹千の見本を調べて定めらる。隨而此の方法によれば東支南滿兩鐵道地方の混合保管大豆の品質に相違を招くは當然である。



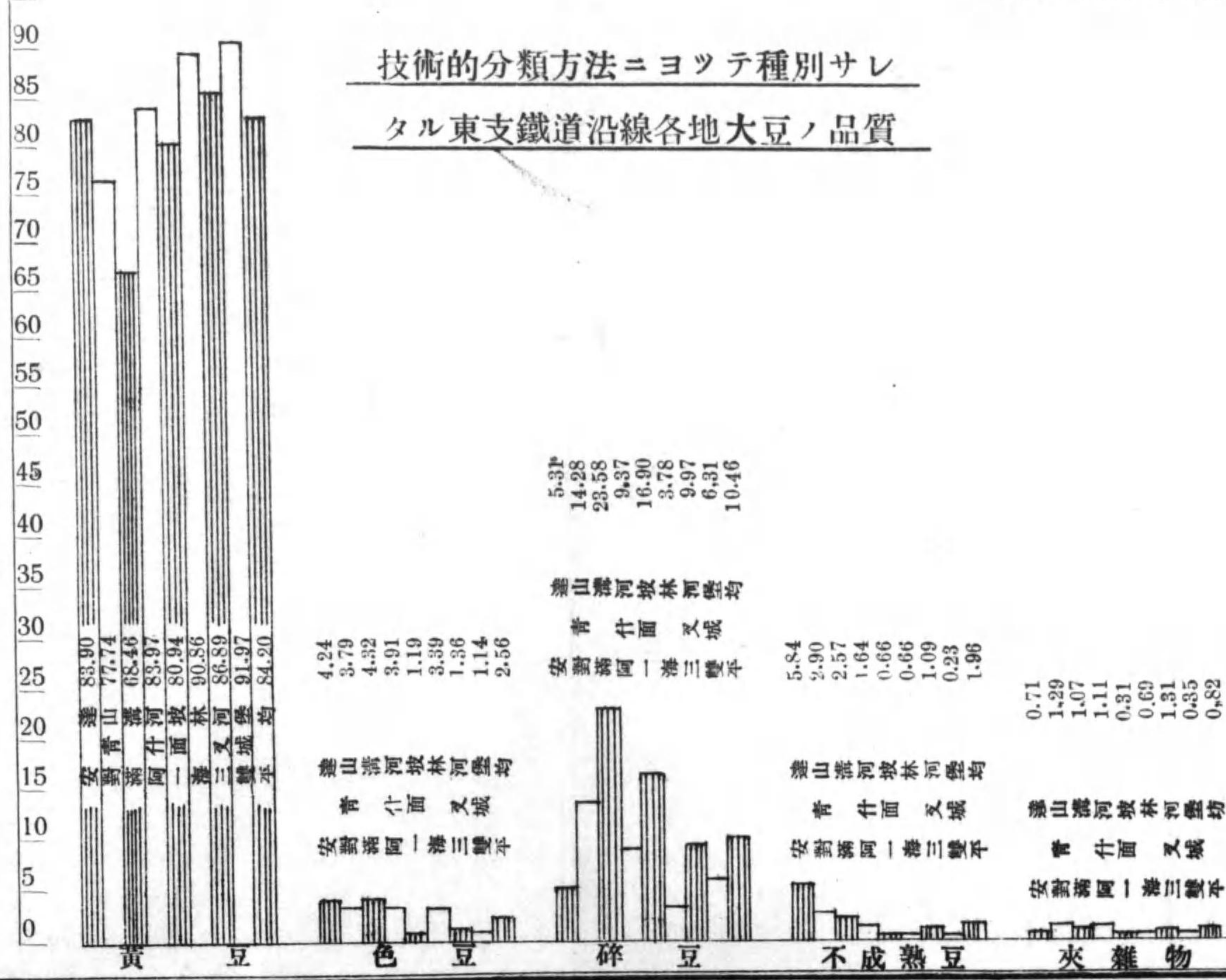
ダイヤグラムNo.3

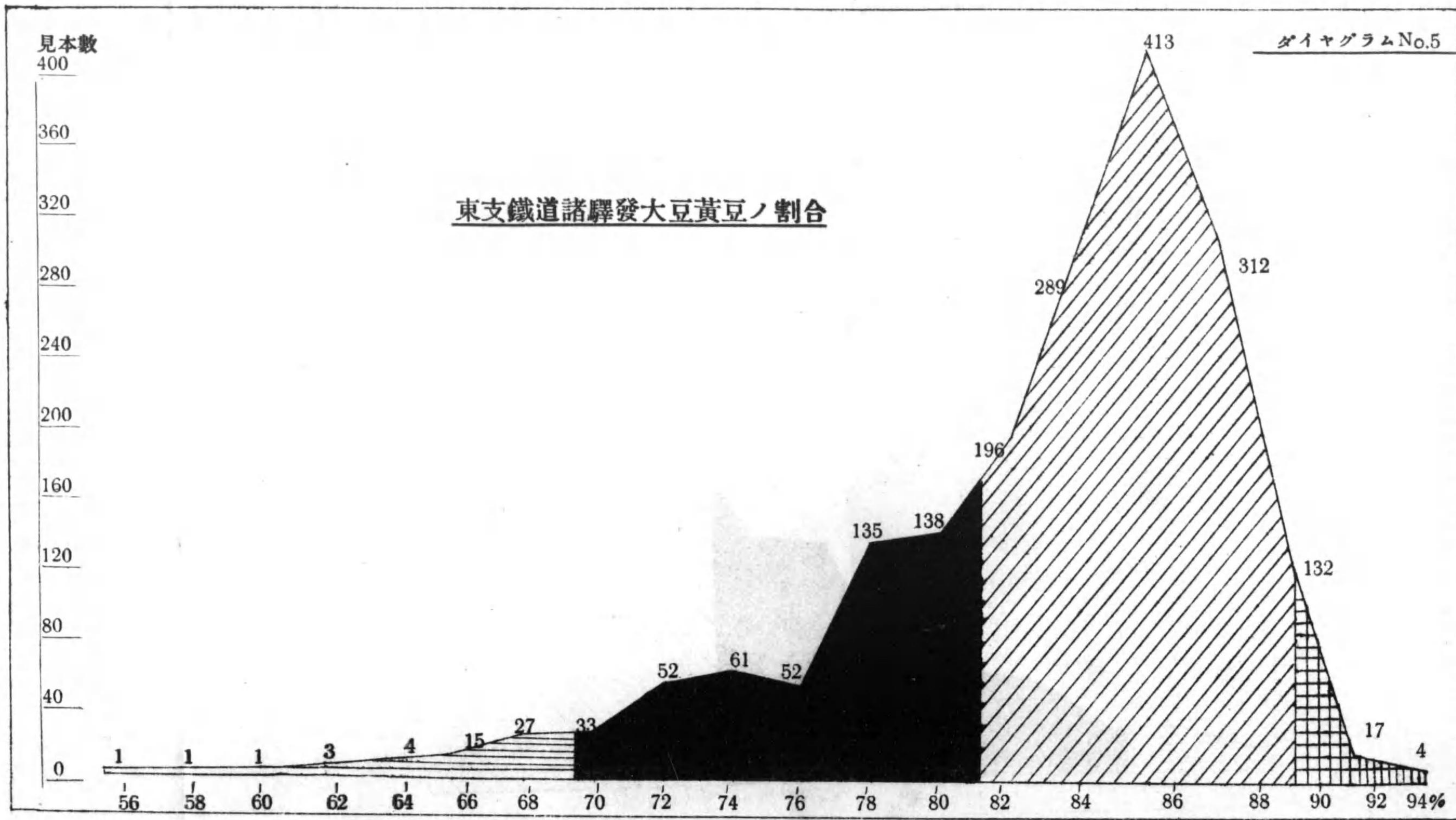
技術的分類方法ニヨツテ種別サレルタ
東鐵支道各驛ヨリノ混合保管大豆ノ品質



技術的分類方法ニヨツテ種別サレ

タル東支鐵道沿線各地大豆ノ品質

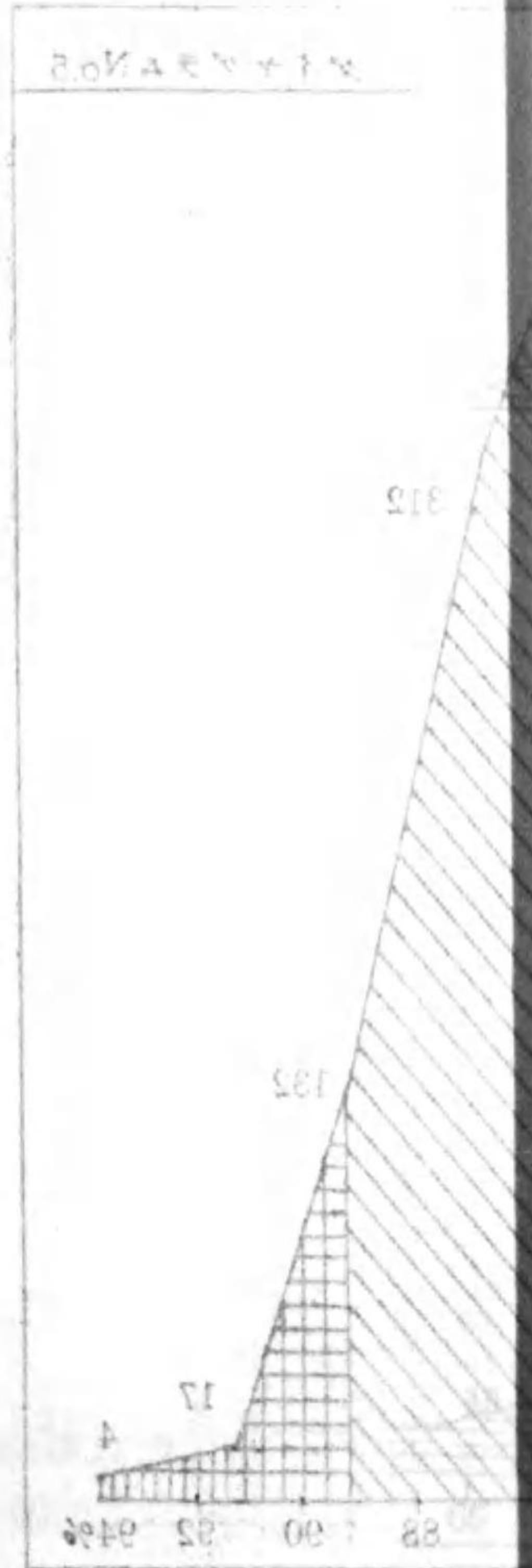
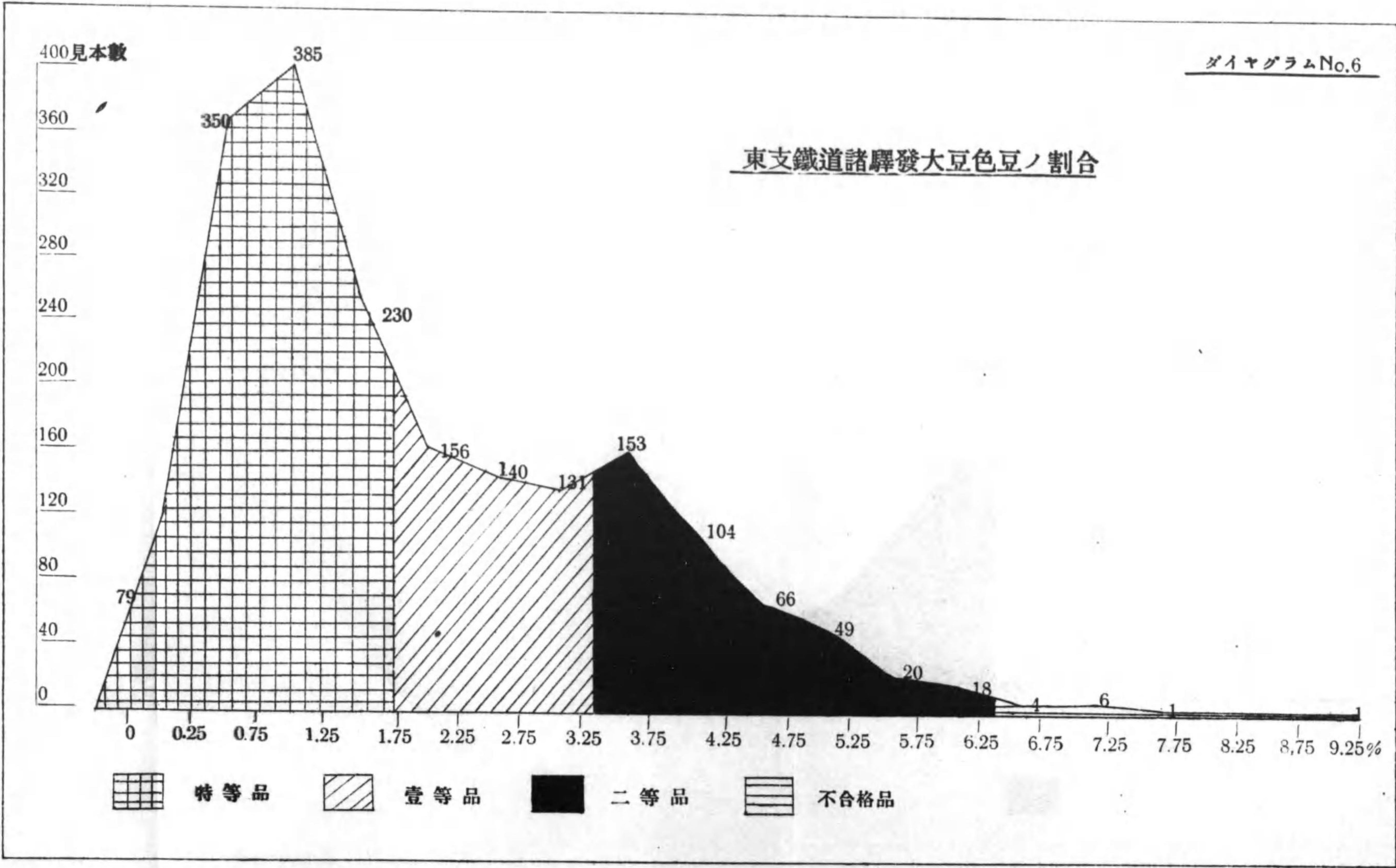


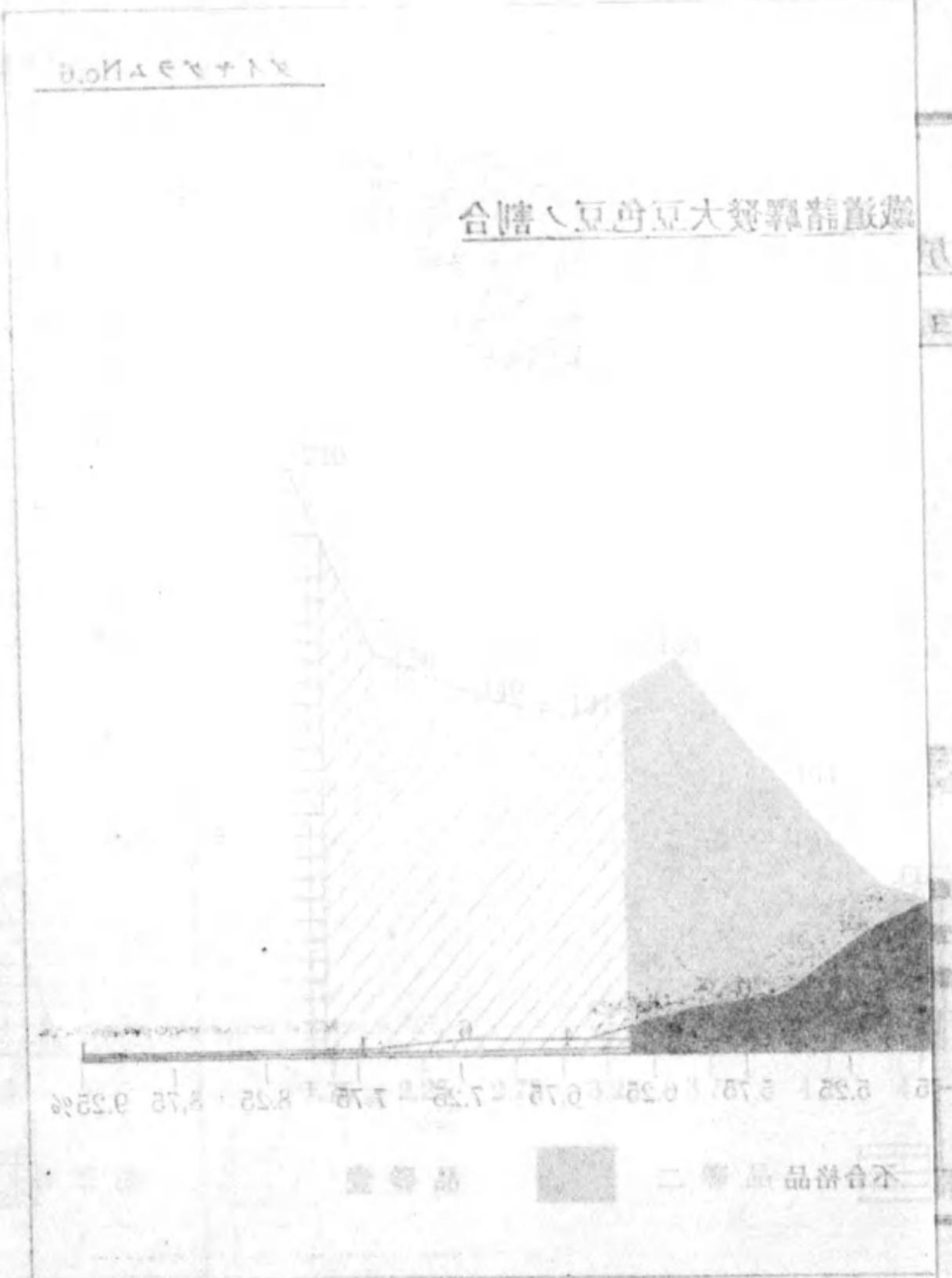
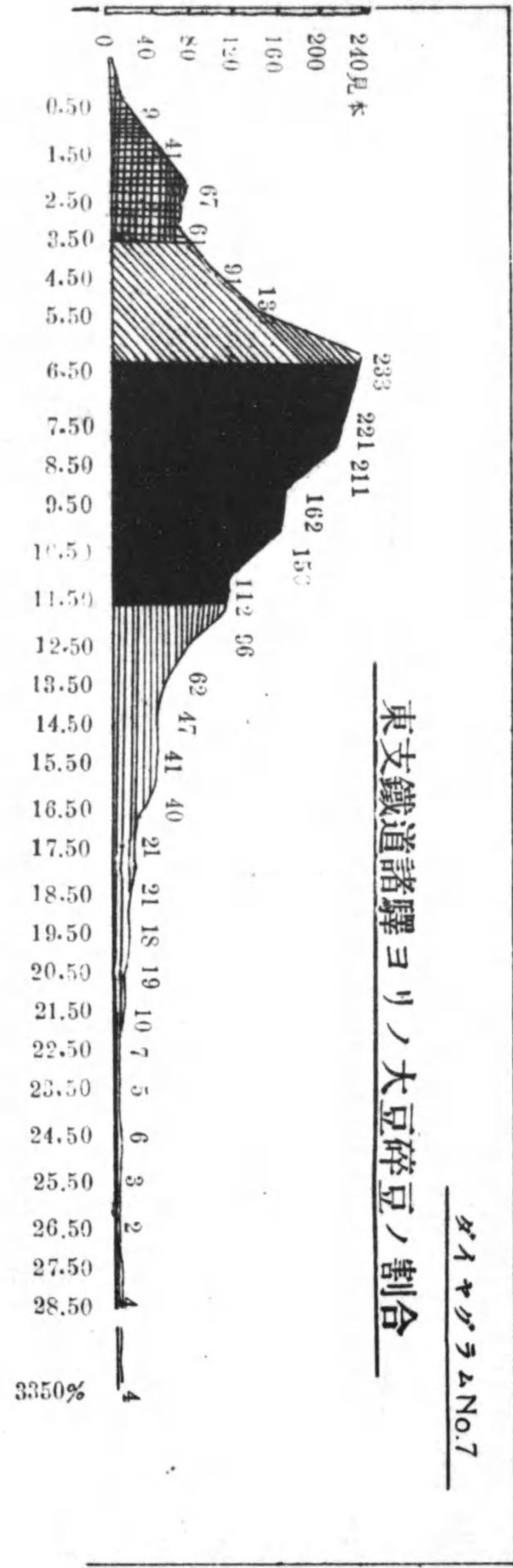


1. 調査の目的
2. 調査の範囲
3. 調査の方法
4. 調査の結果
5. 調査の結論

昭和二十二年一月一日

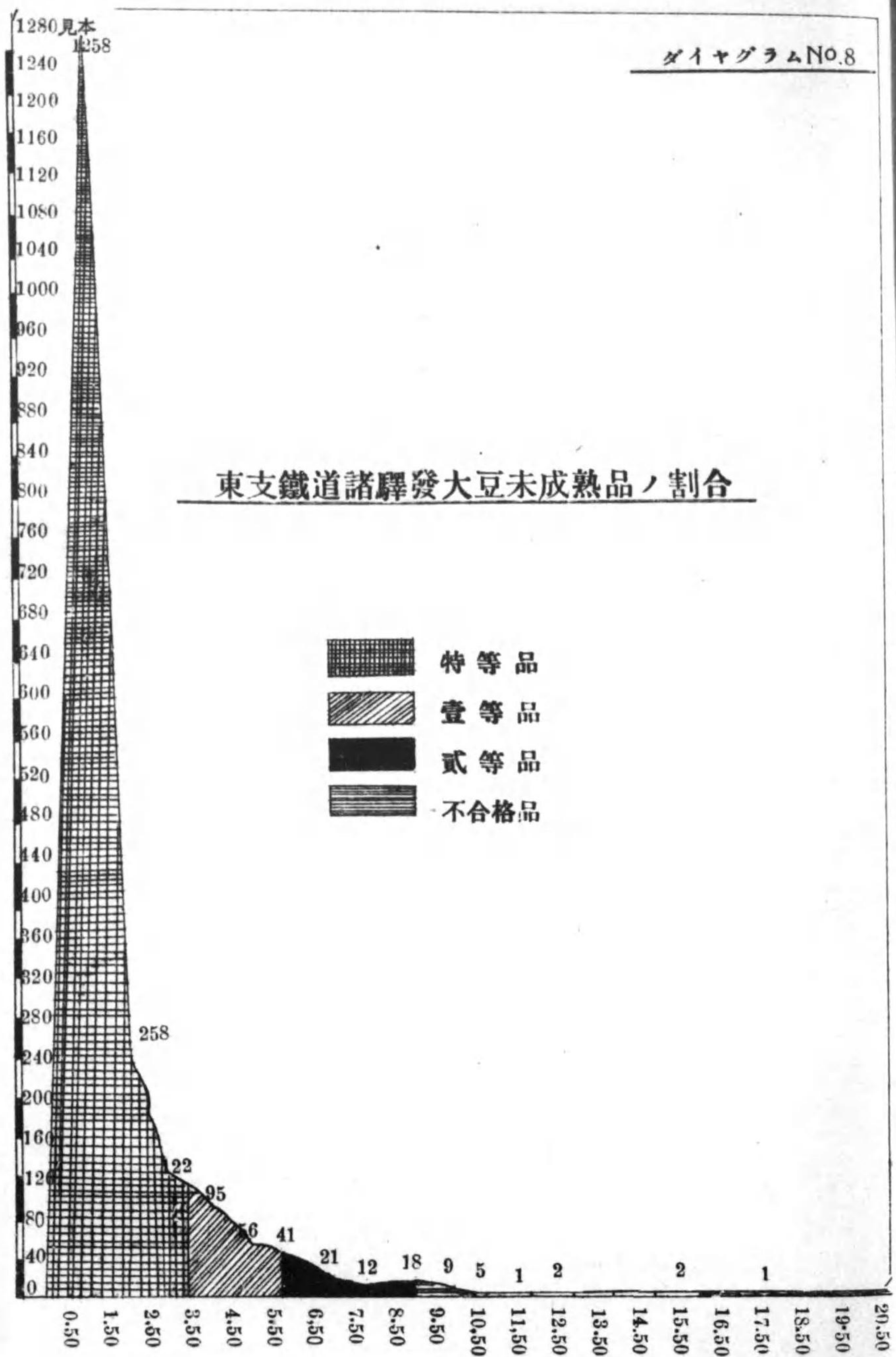
調査員 〇〇〇



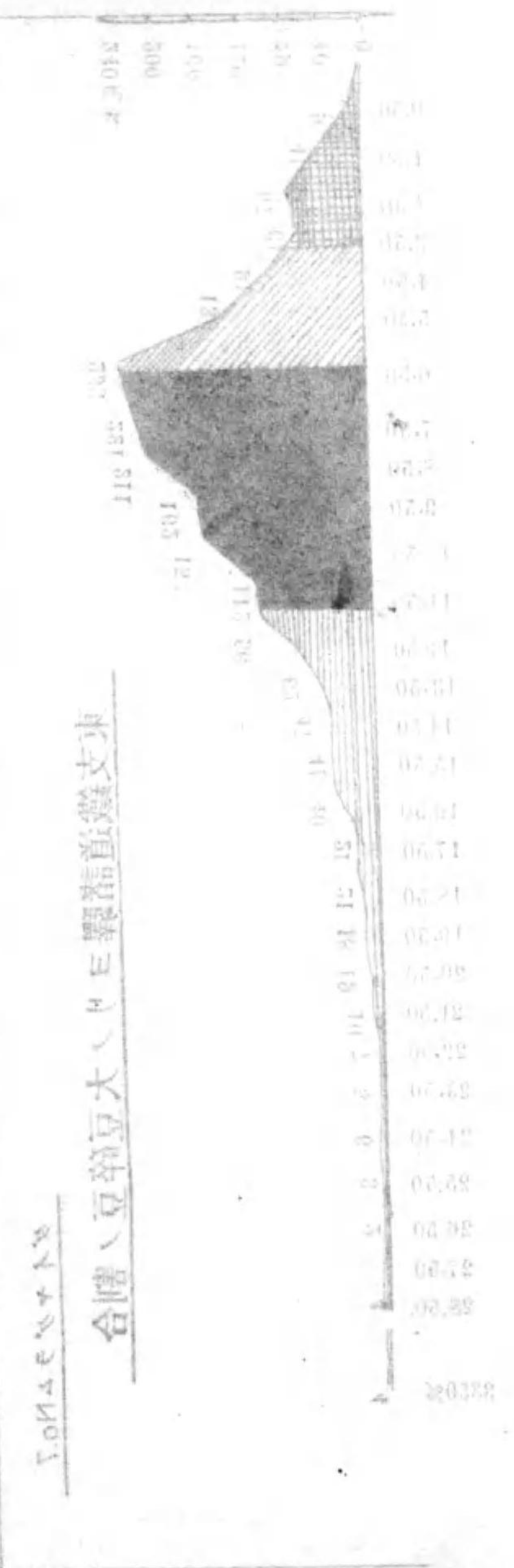


ダイヤグラムNo.8

東支鐵道諸驛發大豆未成熟品ノ割合

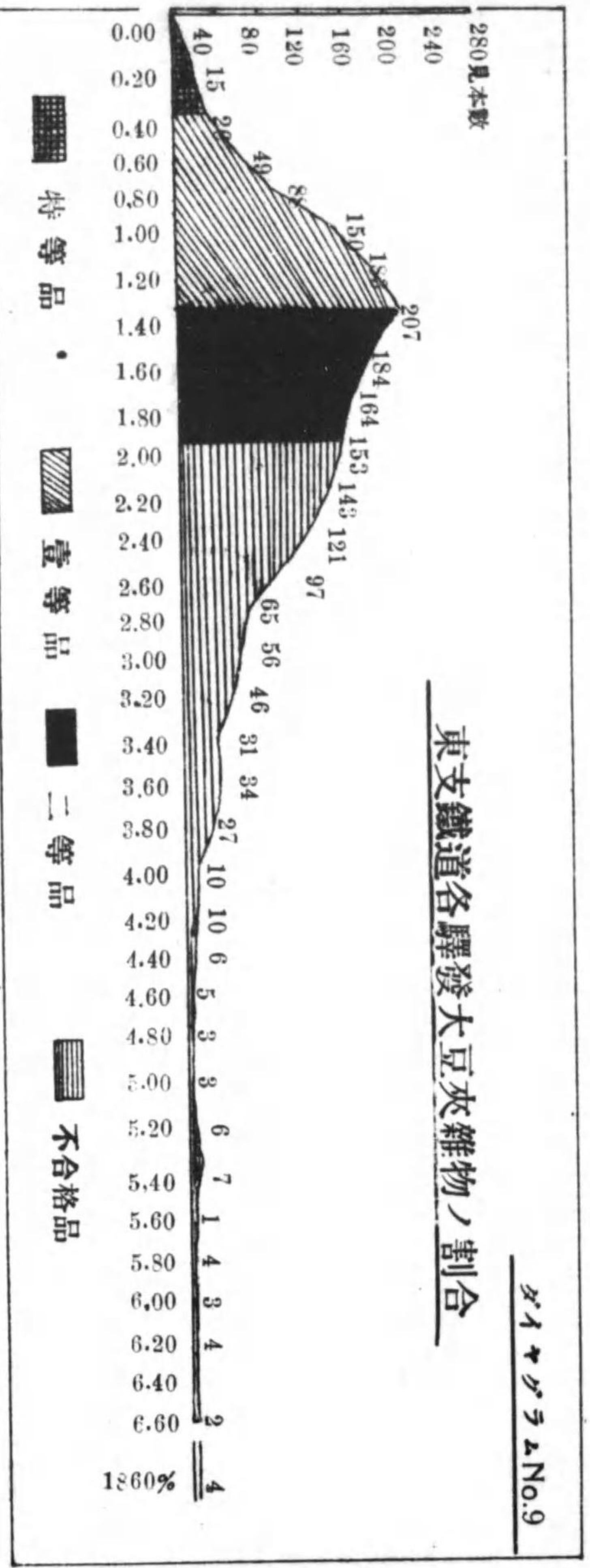
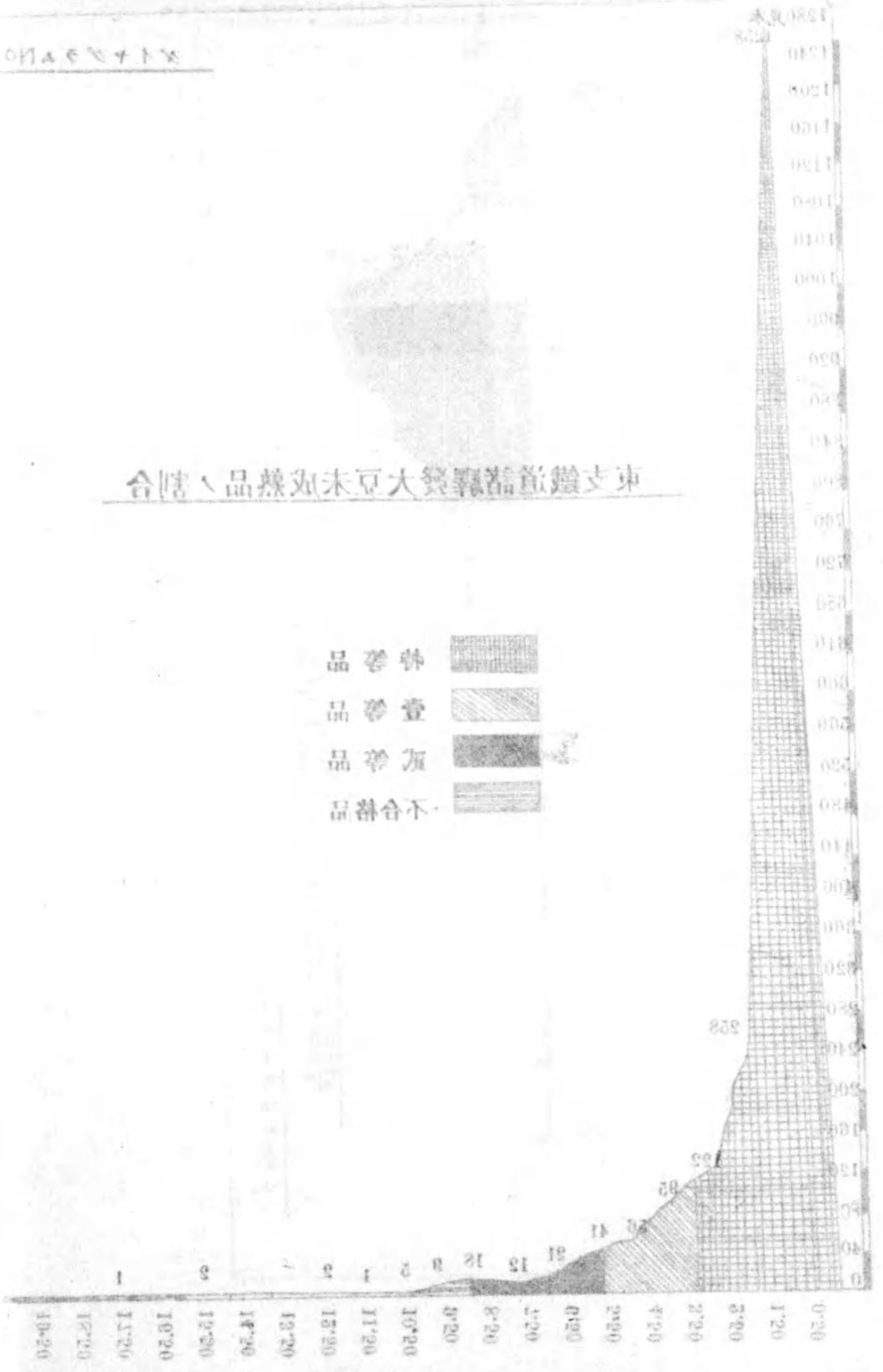


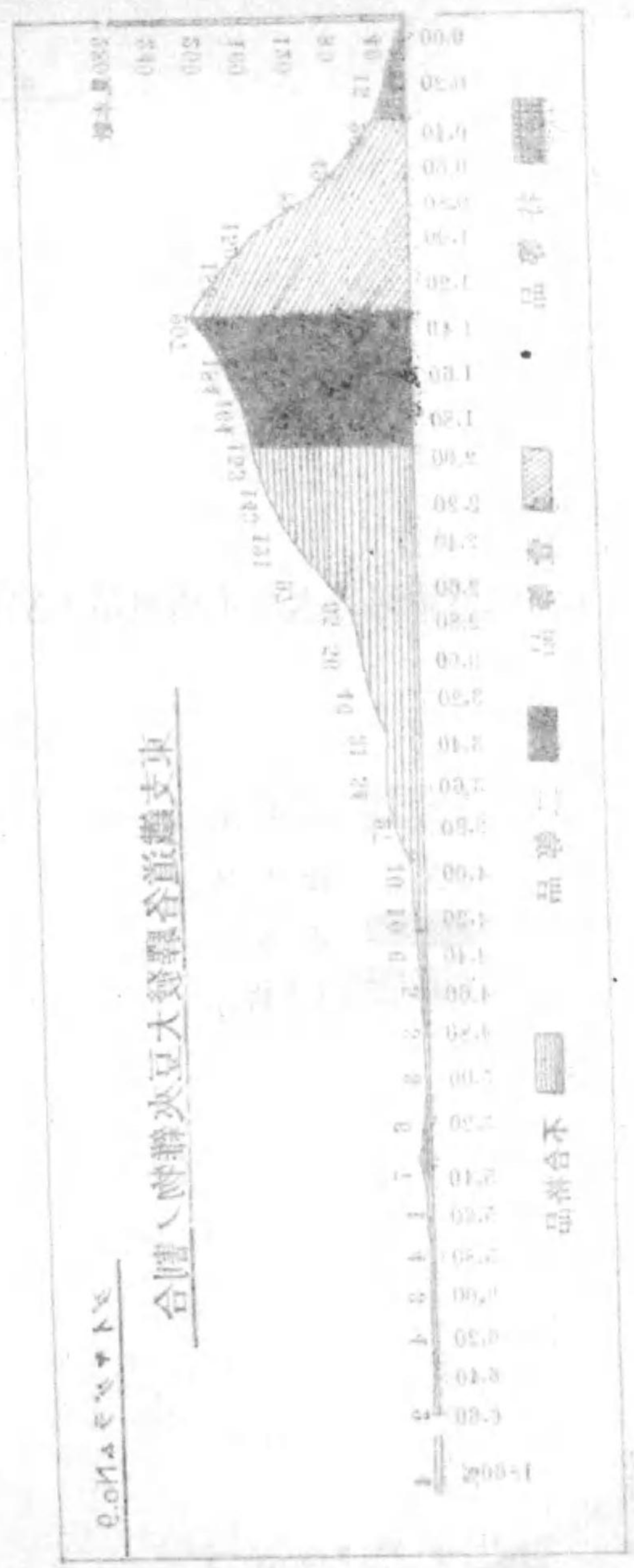
合勝大豆精大ノ品質調査支東



ソノノノノノ

東支鐵道各驛發大豆夾雜物ノ割合





是に於て吾々は公主嶺農事試験所に於て定められたる標準大豆か北滿大豆に對し如何程の適合性を有するものなりや、又兩隣接鐵道の沿線地方に於ける混合保管大豆見本の標準を決定する爲には試験見本數の比例に依つて之を定めることか妥當では無いかと云ふ問題に逢着するのである。

斯の問題は實驗所に於ける吾々の分析試験に依つて證據のある懸念であつたこと、及び一九二五年度の北滿大豆の品質か南滿に於ける夫れと比較し大なる相違を認たるのみならず、北滿夫れ自身各地方に依つて不尠る相違あることをも亦認めたのである。されは吾々は前述の試験の結果に基づき昨年十二月標準大豆決定の爲公主嶺に開催されたる會議上で東支鐵道代表は標準大豆を決定する爲には大豆見本數量を平等にするの必要なることを提議し、此れに對し南滿鐵道代表は將來此の點に就いては協力して働くことを表明したのである、如斯くして吾々は兩鐵道か同一の方向に向つて相協力して進む基礎を茲に作つたのである。

哈爾濱及安達に於ける大正十五年度

自動車交通事情 (附哈爾濱に於ける諸車輛)

一、哈 爾 濱

總 說

現代都市交通機關として重要な役目を持つ電車は松花江畔三十萬の人口を抱擁し、北滿洲の中心都市として燦然たる近代文明の華と矜る哈爾濱市に在りて、上下水滄設備と共に二大缺如である。

後者は暫く措き、前者電車に就いては以前から決して市民が無關心ではなかつた。一九一三年哈爾濱市會は急激なる市の膨張に順應する爲、各種の公共施設十八種の事業を計畫し、總額四百二十萬の經費を計上し、其の内電氣事業(電燈、電車)費として百三十萬留即ち總額の三分の一以上を計上したが、翌一九一四年に勃發した歐洲大戰の爲、此計畫は總て中止するの止むなきに至つた。超えて一九一六年再び電車事業を計畫したが實現するに至らなかつた。一九一九年三度本問題か沸騰し爾來幾多の迂餘曲折を経て敷設特許權者定まり、一九二五年漸く具體的に進行し、翌一九二六年敷設工事に着手し一部線路敷設したものの、本事業には素々市は自己の資金を有せず、市債の見込も立たないので建設費、經營費一切は特許權者の負担である所から資金、其他の關係上工事は屢ば中止され電車の運行を見るは果して何時の日なるやを疑はしむる状況にある。

一方市民か市内交通機關を必要とすることの急は、決して如斯不確定な電車の實現を俟つを許さぬ、且つ不快にして賃金高く、低速にして輸送力の劣等な辻馬車の類にては到底満足する能はず、此の缺乏は勢ひ自動車に向つて異常なる需要を喚起し従て車數年々目覺しき増加を見るに至つた、現在の總數は八百二十台あり。此の内特別區にあるもの五百六十七台に就て見るに、前年十一月現在四百四十五台に比すれば百二十台、更に前々年十一月の四百台に比し百六十七台の増加であり、近々二年間に四割強の増加を見た。又之を將來に就いて考察するに仮令現在工事の進行を行惱んでは居るが、電車の實現は既定の事實であつて、工事も一部出来上つたこと故其の運轉を見るまでには蓋し左程永い時日を要せぬであらう、愈々電車の運轉が開始された曉は營業自動車は相當打撃を蒙むるであらうことは勿論であり、且つ現在の比率を以て増加することも恐らく困難であらう。

斯く哈爾濱市の自動車の異常なる發達は電車敷設延引に負ふ所極めて多いことは勿論であるが、尙ほ左の一事も之が一因たるを失はぬ。

一九二四年十月三日勞農露國が現實に東支鐵道の共同經營權を獲得し、先づ主要幹部の椅子は全部勞農者を以て占められ、彼等の仇敵視する白黨露人か將に溺れんとする者の最後の藁として據つて居つた東鐵より事を構へては放逐し、又市中各種職業、勞働に至る迄職業組合、(C. P. C.)なる堅固な城壁を

設け白黨者流の割込を許さざる爲、曩に東鐵を放逐された失職者は最下級勞働者にさへ容易に就職出來ず、忽ち糊口に窮するものが多かつた、且つ彼等の中相當知識階級者であり社會上にも相當の地位に在つた者は、今更馬車夫とも成り下ることが出來ず、茲に比較的下品ならずして且つ其の収入も割合確實であり、未だ勞農の魔手の及ばぬ營業自動車に其の血路を見出し翕然として之に集まつたのである。

茲に特別區と稱するは東支鐵道舊附屬地のことにして現在東省特別區管轄の下に屬し、埠頭區、新市街、舊哈爾濱、馬家溝、顧鄉屯、獺漢屯、八區等を含む。傅家甸と稱するは特別區外支那商業市街にして吉林省管下に屬し兩者行政の系統を異にす、而して本稿には主として前者、特別區に於ける自動車に就いて記述したのは傅家甸は未だ自動車の發達著しからず、僅かに長距離自動車に於てのみ其の稍見へきものあるが故である。

種類及車輛數

最近調査した所によれば特別區に於ける總數五六七台あり、此の内譯左の如し

一、普通乗用車	四四六
内 官 衙 用	八三
個人自家用	九九
營業用	二六四

二、大型乗合車

一一〇

三、貨物車

一一(最近汚水運搬車として更に約二十台増加した答)

内 官 衙 用	二
營業用	九

右に依り見るときは營業車は總數の七割に當るが營業用貨物車は未だ其の數僅少である。這は一面哈市一般事業界の不活潑を物語るも其の重なる原因は費用低廉なる荷馬車に壓倒されるが爲めである。

右の外傅家甸にあるもの總計二百五十三台(内自家用二十餘台)あり、之を合するときハ爾濱に於ける自動車總數八百二十台となる。

營業事情

哈爾濱に於ける營業自動車の態様は大体下の三つの部門に大別出來る即ち(一)辻待、(二)乗台、(三)長距離之れである、此の内(一)に屬するものは主として特別區に於て營業せられ、(二)に屬するものは特別區内のみを運行し、(三)に屬するものは専ら支那人所有車にして主に冬期結氷中哈市と他の鐵道便なき都市間の交通に従事する。

(一)辻待自動車

辻待自動車は全部小型五人乗であつて、特別區に車籍を有するもの二百六十四台、内毎日運轉するも

の平均夏季に於て二百台、冬季に於て百五十台乃至百台である、大抵は運轉手自ら車輛を所有して居る既に述べた如く従事者は失職無資産者多く、彼等に取つては相當莫大なる車輛購入資金は、素より有する筈なきに不拘、自己に車輛を所有せるは甚だ奇異の感なきに非るも、其の購入方法は最初知人又は友人等より購入せんとする車輛代金の一部を借入れ之を内金として車輛商より車輛の給附を受け残額は半年乃至一年間の月賦償還を以て完済し完全に自己の所有に移すが故である。此の方法はシボレー及フォード二者に於て實行されて居り、シボレーは最初の納付金額、車輛價格の二分の一にて残額は十二ヶ月賦とし、フォードは最初の納付金額、車輛價格の三分の二にて残額は五ヶ月々賦とす（尤も此の方法は近來成績が面白くないので販賣者側に於て餘り喜ばれない様である）。

運轉系統、賃金等は彼等同業者間に別に協定がある譯でない全く各個自由に行動して居る。常駐待合場所は新市街にては秋林「チュウリン」、停車場前。埠頭區にてはモストワヤ街、商務街（何れも中國大街角）の四個所あり、乗合運行系路は大体に於て

(イ)新市街秋林より停車場前を通過し埠頭區に入り中國大街を経て商務街に至る往復、

(ロ)停車場前より埠頭區に入り中國大街を経て商務街に至る往復、

の二系路に概定して居る様である、這は此の系路は通行人最も輻輳し營業價值最も大であるから、無

論乗客の特別の希望又は交通の様様に依り他の徑路に隨時變更することがある。

因に前記運轉徑路中「秋林」とあるは露人經營の百貨店「チュウリン」商會「В. В. Третьяк и Ко.»にて同商會は元々哈爾濱第一の大商會にて哈爾濱總本店は新市街大直街と新賣買街との交叉地にあり、車馬交通上此の交叉點を通過「秋林」と稱して居る。

賃金は本年春頃迄は前記(イ)の徑路に片道一人金二十錢、同(ロ)の徑路は同金十錢であつたが同業者増加したると並乗合自動車との競争の結果、交通漸く頻繁ならんとする本年晚春頃から遂に(イ)の徑路も金十錢に値下けし以て現仕に及んで居る、但し夜間(午後九時後)は各徑路共金二十錢とす。右は乗合の場合であるが、其れ以外の徑路は概ね借切とする、此の場合の運賃は特約せねばならぬ。借切運賃は徑路の様様、乗客の様子、運轉手の懐工合により同一距離にても差異があつて一定しないが大体左記標準を餘り離れない。

前記乗合徑路内	片道一台に付	金四十錢乃至金五十錢
右徑路外(新市街又は埠頭區内若は相互間)	同	金八十錢乃至金一圓
同 馬家溝、舊哈爾濱	同	金二圓
停車場構内より各方面へ	同	金一圓乃至二圓五十錢

夜間は更に右より二割乃至三割高。

而して時間貸の場合は概ね一時間金四圓、二時間金六圓、半日金十圓、一日金二十圓内外を普通とする。

如斯して彼等一日の總収入は勿論晴雨、寒暑により異なるも平均一台に付金十圓乃至金十五圓であるが此の内より運轉費、修繕費、税金、償却費等一切の經費を差引く純益は金三圓乃至五圓となる。

營業自動車に取りて電車は元より頸敵手ではあるが、今哈市の辻待自動車と電車に就いて考察するに元來電車の交通路は此の機關の特質として嚴格に一定線路上に限られて居り、乗客乗降は特定の場所に於て爲されるに反し、自動車の交通線は自由に之を變更し得、又乗客の乗降も隨時隨所に於て爲され得る故、將來電車開通しても乗客吸収上左まで困難を感ぜぬ筈であり、殊に電車に依つて奪はれる可き傾向著しき乗客は、既に現在に於ても之を大型乗合自動車に依り運送されて居る等の事實に鑑み、勿論相當の影響は受るならんも、電車は、必しも本項自動車の存立を危くする丈の脅威とはなり得ないであらう、但し過去の如き増加率は望む可からざるは勿論である（此の事は他にも理由がある即ち同業者増加による収入減及車輛購入困難之である、前者は昨年頃迄はベンジン一罐に付約二十二、三圓の收入ありしものが近來漸く五、六圓に過ぎず、後者は舊東鐵従事員は其の離職と共に相當の退職金を下付されたから之を以て購入出來たか、最近此の退職金の下附されず、加之自動車商は月賦販賣の方法を歓迎せぬに至つた爲め等）

尙ほ特別區に於ける自動車取締規則は左の如きものである、本規則は單に辻待營業自動車のみに非ず特別區内に於ける總ての自動車に適用されるものであるが、今便宜本項に挿入する。

東省特別區自動車取締規則

（東省特別區警察總管理處公布）

- 第一條 自動車ニ對シテハ其ノ自家用タルト營業用タルヲ論セス均シク本規則ニ依リ其ノ取締ヲ行フ、
- 第二條 自動車所有者及自動車營業ヲ爲ス者ニ對シテハ所管區署ヨリ車數ヲ確實ニ調査シ自動車一台ニ付本規則ニ通テ發給シ一通ハ車主ニ給シ一通ハ運轉手ニ給シテ遵守ニ資セシム、
- 第三條 自動車所有者ハ市參事會ヨリ許可證及鑑札ヲ領取シ規定ノ稅捐ヲ納付スヘシ、市參事會ハ該車所有者及運轉手ノ姓名、年齢、原籍、住所及車臺番號ヲ検査シテ所定ノ臺帳ニ記入スヘシ、
- 第四條 營業用自動車ハ各該區署ヨリ本規則ニ依リ其ノ取締及監視ヲ受クヘキモノトス、
- 第五條 自動車ノ運轉速度ハ一分間半支里（註、一時間十哩強）ヲ超ユルコトヲ得ス且ツ曲角及人ノ群集セル場所ハ徐行シ警笛ヲ鳴ラシ危險ヲ免レシムヘシ、
- 第六條 自動車運轉中ハ巡警ノ指揮ヲ受クヘシ、
- 第七條 巡警ノ指揮手勢ハ左ノ如シ、
- 一、巡警カ右手ヲ上ニ舉クルハ進行ヲ停止スルノ標示トス

- 二、巡警カ上ニ舉ケタル手ヲ下ケタルトキハ進行差支ナキ標示トス
- 三、巡警カ右手ヲ右方ニ平ニ出セルトキハ右方ニ進行差支ナキ標示トス
- 四、巡警カ左手ヲ左方ニ平ニ出セルトキハ左方ニ進行差支ナキ標示トス

第八條 自動車カ曲角等ノ場所ヲ進行スルトキハ第五條ノ規定ニ依ルノ外運轉手ハ手勢ヲ以テ方向ヲ示シ巡警ノ指揮ニ便スヘシ、

第九條 運轉手ノ手勢ハ左ノ如シ、

- 一、右行ノ場合ハ右手ヲ右方ニ向ケ指示スヘシ
- 二、左行ノ場合ハ左手ヲ左方ニ向ケ指示スヘシ
- 三、前行ノ場合ハ右手ヲ前方ニ向ケ指示スヘシ

第十條 運轉手ハ自動車乗客ニシテ竊ニ危險物ヲ携帯セルヲ發見シタルトキハ直チニ巡警ニ報告スヘシ若シ之ヲ知ツテ報告セサル場合ハ共謀者ト看做シ處罰スヘシ、

第十一條 運轉手カ匪賊ト共謀シテ掠奪ヲ行ヘル等ノ事實アリタル場合ハ該車所有主ハ連帶責任ヲ負ヒ自動車ハ之ヲ沒收シ公賣ニ附シテ官ノ收入ト爲ス、

第十二條 自動車若シ危險事故發生セル場合ハ直チニ運轉ヲ中止シ巡警ノ指揮ヲ俟ツヘシ、

第十三條 日没後ハ自動車ノ前後ニ燈ヲ點スヘシ、

第十四條 自動車ノ到着地點ハ廣濶ナル場所ヲ擇ヒテ停車シ運轉手ハ自動車ヨリ遠ク離ル、コトヲ得ス

第十五條 本規則ニ違背セル者ハ違警罪ニ依リ處罰スヘキモ其ノ罪狀重キモノハ法庭ニ送リ法律ニ依リ處分ス、

第十六條 本規則ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

(二) 乗合自動車

現在哈市に營業する乗合自動車（本自動車は全部大型にして前項小型自動車と區別する爲め本稿には便宜小型の分を「辻待」、大型の分を「乗合」と稱することにした）は百十臺あるが同業者は一つの組合を組織し之に依り官憲の承認の下に車輛數を制限（現在は百十臺に限定）し賃率、運轉系統を整理統一して相互の利益を擁護し、且つ爭議の調停、官憲との交渉、諸材料、原料購入の便宜を謀り、之が實行の爲め規約を設け市中各所に監督を配置し運轉系統の整理を行つて居る。

營業範圍は營業者が大部分露入である關係上、支那法令に準據し、特別區内に限られ（特別區外にては一般的に外人の自動車營業は支那官憲により禁止されて居る）更に組合規約により運轉徑路を限定されて居る、組合は毎日徑路の繁閑を參酌し車號を指定して之を夫々の徑路に振り當て以て各個收入の厚薄を調節する、例之大正十五年十月五日の振當數は左の通であつた。

中國大街—大直街線

三四

同	馬家溝線	三八
傳家	甸一香房線	二九
傳家	甸一顧鄉屯線	一
モストワヤ街一傳家甸線		一五

斯くの如く振當てられた爾餘は休車となるのであるが、此の配置は各車輛に付ては循環的に一線より他線に移り、休車は夏季は二十臺其他は十一台であつて一車輛に對しては一週間乃至十日に一回休車となる、此の休車日は該車輛の修理及乗務員の休暇日に充てられる。乗合自動車は車体は全部十六人乗以上の大型なる爲輸送能力他に比し大であるから、未だ電車の設備なき現在の哈市に於ける民衆交通機關として最も利用されて居り、ハルビンデリーニウス紙の記載する處に依れば年乗客運送總數八百萬人と云はれる、然るに此の大なる輸送量に比し事故數は一九二五年中僅かに九件（〇%〇〇七三）に不過而も内五件は僅かな硝子のカスリ傷位であり、所有者に損害賠償を申出たもの三件に過ぎなかつた。

尙ほ前に組合は車輛數を百十台に制限して居ることを述べたが、此れは現在の哈爾濱交通量は未だ此の數以上を要するに至らぬこと及車數の増加は一單位の運輸收入の減少となり、然るに車輛所有者及従事員は皆特に貧乏な者であるから收入の減少は忽ち其の生活方面に差響き延びては技術的方面の低下（修繕費の節約、安價材料の使用等による）となり事故發生の因を作る故、結局交通安全の必要より斯く

爲さねばならぬのである。因に前記百十台の自動車にて生活する者は全部で六百人あり、即ち一台に付六人平均となる。

運轉系統、運賃

運轉徑路の主なるものは前項車輛配置の節に述べた通りであるが之に對する運賃率、乗客數、運轉數を示せば左の通りである。

(イ)中國大街 大直街線（埠頭區中國大街の西部商務街を出發點とし、モストワヤ、新城大街、士官街を経て新市街に入り停車場前より車站大街を上り莫斯科廣場中央寺院より右折大直街を経て東支商業學校前に至る往復）

配置車數平均二四台、一台平均十三名、一回平均十名、運賃一人片道十五錢。

(ロ)中國大街一馬家溝線（前掲イ）と同一地點を出發し莫斯科廣場迄は同一徑路を通過し同廣場にて左折し秋林洋行前にて更に右折して南行馬家溝に至る往復）

配置車數平均三十台、一台平均七乃至九往復、一回平均十二名、運賃一人片道十五錢。

(ハ)傳家甸一香房線（傳家甸南勳街入口を出發點とし八區東端の道路を通過し新市街に入り停車場前より車站大街を真直に舊哈爾濱（支那名香房）の田家燒鍋部落に至る往復）配置車數平均三十台、一台平均七往復、一回平均十二名、運賃一人片道十五錢。

(二)モストワヤ街―傅家甸線(モストワヤ街新城大街角を出發しモストワヤ街を経て八區を横斷し傅家甸正陽街の入口に至る往復)配置車數平均十五台、一台平均二十往復、運賃一人片道金五錢。

(ホ)傅家甸―顧郷屯線(前記「ハ」と同一地點を出發し埠頭區士官街に出で之より哈爾濱停車場の裏に出で獺漢屯の東端を経て顧郷屯―露人の所謂インテンダントスキ村に至る往復)配置車數一―二台
一台平均七往復、運賃一人片道金二十錢

前記以外の徑路は營業價值少きを以て平時は運轉せぬ。又運賃は本年より辻待自動車數の増加に鑑み之と對抗上右全線共片道一人金十錢に値下げしたが十一月一日より再び冬期運賃として之を引戻した同時に同一線上に於ても距離や乗客の密度により更に賃率を細別した、一人片道賃率左の通り

- 一、埠頭區―停車場―秋林 十錢
- 一、同 秋林―馬家溝 十五錢
- 商業學校前 五錢
- 一、停車場―中央寺院―秋林 五錢
- 一、埠頭區商務街―同區 十二道街 五錢
- 斜紋街 五錢
- 一、斜紋街―停車場 十錢
- 一、埠頭區―獺漢屯 十五錢
- 一、埠頭區―曲街 十五錢

- 一、傅家甸―停車場 十錢
- 一、傅家甸―中央寺院―ホルワツト中學 十錢
- 一、傅家甸―香房 十五錢
- 一、中央寺院―馬家溝―香房 十錢
- 一、士官街―顧郷屯 十錢
- 一、傅家甸―兵衛街 十五錢
- 一、モストワヤ街―傅家甸 五錢

(午後十時半以後は隨時増額す但し二十錢を超ゆることなし、金圓にて支拂ふも割引なし)註、本賃率制定當時は金圓は銀より騰貴し居たり)

冬季運賃を引上げるは直接運轉費用の増加を意味するに非ず、冬季は保温の關係上乗客は一般に辻待よりは乗合の方を歓迎する故辻待と競争の必要なに至る故、外に乗客定員は服裝の關係上夏季は十六人なるも冬季は十四人に減せざる可からざる故である。

營業狀態

乗合自動車は前記の如く總て組合に加入し從て其の營業方面に關しても之が拘束を受くることが多い、然し個々の收支に關しては組合は之が權外にあることは勿論である。乗合自動車の收支に就いては

右の如く組合に於て關係せざる故個々の調査に待つの外なきを以て實際の収入は之を知るに困難なるも、前記運轉回數及賃率並乘客數より推算して畧之を知ることか出来る、此の推算に依れば一日一台平均約四十圓内外となる。此の推算は下に述べる支出の状況より見るも畧妥當なるものと云へる。即ち組合秘書の語る所によれば一日一台の全費用(消耗品、乗務員給料、修繕費及税金、組合費一切)平均約二十五圓を要す(本費用中には車輛償却費又は金利等を含まざるもの、如し)るが故に之より少き収入は直ちに欠損を意味する。

尙ほ各種賦課金は市税として四ヶ月に付四拾七圓、年額百四拾壹圓。組合費として月額拾圓(組合規約によれば毎月の賦課金は組合費用に順應して課する旨の條項あるも從來の例によれば概ね月十圓である)年百二十圓である。

乗合自動車の取締に關しては前述特別區自動車取締規則を適用するは勿論なるも、更に最近左の特別規定が新に布告された。

因に本自動車は將來哈爾濱市に電車開通の上は全部廢業せざる可からざる運命を有す(乗合自動車所有者は各將來哈市に電車開通の上は其の營業を廢止すへき誓約書を市會に納入しあるが仄聞するに同業者は電車開通後と雖も當分該誓約書實行の延期方を運動すへく寄り寄り協議中なりと)。

乗合自動車の新規定 (十月三十一日ルスコエスロ紙所載)

哈爾濱警察總署は當市乗合自動車の運轉並に其取締に關し左記新規定を設け之を布告した

一、從來(夏期)ノ乗合自動車乘客座席定員十六ヲ冬期(自十一月一日至四月一日)間十四ト改ム

二、「キタイスヤ街」、「ノヴオゴロドゥナヤ街」、停車場管轄區ニ於ケル速力ハ一時間十哩迄、其他ノ諸

通路ニ於テハ十五哩迄トス

三、自動車ノ進行中ハ乘客ヲシテ乗降セシメサルコト

四、乘客ハ車内ニ於テ喫煙、吐唾、並ニ運轉手ト交話セサルコト

五、車内ニ各種廣告ヲナサルコト

六、車体ノ清潔ヲ保ツコト

七、以上ノ規定ニ違背スル者ハ處定ノ法規ニヨリ處罰ス

車種

乗合自動車の車種及其の輛數左の如し

ダッジ(Dodge) 一、 スチワード(Steward) 一

インターナショナル(International) 八、 シボレー(Chevrolet) 二五

フォード(Ford) 七四

但シフォードは價格安價なるも車体脆弱にして耐久力を欠くこと云はれ漸次減少し他の車に代りつつあ

る。
乗合自動車組合に就て

乗合自動車組合は其の規約第一條に記載せる如く同業者の利益の擁護、組合員相互並組合と他の同業者間の相互關係の調節、官衙及公衆との交渉、運行の監督及附屬品、諸材料購入の便宜を謀るを目的として成立せるものにて現在組合員數九十一名を有す、組合は理事長、理事、組合員を以て組織せられ業務機關として組合員總會、理事會、監査委員會並之を補助する各種委員會を設けてあり之等機關の管掌、權限等は左に掲ぐる組合規約に定められて居る通りである。事務所は埠頭區商務街にあり使用人五名を置き又市中各運轉路の要衝に合計二十七名の現場監督を派し自動車の運行秩序を整理監督して居る。

哈爾濱特別區乗合自動車組合規約 (原文露文)

目的

第一條 乗合自動車聯合組合ハ乗合自動車營業者ノ利益ノ擁護、組合員同業者間並組合員ニ非ル同業者トノ相互關係ノ調節、官衙及公衆トノ交渉、運行ノ監督及組合員タル自動車所有者ニ對シ附屬品諸材料其他購入ノ便宜ヲ謀ルヲ以テ目的トス

組合權限ノ範圍

第二條 組合ハ哈爾濱特別區域内ニ於テ其ノ權限ヲ有ス

組合ノ規則

第三條 官公署並一般公衆ニ對シ組合ハ本規定ニ定ムル義務ヲ負フ

第四條 本組合ハ「哈爾濱特別區乗合自動車所有者組合」(Общество Автолюбителей в г. Харбин)ト稱シ規定ノ組合公印ヲ所有ス

組合ノ事務執行

第五條 組合ノ事務ヲ執行スル爲組合員總會ニ於テ組合員ヨリ理事十一名ヲ撰出ス、理事ノ任期ハ一箇年トス

第六條 理事ノ内ヨリ理事長(組合長)副理事長及會計係各一名ヲ撰出ス、各任期ヲ一ケ年トス

第七條 理事會ハ理事半數以上ノ出席ヲ以テ開催シ決議ハ多數決ニ依ル、可否同數ナルトキハ理事長之ヲ決ス、決議事項ハ一定ノ帳簿ニ登錄保管スルモノトス

第八條 組合ノ會計ヲ直接監督スル爲理事中ヨリ監査委員五名ヲ撰出ス、監査委員ハ同時ニ理事タルコトヲ得ス

第九條 組合ノ事務執行ノ爲監査委員書記其他必要ノモノヲ願備ス

第十條 理事會ハ之ヲ哈爾濱市ニ置ク

維持費

第十一條 組合維持費ハ毎月組合ノ維持ニ必要ナル額ニ準應シテ決定シ組合員ノ所有車數ヲ單位トシ組合員ヨリ徴收シテ之ニ充ツ

組合費ノ増減ニ關シテハ毎月其額ヲ警察總局ニ報告スルモノトス

補則 組合員カ本組合ニ席ヲ有ヘル全期間ヲ通シテ組合費負擔ノ義務ヲ有スルモノトス、組合費負擔ノ義務ノ消滅ハ組合ヲ脫會シタルトキニ限ル、脫會セントスルトキハ屆書ヲ提出スルヲ要ス

權限並義務

イ、總會

第十二條 組合員總會ハ組合及理事會ノ事務總括並監督ノ最高機關トス

第十三條 組合員總會ハ左ノ場合ニ監督官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ招集スルモノトス

理事會並監査委員會ニ於テ必要ト認メタルトキ

組合經費ノ濫費、會計決算ノ事務不正ヲ發見シタル場合並組合員二十名以上聯名ヲ以テ請願

アリタル場合

第十四條 總會ヲ開催セントスルトキハ各組合員ニ之ヲ通知シ其ノ半數以上ノ出席者アリタル場合ニ限

リ之ヲ開催ス

補則一、出席人員カ前記ノ數ニ達セザルトキハ一週間ヲ經テ更ニ招集ス此場合ハ出席者定數ニ達セ

サルモ會議ヲ開催シ得ルモノトス

二、總會ノ裁決ハ多數決ヲ以テシ、可否同數ノ場合ハ議長ニ於テ決ス

第十五條 總會ニ於ケル議長ハ組合員ノ内ヨリ之ヲ撰出ス、但シ理事及監査員ハ議長タルコトヲ得ス

第十六條 總會ノ書記ハ便宜理事會ノ書記ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條 總會ノ決議書ニハ參會セル組合員全部及議長並書記署名スルモノトス

第十八條 總會ニ於ケル協議事項左ノ如シ

一、理事ノ選舉

二、監督官廳ノ承認ヲ要スル組合事務ノ擴張、縮少及組合ノ解散ニ關スル事項

三、理事會ヨリ監督官廳ニ提出スベキ規約案ノ討議

四、毎月ノ組合費賦課額ノ査定

五、年度決算ノ承認、事業成績ノ審議

六、乗合自動車賃金ノ査定

七、乗合自動車ノ新運行徑路ノ決定

八、乗合自動車運轉時間及運行上ニ於ケル秩序維持ニ關スル事項

九、新規加入者ニ關スル事項

一〇、本規約或ハ總會又ハ理事會ニ於テ決定シタル事項ニ違背シタル組合員懲戒（理事會ヘノ報告ヨリ除名處分ニ至ル）審議

補則 總會ノ決議事項ニシテ第四、五、六、七及八項ニ關スルモノハ理事會ハ之ヲ監督官廳ニ報告ス

ロ、理事會

第十九條 理事會ハ左記事項ヲ執行ス

一、總會決議事項及其他一般委任事項ノ實施

二、組合ノ庶務並會計ノ掌理

三、總會ノ招集

四、官、公衙、商工業機關並其他一般公衆トノ交渉事項

五、其ノ費用組合維持費ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ爲ス乗合自動車營業上ニ關スル官、公衙、商工業機關及其他一般公衆トノ諸契約ノ締結

六、組合事務處理上必要ナル費用ノ支出（事務所費、事務員給料其他小雜費等）

七、組合員並乗合自動車従事員ノ登記事項

八、監督官廳ノ布告命令、總會及理事會ノ決議事項ノ通達並其實行上ノ監督

九、乗合自動車組合員間及従業員ト持主トノ間ニ生シタル乗合自動車營業上生シタル爭議ノ調停並同

一般公衆ト組合員間ニ生シタル紛争ノ調停

一〇、年度末ニ於テ監督官廳ニ提出スヘキ組合事業成績及收入ニ關スル報告書ノ作成並提出

ハ、理事長

第二十條 理事長ハ組合事務所ノ執務、會計及出納事務ヲ監督シ支出豫算ヲ作製スルモノトス

ニ、監査委員會

第二十一條 監査委員會ハ毎月會計ニ於ケル金錢現在高ヲ検査シ其結果ヲ一般會員ニ告示スル義務アル

モノトス

第二十二條 監査委員會ハ金錢出納ニ關シ不正ヲ發見シタルトキハ總會ニ報告スル爲理事會ニ通知スル

モノトス

ホ、組合員

第二十三條 組合員タルニハ乗合自動車所有者ニシテ且ツ現ニ刑事裁判被告人ナラサズ者並禁治産者ニ

非ルモノタルコトヲ要ス

第二十四條 新ニ組合員タルラントスル者ハ二名ノ保証人ヲ附シ申込ムモノトス

加入ノ許否ハ總會ニ於テ之ヲ決定ス

第二十五條 組合員ハ監督官廳、總會及理事會ノ命令、布告、決議事項遵守ノ義務アルモノトス

第二十六條 組合員ハ自己所有ノ乗合自動車ヲ賃貸シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得、此ノ場合豫メ理事會

ニ其ノ旨通知スルモノトス

第二十七條 組合員所有ノ乗合自動車ヲ購買營業スルモノ並共有者トナリタルモノハ之ヲ組合員ト認ム
仍テ本規約ニ定メタル事項ヲ遵守スル義務アルモノトス

第二十八條 組合加入ニ際シテハ理事會ニ對シ組合規約及總會並理事會ノ決議ヲ遵守スル旨ノ誓約書ヲ
入ルルコトヲ要ス

第二十九條 總會ニ於ケル投票權ハ所有乗合自動車一臺ニ付一票トス

第三十條 同一ノ乗合自動車ノ共有者ハ總テ組合員ノ資格ヲ有スルモ投票權ハ一票ナルヲ以テ共有者中

何レカ一人ニ投票權ヲ委任スルモノトス

第三十一條 組合員刑事被告人トナリ其ノ刑確定シタルトキ又ハ準禁治産或ハ禁治産ノ宣告ヲ受ケタル
場合ハ之ヲ總會ニ報告シ組合ヨリ除名スルモノトス

第三十二條 組合員相互間ニ於テ乗合自動車營業ニ關シ爭議ヲ生シタルトキハ之カ調停ノ爲理事會ニ對
シ爭議調停委員會(調停委員會ハ理事長ノ指定シタル三名ヨリ成リ理事長ノ代理者ト認ム)ノ編成方
ヲ請求スルコトヲ得

該委員會ハ提出サレタル事件ヲ公平ニ裁決スヘキモノトス
委員會ノ決定ニ不服アル場合ハ再審ヲ求ムルコトヲ得

解散ニ關スル規定

第三十三條 監督官廳ヨリ乗合自動車營業ヲ停止サレ或ハ組合員三分ノ二以上ノ脱會アリタルトキハ總
會ヲ開キ(後者ノ場合ハ殘部ノ組合員ヲ以テ)總會ハ五名ノ特別委員ヲ撰出シ殘務整理ヲ爲サシメ且
ツ其ノ事業ノ結果ヲ監督官廳ニ報告セシムルモノトス

第三十四條 組合解散シタルトキハ監督官廳ノ規定ニ基キ其ノ旨一定ノ期間公告スルモノトス

第三十五條 本規約ハ監督官廳ノ認可アリタル日ヨリ其効力ヲ生ス

本規約ハ監督官廳ノ認可ヲ得テ其ノ一部又ハ全部ヲ變更スルコトヲ得

(譯員中村慶氏譯)

(三)長距離自動車

哈爾濱に於ける長距離自動車營業は總て傅家甸に於ける支那人に依りて營まれる。而して之等は傅家
甸を根據地とし概ね松花江北呼蘭中野に散在する各都市村邑間を運轉する故最大の活動は主に冬季結氷
中に行はれる、其の營業狀態其他に就ては既に本彙報第四卷二號に於て記述したから此所には之を省略
する。

而して哈市に於ける長距離自動車營業は現時支那人の獨占的事業となつて居る、がこれは支那政府交通部並吉林省發布の規定類を根據とした濱江縣知事の左記布告によつたものである。

外人長距離自動車營業取締 (十四年十月晨光報所載)

濱江縣知事は吉林省實業廳發布吉林省商人自動車單行章程第一條により中國商民が本省に於て自ら自動車を購入し之を以て長距離營業を爲すものは左の各項により願書を提出し實業廳の證明を受け省長に轉呈する事を布告した。

一、創始理由書二、營業規則三、定測路線圖及説明書四、車輛圖式及電力強度五、創設費用概算書六、營業收支概算書七、資本總額及出資金提出確實之證憑八、營業者の姓名籍貫、職業、住所履歷書
又長途汽車營業規則第六條所載により自動車は危險物禁制品を積載し得ず、之等の事は既に一般に知らして居る筈なるが長途自動車營業は支那人に限り且つ第一條各項及第六條の制限に合致せされは許可されたることは本埠商民が未だ知らぬ者あるを怖れ特に布告されたのであるから長途汽車を開業せんとする者は須く上記遵守すべきである。
尙ほ長距離自動車に關する條例規則は左記に掲げ参考に資す。

長途汽車公司條例 (七年七月二十九日交通部)

第一條 中華民國人民が資本ヲ集合シ汽車公司ヲ設立セントスルモノハ左ニ列記スル書類及圖面ヲ提出シ交通部ノ許可ヲ請願スヘシ

- 一、創立理由書
 - 二、仮營業規定
 - 三、道路實測圖及説明書
 - 四、車輛樣式及電力ノ強度
 - 五、創立費概算書
 - 六、營業收支概算書
 - 七、資本總額
 - 八、發起人ノ姓名、籍貫、職業、住所
- 第二條 交通部前條各項ノ書類及圖面ヲ受付ケタルトキハ之ヲ査閲シ改正ヲ要スル箇所アルトキハ發起人ヲシテ訂正セシム

第三條 發起人ハ資本總額ノ十分ノ二以上ヲ引受クルコトヲ要ス

前項ノ資金ハ設立請願ト同時ニ資金支出ノ確證トシテ交通部ニ納入スルモノトス

前項ノ資金支出ノ證憑ニシテ疑義アルトキハ交通部ハ地方行政長官ニ委託シ又ハ人ヲ派シテ調査セシム

第四條 交通部ハ發起人ノ提出シタル各種書類並資本支出ノ確證ヲ検査シテ正當ト認メタルトキハ之ニ許可證ヲ發給ス

第五條 交通部ハ公益上ノ必要アリト認メタルトキハ許可證中ニ條件ヲ附加スルコトアルヘシ
發起人前項ノ條件ニ違反シタルトキハ許可證ハ其ノ効力ヲ失フ

第六條 營業許可證中ニ開業期限ヲ定ムルコトアルヘシ
前項ノ期限ヲ超ユルモ尙ホ開業セサル場合ハ許可證ハ其効力ヲ失フ但シ止ムヲ得サル事由ニ依リ開業シ能ハサル場合ハ期限前ニ其ノ理由ヲ叙シ交通部ニ其ノ延期方ヲ申請スヘシ

第七條 公司設立許可後止ムヲ得サル事由ノ爲メ設立ヲ中止シタルトキハ其旨交通部ニ届出デ既ニ發給ヲ受ケタル許可證ハ之ヲ返納スヘシ

第八條 公司ハ設立許可證ヲ受領シタルトキハ公司ニ關スル法令ニヨリ登記シ且ツ運行通路並公司所在地ノ地方行政官署ニ其旨届出スヘシ

第九條 自動車公司ハ其ノ營業ノ發展及旅客ノ安全ヲ計ラン爲メ公司所在地、運轉徑路通過地方ノ行政官署ニ相當ノ保護ヲ請求スルコトヲ得
急ヲ要スル事故發生ノ場合ハ地方行政官署ニ軍警ノ保護ヲ請求スルコトヲ得

第十條 公司ノ自動車ハ平時戰時ヲ論セズ軍用ニ供スル義務アルモノトス、此ノ場合貨客ノ運賃ハ半額トス、軍用票ノ様式及乗車規則ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ公司之ヲ定ムルモノトス

第十一條 運轉通路地方ニ於ケル土地ノ購入、家屋ノ建築、道路ノ修築、橋梁ノ架設、山路ノ開鑿等ハ工事着手前ニ地方行政官署ニ申請シ協力施行スヘシ
前項ノ工事ニシテ危険防止ノ必要アル箇所ニハ相當ノ設備ヲ施スヘシ

第十二條 工事並運轉上必要ノ設備ニシテ交通部ニ於テ不適當ト認メタルトキハ公司ニ命シ改良又ハ増設セシム

第十三條 自動車公司其ノ營業ヲ開始スル場合ハ左記各項ヲ列記シ交通部ニ營業許可ヲ申請スヘシ
一、自動車發着時刻表(起點ヨリ終點ニ至ル間)
二、自動車運轉回數表
三、旅客運賃表
四、貨物運賃表

前項各號中ニ於テ改正ヲ要スト認メタル事項ハ公司ヲシテ之ヲ改正セシムルモノトス

第十四條 公司カ法令ニ違背シ、交通部ノ命令ヲ遵守セス、許可ヲ受クヘキ事項ニ關シ許可ヲ受ケス其
他公安ヲ害シ公益ニ反スル等ノ爲メニ地方長官ヨリ告發セラレタル場合ハ交通部ハ事情ノ輕重ニ依
リ相當ノ罰金ヲ課シ或ハ其營業ヲ停止スヘシ、未タ營業開始以前ニアルモノハ其計畫ヲ取消シ許可
證ヲ返還セシメ或ハ罰金ヲ課ス

第十五條 自動車公司ハ六ヶ月毎ニ營業狀況ヲ公司所在地ノ地方行政官署ニ報告シ交通部ニ轉報シテ檢
査ヲ受クヘシ

第十六條 本條例ニヨリ汽車公司設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ一件毎ニ執照料トシテ二十元ヲ納入スヘ
シ

第十七條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

長途汽車公司營業規則(七年七月交通部)

(省署ス)

右交通部條例及規則は會社組織の營業者にのみ有効なるものにて個人營業者に適用出來ぬ不便がある
ので吉林省にては(當時德惠縣人劉家九なる者自動車二台を購入し長距離營業を願出たことこの實際の必
要に迫られ)別に左記章程及規則を發布した

吉林省商民辦理長距離自動車單行章程

第一條 中華民國人民ニシテ本省内ニ於テ自ラ自動車ヲ購入シ長距離貨客輸送營業ヲ爲ス者ハ左記各項

ニ列記セル書類ヲ實業廳ニ提出シ其ノ檢閲ヲ經テ省長公署ニ營業許可ヲ請願スヘシ

一、創業理由書

二、營業規則

三、運轉道路圖及説明書

四、車輛樣式圖及電力ノ強度

五、創業費用概算書

六、營業收支概算書

七、資本總額及其支出確證

八、營業者ノ姓名、籍貫、職業、住所、履歷

第二條 省長公署又ハ實業廳ハ前條各項ノ書類、圖式中修正ノ必要アリト認メタル點ニ對シ修正ヲ命ス

第三條 實業廳ハ地方長官ニ委任シ又ハ派遣員ヲシテ營業者ノ資本支出ノ確證ヲ檢査シテ正當ナリト認
メタル場合ニハ省長公署ニ許可ヲ申請シ實業廳ヨリ營業許可證ヲ下附ス

第四條 長距離自動車營業者ハ營業ヲ許可サレタル後運轉道路ヲ通過地方行政官署ニ其旨届出ツヘシ

第五條 長距離自動車營業者ハ營業ノ發展及旅客ノ安全ノ爲メニ其所在又ハ運轉道路通過地ノ行政官署ニ相當ノ保護ヲ請求スルコトヲ得

第六條 長距離自動車ハ必要アル場合ハ軍用ニ供スル義務ヲ負ヒ其場合ニ於ケル貨客ノ運賃ハ半額トス
軍用切符ノ様式及乘車規則ハ營業者ヨリ地方長官ニ申請シテ決定ス

第七條 運轉道路地方ニ土地ヲ購入シテ家屋ヲ建築シ道路ヲ修築シ橋梁ヲ架設シ山路ヲ開鑿スル等ノ場合ハ工事着手前ニ地方行政官署ニ申請シ協力弁理スヘシ

前項ノ工事ニ於テ危険防止ノ必要アル個所ニハ相當ノ設備ヲ施スヘシ

第八條 長距離自動車營業ヲ開始スル場合ニハ左記各項ヲ列記シテ實業廳ヲ經テ省長公署ニ營業開始許可ヲ請願スヘシ

一、自動車發着時刻表(起驛ヨリ終驛ニ至ル間)

二、自動車運轉度數表

三、旅客運賃表

四、貨物運賃表

營業開始ノ許可ヲ受ケタル場合ニハ營業者ハ右各項ヲ所在地及運轉道路通過地方行政官署ニ届出ツヘシ

シ

第九條 營業者カ法令ニ違反シ或ハ省長公署又ハ實業廳ノ命令ヲ遵守セス或ハ許可ヲ受クヘキ事項ニ關シ許可ヲ受ケ居ラス又ハ地方ノ公安ヲ害シ公益ニ反スル等ノ爲メ地方行政長官ヨリ告發セラレタル場合ニハ實業廳ハ省長公署ニ申請シ事情ノ輕重ニ依リテ罰金ヲ課シ或ハ營業ヲ停止セシム、營業開始以前ニ斯ノ如キコトアリシ場合ニハ實業廳ハ省長公署ニ其旨申達シテ立案ヲ取消セシメ許可證ヲ返還セシメ或ハ罰金ヲ課ス

第十條 長距離自動車營業者ハ本章程ニ依リ許可ヲ請願シ許可ヲ受ケタル場合ニハ一件毎ニ許可料大洋十元、印花税大洋一元ヲ納入スヘシ

第十一條 本章程ハ専ラ人民カ自ラ自動車ヲ購入シテ貨客ノ長距離輸送營業ヲ爲ス場合ニ適用スルモノニシテ資本ヲ集合シテ自動車會社ヲ設立スル場合ニハ長距離自動車會社條例ヲ適用ス

第十二條 本章程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

(本社調査課譯)

吉林省長途自動車營業規則

第一條 長途自動車客貨運送營業ヲ爲スモノハ他ノ業務ヲ兼營スルコトヲ得ス

第二條 乗務員ハ操車ニ熟練セルト國人ヲ願備スヘシ、其ノ人員、年齢、籍貫ヲ隨時管轄地方官廳ニ報告シ検査ヲ受クヘシ

第三條 自動車運行中ハ大聲ノ警笛ヲ具ヘ夜間ハ強力ナル照明二個ヲ附スヘシ

第四條 自動車運轉中ハ破損交換用ニ供スル爲タイヤーヲ備付クルモノトス

第五條 吉林省商民辦理長距離自動車單行章程第七條ノ規定ニヨル軍用半減運賃ニテ維持出來サルトキハ實業廳ニ補給方ヲ申請スルコトヲ得、實業廳ハ之ヲ省長公署ニ移牒シ酌量加價スルコトアルヘシ

第六條 自動車ヲ以テ危險物及禁制品ヲ運送スルコトヲ得ス違反者ハ法ニ據リ所罰セラルヘシ

第七條 貨客自動車運賃ハ規定ニヨリ徵收スヘシ規定運賃以外ノ費用ヲ強要スルコトヲ得ス

第八條 吉林省長距離自動車單行章程第八條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用セントスルトキハ之ヲ地主ト交渉ノ上購入スルカ又ハ時間ヲ以テ使用スル場合ハ豫メ地主ト協議シ相當ノ代價ヲ定ムヘシ

第九條 自動車運轉徑路ハ地方長官ニ報告シ及實業廳ニ報告シテ許可ヲ受クヘシ

第十條 運轉徑路ヲ變更セントスル場合ハ願書ニ其理由ヲ具シ圖面ト共ニ實業廳經由省長公署ニ提出シ許可ヲ得タル上實施スヘシ

第十一條 本規則ニ定メナキ事項ハ隨時實業廳ヨリ改正方申請スルモノトス

第十二條 本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、自動車商並修理工場其他

(イ)自動車商

商店名	取扱車種	所在地名
マンデユリアン、マーチャント	フォード	新市街大直街遼陽街拐角
トレーディング、コンパニー		
„Manchurian merchant Trading company Ltd.“		
ゲ、ア、ハ、バシキロフ商會	[ヴイック、カデラック、シボレー、G. M. C.、オパール、グアイリス、ナイト]	新市街車站街
G. A. Bashkirovъ и Ко.		
クレメンタスキー、ウイツ商會		埠頭區新城大街外國頭道街拐角
Клемантаски, Вейтс и Ко.		
グランヂ商會 Грандь и Ко.	フイヤット	埠頭區中國大街商舖街拐角
テルバンドル商會 Тервандеръ	ワッツ	埠頭區商務街
ブリナツシ自動車商會	シトロエン	埠頭區中國大街商務街拐角
Бритижъ Авт. К-о.	ページ	埠頭區沙漫街
マンムローラン商會	スチドベッケル	埠頭區九道街
Мезомъ Лоранъ и К-о.	インタ	新市街長官公署街
メンドルイ商會 Мэндры и К-о.	ナシヨナル	埠頭區砲隊街商務街拐角
萬國農具會社		
Международная К-о. ЖЕТИСНИХЪ МАШИНЫ		
クンスト商會 Кунсть и Альберст, Т-Д-Э-Н-Т		

マルタタルク商會
МаркбТерк ИКО

ハドソン、エセックス、
ローリス、ペリエー

埠頭區俄國街

(口) 部分品商

前記各商會は何れも部分品をも取扱ふ而して單に部分品のみを専門として取扱ふものにバラノフ商會 (BAPHOPE H KO. 中國大街商務街拐角十五番地)、イワノフ商會 (ИВОНОВ И КО. 中國大街商務街角十三番地) の二商會あるのみ

(ハ) 修理工場

修理工場の主なるものは前記自動車商の項に記したトレーディング、マーチャント、マンチユリヤ商會及ゲ、ア、バシキロフ商會の二者の工場にして此れ以外の小修理工場多數あるも何れも小規模のもの計りてある。尙邦人經營のものとしては埠頭區賣買街に菅野洋行あり。

(ニ) ベンジン販賣商ベンジンはスタンダード (S.O.C.H.V.) テキサス (Texas) アシナチック (A.P.C.) ニュエナ (Tosap. Heftle) の五會社により供給されて居り相互競争を續けベンジン市價の如きも一罐 Het 5 gar. 採算價額六圓位なるが市價は四圓二十五錢 (大正十五年十一月十日) を保合つて居る始末である、殊にテキサスは乗合自動車組合に對し一手供給を爲し、市價の如何に不拘スタンダードの賣價より常に七分五厘安く供給することに契約して居る。最近市中に滿鐵鞍山製鐵所製モーターベンツールが割込んだが品質、商標は未だ一般に知悉されて居ない。

(ホ) 自動車逆轉手養成學校、全部にて六個所あり本年九月十二日調べによると同學生總計百四十五名内露人七〇、支那人七五名であつた。

附 録

哈爾濱に於ける自動車以外の諸車輛統計

一、特別區

車 種	輛數	稅損(一季即チ三ヶ月分)
客馬車	六八九	四、〇〇元
荷車	車輪ノ轍幅廣キモノ	二、三五
	同狹キモノ	六、七五
人力車	一、二二四	一、五〇
二輪乗用馬車(通稱アメリカンスキー)	一、三二六	三、五〇
計	五、〇四六輛	右税金ハ市會ヨリ賦課サレルモノニテ尙ホ此ノ外警察ヨリ 牌照費(鑑札料)トシテ一輛ニ付大洋五十五錢ヲ徴セラル

二、傅家甸

車種	輛數	税捐(一季即チ三ヶ月分)	番號衣料
乗用馬車	三七三	元 三、五〇	元 一、〇〇
荷車	車輪ノ轆幅廣キモノ 六九二 同狭キモノ 七九一	一、五〇	一、〇〇
人力車	二、三七九	六〇	〇、九五
自用馬車	三八	無税捐	外ニ路燈費、〇、三〇
計	五、一〇〇輛		

二、安達站

總説

安達站は黒龍江省安達縣下にあり同縣城の南約二十露里、東支鐵道西部線の一驛であつて哈爾濱を去る西方百十九露里、哈爾濱と齊々哈爾濱との路中間に位す、東支鐵道全線中哈爾濱を除き穀物出廻驛として第一位を占め發送穀物年額千九百萬布度に達し北滿に於ける穀物の一大中心市場である。

同站に集まる穀物は青崗、拜泉地方は勿論、遠く克山、海倫方面からも出廻り、從て是等の諸地方の交通は極めて頻繁である。然るに右地方との交通は、江水の利なく、鐵路の便なく、不完全なる道路が只一の交通路であり、一日數哩の速力しか有せぬ馬車が其の唯一の交通機關であるに於ては、到底日を遂ふて進歩して行く輿地對安達站の商取引に對しては、耐へられぬ苦痛であら、而も鐵道敷設を計畫すべく(他にも事情あるも)地方民は餘りに資力薄弱な農業移民大部分を占めて居ることは、雖ては其の交通機關として最も輕資にして、運賃が割合に低廉、而も速力の大なる自動車交通の發達を促したことは蓋し當然である。事實安達に於ける自動車業は、北滿に於て哈爾濱や齊々哈爾濱の大都市を除いては、最も發達して居るのである。而して此の地の自動車は専ら地方との交通用に限られて居り、市中の交通には使用されて居らぬ、何となれば、當市は北滿穀物取引の一大中心市場であり、日々發展しつつありとは云へ、人口僅かに二萬内外と有するに不過して市街々未だ左程大ならざるが故である。且つ當站自動車の發達は、北滿何れの地にも同じ様に之を貨物運輸上には當て兼ねることが出來ぬ、即ち取引は成る可く迅速、要するが現物は必ずしも急速を要としない、加之彼の運賃の極めて低廉にして、其の輸送力の殆んど無限、穀物出廻期は恰も冬季農閑期に相當する故農夫は馬夫となり搬出する故、運輸力の不足を見ない(と云つて宜い)「大車」運輸に對しては到底敵對し得ないことは其の主なる原因である。左記の事實は瞭かに之を證明することが出來る。去る大正十四年十二月露支人合辦にて二台の貨物自動車を以て安

達、拜泉間の貨物輸送營業を開始したが、拜泉に石油を三回許り運送したのみで、收支償はず、廢業して了つた。其の後現在に至る迄貨物自動車の運轉は一台も見ない。安達站に於ける自動車業は著しく伸縮性を有して居る、今最近の現在車數を見れば僅か三十七輛(齊々哈爾濱領事館調)に過ぎぬが這是結氷期に入らざれば活動を爲し得ざる北滿に於ける道路交通の普遍的の原則に支配される爲めで、結氷期に入れば其の數著しく増加する、之を昨年例に見るに全結氷期間を通して營業した車數は優に九十臺に達した。

沿 革

安達に初めて自動車の運轉を見たのは、大正十一年十月であつて、當時車數僅かに二台にして、同年末五台に増加したが運賃は比較的高價なりし爲、之を利用するもの未だ多くはなかつた。然し既に此の時季に於て斯業の有利なことは充分に證明された爲め翌大正十二年冬には營業者三公司、車數十三台に増加し其の利用漸く普及し、同年の最も繁忙季に於ては、需要益々増加し十三台にては到底供給か之に及ばぬ有様であつた。鑑み哈爾濱市より臨時多數の車輛が入り込んだ。超えて大正十四年には所有者五公司車數四十餘台に達し、更に嚴冬交通最も般賑なる舊正月前後には哈市より入込むもの及奥地方面所有車等其の運轉車數合計九十餘台に達し當站自動車業の黄金時代を作つたが稍供給過剩の感があり勢ひ旅客吸收に劇烈な競争が行はれ運賃も一時非常に低下し利益も思つた程にも擧げ得なかつた。事情如斯

なるを以て本年は仮令最繁忙季に入らるも、昨年程の般盛は見得ざるものと觀察さる、最近市中所有車輛數は左の如く五公司三十七台である。
(齊々哈爾濱日本領事館調)

所有者名	所有車數	資本(大洋)
華東汽車公司	五	一一、〇〇〇
保安 同	一〇	二五、〇〇〇
永通 同	六	一七、〇〇〇
華興 同	四	一〇、〇〇〇
遠東 同	一二	三五、〇〇〇
計	三七	

營業狀況

上述の如く安達站の自動車業は僅少の間に急激なる發達を見たが、若し如斯き増加率を以て進めば、同業者競争の結果個々の収入は減少し遂には收支償はざるに至るを以て、何等かの方法を構せされれば其倒れとなる怖れがある。此の事情に鑑み同業者は大正十四年末から交通路の賊害保護と云ふ名目の下に汽車總公司なる組合を組織し、組合費として各個収入の二割を徴收し凡ての營業自動車を加入せしめ、毎日の運轉狀況、乗客の人員及行先を届出でしめて運賃及轉運系路の協定整理を行ひ、相互競争より來る

不利益を除去することに務めたが、然し實際自動車賃なるものは、其の速力、乗客人員の多少、車体の優劣等に支配されること多く、協定ありと雖も裏面に藏された競争は避け得へくもない。

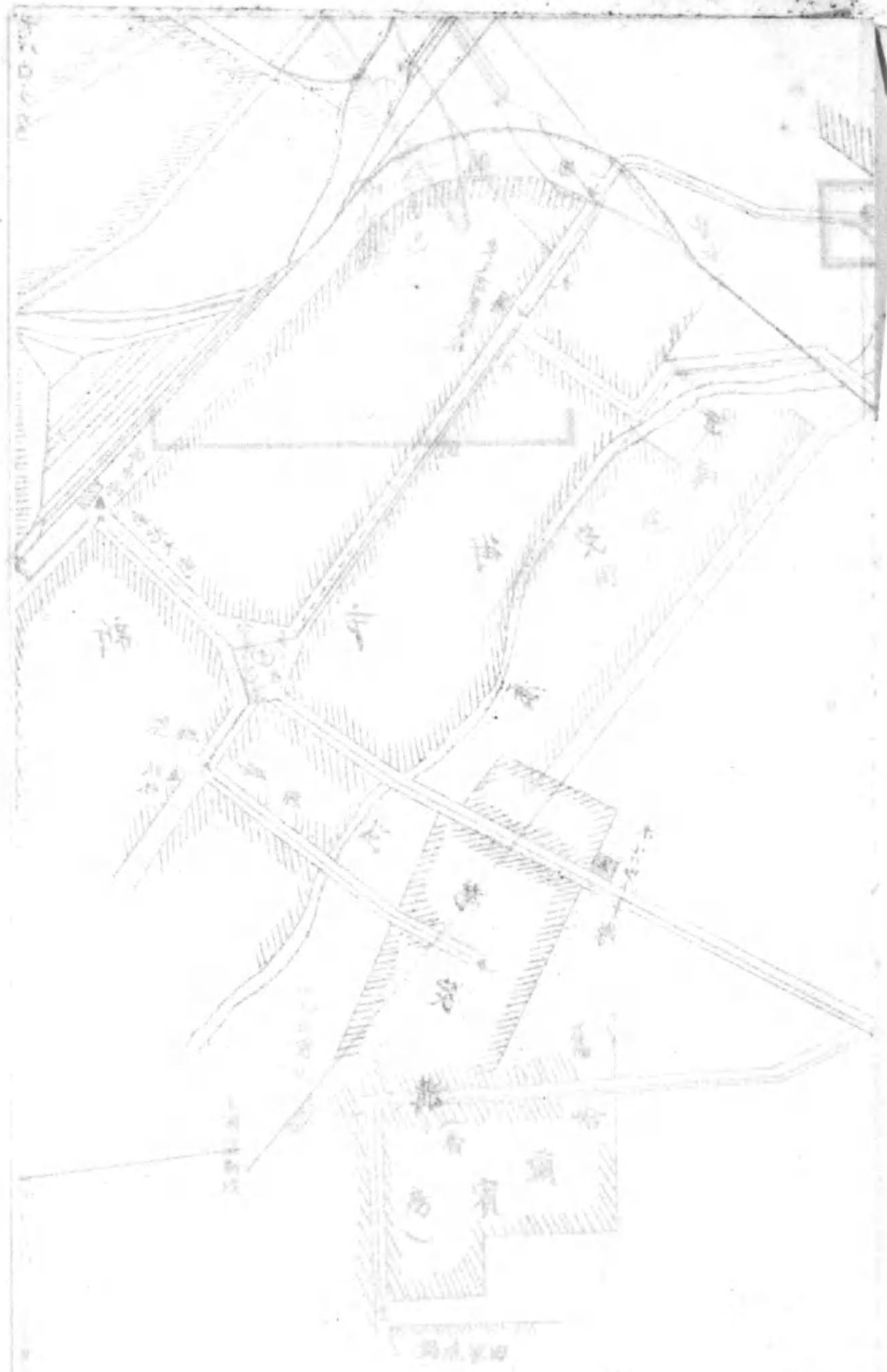
同市内所有車の営業成績を見るに、本年五月より同十月三十一日迄に至る半ケ年の（原料、修繕費及税捐其他諸掛を除きたる）純益平均一台に付二百元であつた尤も夏季中は營業者は只欠損せざる範圍内にて營業し、冬季に於て之を填補する様である。故に冬期一ヶ月の純益は少く共二百元以上なければならぬ、營業路は概ね左の如きもので之れより以外の地へは特約する必要がある、此の道路は途中湿地、河川少く路盤比較鞏固にして夏季にも通行が出来る。

安達站—安達縣—中和鎮—禎祥鎮—明水縣—三道溝—中興鎮—拜泉縣

賃率は創業以來年々下落する許りである今之を安達拜泉間に就いて見るに

大正十一年末	一人片道	三五元—五〇元
大正十二年末		二四
大正十三年末		一二
大正十四年末		一〇—一四
本年		八一—一〇

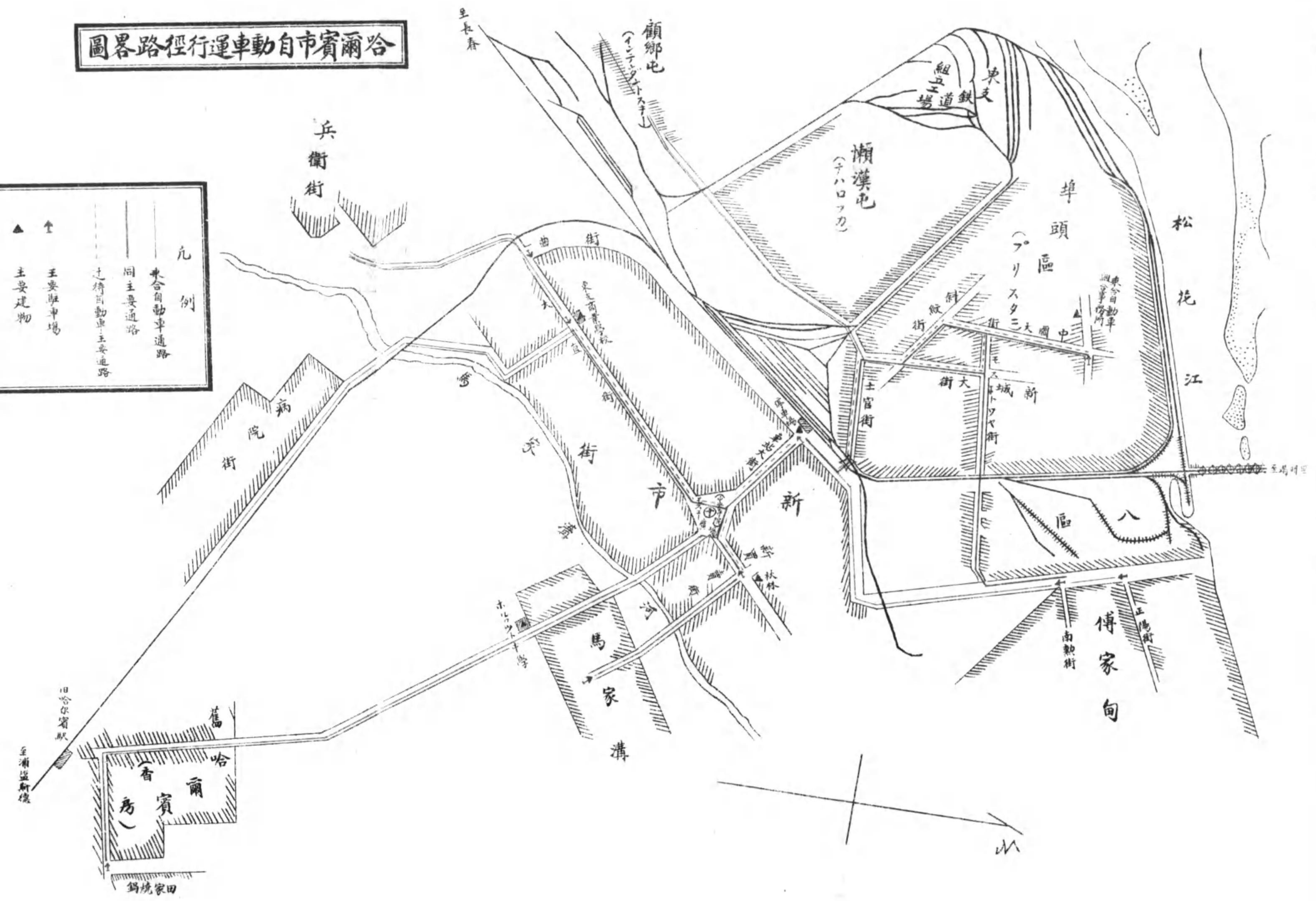
尙ほ本年度各地に至る賃率豫想左の如し（大洋）



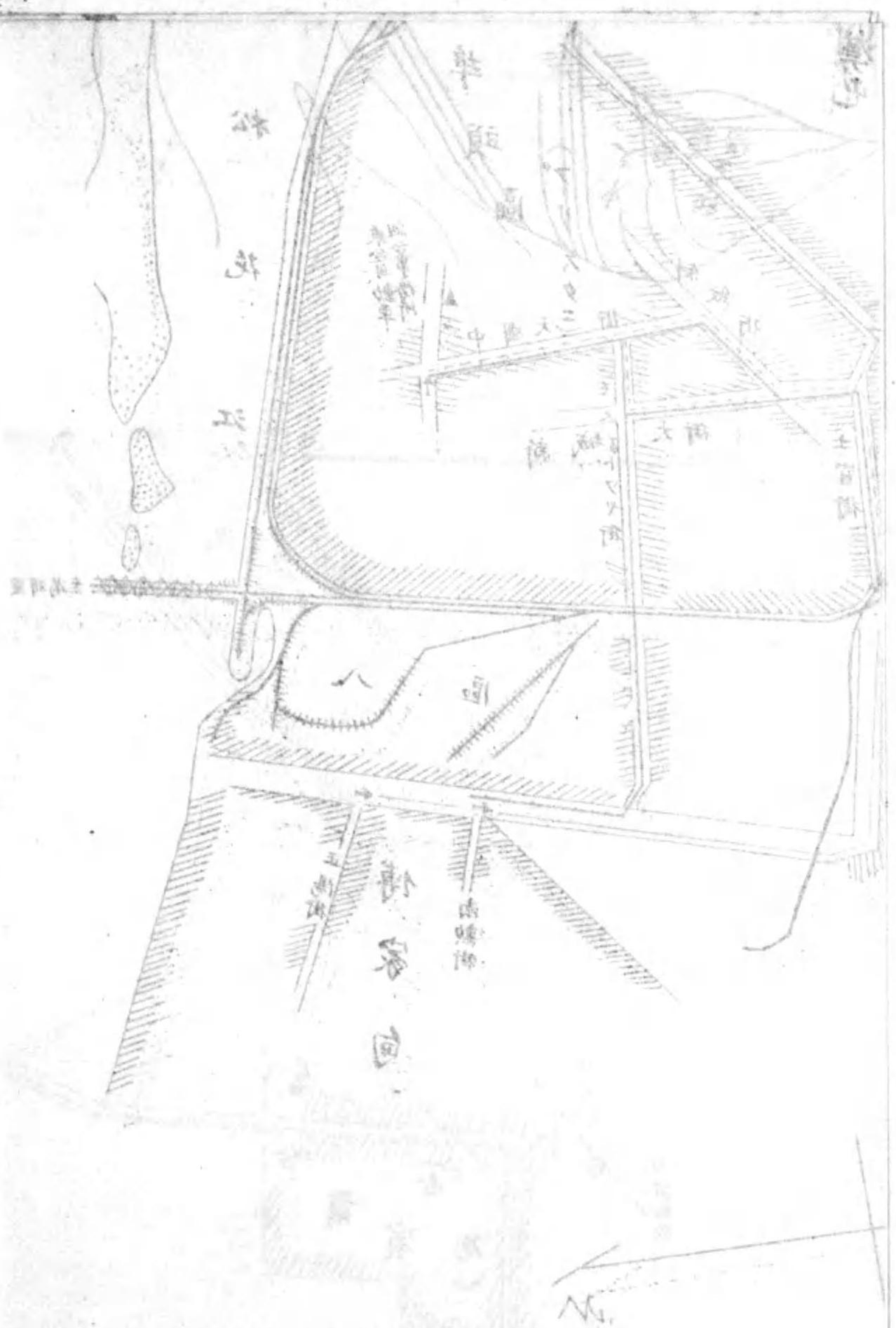
圖畧路徑行運車動自市賓爾哈

凡例

- ▲ 主要建物
- ↑ 主要停車場
- 主要道路
- 待自動車主要道路
- 聯合自動車道路



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4



至	自安達站	普通車	大型乗合
安達縣		四、〇〇	三、〇〇
中和鎮		七、〇〇	六、〇〇
禎祥鎮		九、〇〇	七、〇〇
明水縣		九、〇〇	七、〇〇
中興鎮		一〇、〇〇	八、〇〇
拜泉		一〇、〇〇	八、〇〇

(一九二六、一一、大部)

(注) 本文中「汽車」の文字が出るが支那人は自動車の事を「汽車」又は「電車」と稱する
即ち自動車のことである

勞農露國交通調査資料

一、一九二六―二七年度交通人民委員會關係事業豫算に就て

勞農政府の會計年度は十月一日より開始せらるゝを以て明一九二六―二七年度豫算は既に確定せられあるを至當とするも最近數年間の例に徴する時は年度に入りてより數月後に初めて公布せられ現年度豫算の如きは年度末に近き八月初旬に於て初めて公布せられたるか如き奇現象を呈し居れり明年度の豫算も遅延を免れざるは明瞭なるか昨今新聞雜誌等に現はるゝ基礎案を通して明年度に於ける鐵道水運等の事業豫算を觀察すれば概ね左の如し而して鐵道當局か輸送力の増加を可成制限せんとし財政當局か國庫よりの補助を肯せざるか如きは鐵道及財政の窮狀を物語るの感を抱かしむ。

イ、國家計畫部に於ける討議 (八、一、エコノミ、ヂズニ)

七月二十一日國家計畫部に於て交通人民委員會の提案に拘る一九二六―二七年度事業豫算を審議せり本資料に依れば貨物運輸量は本年度の七、二〇〇、(百萬布度)に對し來年度は八、二〇〇、(百萬布度)にして一四%の増加、旅客は本年度の二四(十億旅客露里)に對し來年度は二六、八(十億旅客露里)にして約一〇%の増加なり。

然るに明年度の一般産業の増加率は一六、一八%と豫算せられある故鐵道の増加見込は是に追及せざ

る事となる。

運賃に關する豫算は

緩速列車収入	九五八、〇	百萬留
--------	-------	-----

一布度露里〇、二五二五哥

旅客収入	三八二、三
------	-------

一旅客露里一、四二七哥

手荷物収入	四六、八
-------	------

急行車収入	一四、五
-------	------

港灣収入	八、五
------	-----

にして總収入約十七億留内四千七百萬留は無収入運賃なり。

支出の概算は

營業費	一、二八五、〇	百萬留
-----	---------	-----

内勞銀六七〇、百萬留

其他

新企業	三二八、〇
-----	-------

鐵道新設	六〇、〇
------	------

流動資本	三五、〇
------	------

海運	三四、三
----	------

水運 四五、〇
 陸路交通 三二、五
 中央部經費 一四、三
 河用船舶建造費 一一、〇

等にして總支出十八億九千萬留支出超過約一億九千萬留なり。

計、本年度豫算は歳入十三億四千五百萬留歳出十三億二千九百萬留なり

右の提案に對し財務人民委員會代表は明年度の輸送量は貨物八十億布度、旅客、二四(十億旅客露里)を超過することなかるべく交通人民委員會の豫算は過大に失することなし又収入は十六億三千万留支出は十六億二千二百萬留と見做し國庫よりの補給を豫定す可らざるを以てせり。

最高國民經濟會議代表は明年度輸送數量は交通人民委員會案より尙少しく増加すべく同會議所屬工場は交通當局の材料注文を充足せしめ得て其新造能力を流關車三一九輛貨車一萬一千輛なりとせり。

□、國家計畫部案 (九、一、交通時報)

區別	年 度	一 九 二 五 一 二 六	一 九 二 六 一 二 七
旅 客 列 車 走 行 距 離		二五、六〇〇百萬旅客吉米	二八、六〇〇
輸 送 貨 物 量		一一八、〇〇〇千屯	一三一、一五〇

輸 送 貨 物 走 行 距 離	鐵 道 用 品 運 搬 量
六七、五八〇百萬屯吉米	七五、五四二
九二、八九〇	一〇三、六七二

一九二六―二七年度輸送貨物量は一九一三年度に殆んど同一(現在勞農露國領域殘存鐵道を、一三年度の九九%として)一日平均運轉車輛數は一三年度より一五%増加、旅客列車運轉數も亦同%だけ増加旅客數は六五、五%を増加す。

鐵道に關する支出見積十五億二千三百五十萬留收入見積十二億六千五百萬留なり。
 又水運に依る運輸貨物量は三千百四十万屯海運に依るもの二百三十九萬一千屯と豫定す。

二、一九二六―二七年度金屬工業製産豫定

九、二二、交通時報

明年度金屬工業部の製産豫定は七億六千万留(戰前留)にして前年度より二二%一九一三年度より八、五%を増加す。

然れども此増加量にては一般の需要を満足せしむるを得ず、販賣品の内鐵類は二五―二六年度分七千七百萬留、二六―二七年度分八千六百萬留の不足を豫想せらる機械類に於ては不足の程度一層甚しかる

へし此主なる原因は機械類供給上の優先権を鐵道に與へ主力を鐵道用品の製作に注くにあり而かも鐵道自身は常に供給の不充分なるを嘆しあり。

此の窮迫を緩和するの途は輸入を増加すること。

金屬工業部の流動資金を増額すること、並に鐵道用品の納入に於ても金屬工業部に損失を與へざる如く代金を受取ること等に在り。

三、一九二六年九月に於ける穀物輸送計畫

九、一交通時報

穀物出廻の初期に對する最高國民經濟會議の輸送計畫左の如し、以て露國內に於ける、穀物移動の一般を推知し得へし(數字は一日平均輸送車輛數とす)

西北鐵道系

ムルマンスカヤ鐵道

五

オクチャプリスカヤ同

四五

西北同

五五

莫斯科鐵道系

北方同

三〇

莫斯科ークルスカヤ同

六〇

スイズランーウヤジエムスカヤ同

七〇

莫斯科ーキエフーオロネジュスカヤ同

七〇

莫斯科ーカサンスカヤ同

五〇

西方鐵道系

莫斯科ー白露ー波爾的同

四〇

西方同

一〇

南方鐵道系

エカテリンスカヤ同

二五〇

南方同

三〇〇

南西方同

二〇〇

ドネツカヤ同

一一〇

オロネジュ鐵道系

南東同

二二五

リヤザノーウラリスカヤ同

東方鐵道系

タシケントスカヤ同

中央亞細亞同

サマラーズラトウトスカヤ同

西伯利鐵道系

オムスカヤ同

トムスカヤ同

極東鐵道系

北高加索斯同

後高加索斯同

ウラル同

ペルムスカヤ同

全鐵道上に

七六

二〇〇

九〇

三〇

一五〇

一二〇

五〇

二〇

六五〇

四〇

二、九〇〇車

四、一九二六—二七年度第一、四半期鐵道運輸計畫

九、一、交通時報

鐵道名	貨一日平均車數	前年との比%	種別(分明のり)																		
			1 石油	2 石炭	3 薪	4 木材	5 建築用品	6 食料	7 穀物	8 鑽石	9 金屬	10 甜菜									
西北及西方	二、五七〇	一一六、五	1	七七〇	1	二六	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中 央	五、二二五	一一三、五	1	一八	1	九〇	1	二七〇	1	二九	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東 南	二、五八三	一一六、〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北高加索斯	二、一九三	一一〇、四	1	四七六	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
後高加索斯	一、〇〇〇	一一二、五	1	三〇〇	1	七〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南 方	九、四五〇	一一〇、〇	1	二九五	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沿 ヲ ラ ル	一、三五六	一〇八、〇	1	一八九	1	二七	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ウラル及西伯利	一、四五四	一三七、〇	1	五四四	1	七六	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(送先別)	チエリヤビンスクよりチユメン同	三三〇九七車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
極 東	四九七	一一〇、八	1	一七四	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

五、輪轉材料の狀態

九、八、エコノミ、ヂズニ

汽關車。本年八月一日現在数は昨年同日調に比し一、四〇三を減少せり是れ老朽且つ微力なる汽關車を財産目録より削りたるに依る。

過去一年間に鐵道に交附せられたる新造機關車一六九六改造を終れるもの八〇なり、鐵道附屬工場の修理工程は豫定の九二%にして昨年度より三〇%の増加なり。

貨車。本年度十月間に改造せられたもの三六、〇〇〇輛新造は豫定（全年間に、七、九二五）の三〇%のみ、本年十月に於ける豫想所要貨車数は三十九万輛なるも現状を以てしては此數に達し得ざるへし。

六、烏蘇里鐵道検査成績

八、五、交通時報

烏蘇里鐵道の検査は中央部より派遣せられたる検査官の一行に依り西伯利及他の極東鐵道と同時に施行せられたり、此方法は鐵道固有の状態を知る外他鐵道との比較を容易ならしめたり而して此検査の結果に依れば烏蘇里鐵道は隣接諸鐵道に比し敢て劣らざるの状態に在り。

貨物輸送高は一九二四―二五年度一億五百万布度今年第一、四半期四千一百万布度なり貨物の内僅に八一九%か後貝加爾との轉送にして他は自鐵道内又は東支鐵道との轉送に繋る。

貨物中重要なものは豆、豆粕、蘇城炭、木材等なり本鐵道經營上の根底を爲すは浦潮港よりの輸出な

り、穀物の輸出數量は北滿洲の作柄及南滿鐵道との競争に關す、北滿洲は近年豊作打ち續く、南滿鐵道とは目下特別協定に依り輸送數量を配分しあり。

本協定は本年度の終りに期限に達す、將來兩鐵道の北滿穀物輸出の比率か如何に變化するやは未明なり。

特に大連、齊々哈爾間の距離を短縮せしめたる洮昂鐵道の完成は將來に關する豫測を一層困難ならしめたり。

烏蘇里鐵道の収入額は支出に達せず本年上半年期の収入八百萬留に對し支出は九百五十萬留なり。

鐵道に對する燃料の供給は潤澤なり、木材類の供給は請負者か契約を履行せざる爲め枕木及梁材の缺乏を感じあり、其他地方毎に購入する材料の中には証文品の不揃、生産地との遠隔の爲め種々錯誤を生しあり、工業品は「ウラル」製造地と直接取引を行ふの必要を認めらる鐵道運轉作業の能率は著しく高上せられ百萬布度露里に對する汽關車露里の戦前との比較左の如し。

一九一三年

九四、一

一九二二―二四年

七一、九

一九二四―二五年

六七、〇

平均一日運轉車輛數は一九二四―二五年度は戦前記録より二五%を増加し一列車輸送貨物量は戦前の

一一、四九三布度より一八、五〇〇布度に達し汽關車の平均一日走行距離は戦前一二二露里に對し一三〇、四露里となれり。

大工場の作業力は不足なり、汽關車工場を烏蘇里鐵道沿線に建設する問題起らば最も適當なる地點は「ミハイロチエコフスカヤ」(西部線)なり該地は人口多く水に便なり。

線路は大に改修せられ爲めに列車速度は一〇—一五露里より三五—四五露里に速められたり、保線の状態も概ね良好なるも國際列車の通過を豫期する時は若干部分の補修を要す。

七、鐵道運賃の値上げ

一〇、八、ノウオスチ、ジズニ

國家計畫部は鐵道當局提案の運賃値上げ案を承認せり其概要は次の如し。

大麥、小麥、木材、農具、肉類、塗料、藥品、建築用品は一〇%値上げ。

麥粉、碾割麥、石油、薪、鐵、鋼、羊毛は二〇%値上げ。

石炭は一五%値上げ。

砂糖、鹽は五%値上げ。

此値上げに依り交通人民委員會は一億一千万留の増收を得へしと。

八、伊犁河の水路探險

九、一五、交通時報

註、勞農露國が東方政策遂行の一策戦路として伊犁地方に着目し陰密の間に各種の施設を行ひあるは英國の西藏進出と相俟て看過を許さざる事象なるか此に譯出する水路探險の如きも其經濟的に及ぼす影響は大ならざるも政治的意味に於て相當重要な價値を認めずんばならず殊に本記事の表題を「支那と露西亞と聯絡せらるる」と掲げたるは此事業の眞意を不用意に表現せるものと云ふべし。

「ウエ、ア、デビュヒン」を長とする中央河川局の特別探險隊は伊犁河の踏査を終り支那領伊犁の「クリヂュインスキー」地方(伊犁市を中心とする地方)と露領「ヂェトウイスキー」地方とを連絡せしむる水路設定の問題を解決し莫斯科に歸來せり。

探險隊の河床を踏査せる所に依れば伊犁河は屈曲頗る多く又島及び淺瀬に富む、氣候は夏、冬共に酷烈なり。

此地方の漁夫は常に帆を用ひずして航行す蓋し伊犁河地方に於ては突風、無風相交錯して起り帆走を頗る困難ならしむるに依る。

水深の平均は一、五米乃至四米なり、航路中の最淺部に於ても〇、九米を下らず通常二—三米の間なり。

河幅は島多き爲め一〇〇—四〇〇サゼンに擴張す、唯諸所に於て一の河床に合流せる部分に於ては八〇サゼン位となる。

流速は最大一時間八露里平均四、五—五、五露里なり結氷期は概ね三ヶ月にして通常十二月中旬より結氷す、氷は堅硬にして厚さ四—五「チエトウエルチ」をす。

伊犁河の河谷中支那との國境より「イリスク」村まで三五〇露里間は荒原なり、河岸の村落は「イリスク」及三個の旅站のみ、此地方一帯は經濟的に尙原始的狀態に在りて唯哥薩克が羊羣を放牧し居るのみ其生活程度極めて低し。

探險隊の意見に依れば伊犁河は汽船及曳船の航行に適す而して航路設定に方りては「ビシユベク」停車場(土耳其斯坦鐵道網中最東端驛)より「イリスク」迄は陸路に依り該地より水運を開始するを可とすへし而して輸送貨物は現在年額六十萬布度に過ぎざるも水路開設せらるれば運賃安に刺激せられ必ず急速に増加すへし來年度は先づ曳航に依り三、〇〇〇布度の荷物及旅客、郵便物等を搬送し得る汽艇少くも二隻を配置するを要すと。

中央河川局は右意見に基き「ヤロスラウ」造船所に汽艇二隻を至急建造すへきを命令し又「ドネブルスキー」造船所に二八〇馬力の汽船一隻五、〇〇〇布度積鐵製「バルヂ」四隻、二萬五千布度鐵製「バルヂ」二隻の建造に關する商議を開始せり。

(神 四)

大黒河事情

(本編は在黑河宮崎雅志氏の著作である)

一、名稱、地誌

大黒河は數個の名稱を共有す

一、通稱 黒河(ヘイハー)

二、露人稱 СКАЖИВ (サハリヤン)

本稱は黒龍江岸土人鄂倫人か黒河を薩哈連烏喇(サハリヤンウーラ)と稱せるより變せるものなり。

三、萬國協定電報通信地名(支父) 海蘭泡、(英文) Heilampo (ヘーランポー)

四、萬國協定郵便地名は大黒河 Taireiho (ターヘイハー)を用ふ。

此外又江南と稱せらるゝも之は對岸寧領が文領たりし當時對岸 Blarobhienck (ブラゴヴエヌチエンスク)と共に黒河と總稱し北方にある「ブラゴヴエヌチエンスク」市を江北(ジャンハイ)と呼びたるに依る。

黒河は極東露領黒龍縣の首都「ブラゴヴエヌチエンスク」市と黒龍江を隔て相對する支那黒龍江岸に於

ける唯一の貿易港且つ政治軍事商業上の中心地なり。

黒龍江省域たる齊々哈爾より陸路北方して墨爾根與安嶺を過ぎて八百八十餘支里、愛琿條約を以て名ある愛琿より黒龍江を溯ること七十支里の地點に在り。

市街は横に長く北面して黒龍江岸に臨み縦に短し西北方は一帯の丘陵となり西南より東方に向ひ一大沃野を形成し所謂黒龍江岸に面せる一大耕地開け之か延長は愛琿に及ぶ。

街路は江に沿ひ横に八條縦に七條の大街と其他多數の胡同より成る、即横大街は

沿江、大興、興隆、浦江、保安、南大、中原、六道、七道、八道街等にして

縦大街は

西興、迎恩、官渡、大東、小東路等なり

就中大興、興隆、南大街及官渡、迎恩の兩路は商家櫛比し建築様式も露式煉瓦建にして二階建多く街路は其幅六乃至十二三露間、街路樹の植付等稀にあり、人車道の區別下水の設備を有し市街としての美觀備はれり、郊外附近一般平屋建なりと雖も亦露國風にして郊外に及び支人塗家屋あり。

一、沿革

同地は咸豐二年(西曆一八五八年)締結せる愛琿條約實施後當時の愛琿副統領姚福升が對岸「ブラゴヴ

エスチエンスク」市に露領金鑛方面より來集する支那採金夫を引きて彼等の慰安地とし且つ支那金鑛地方への物資供給地たらしめん目的を以て當時浦蘆に在りし支人王治興(山東人)に此地振興の特權を與へ劇場を建設せしめ支農を招致し附近耕地の開発に勉めしめたるに初まるも光緒二十六年(西曆一九〇〇年)北清事件の際此地方に於て露支兵火を交へ露の占領する處となり支人を壓迫しかの有名なる四千の支人の精靈黒龍江を血にて染めし事件發生以來一時廢村となりしも西曆一九〇六年右領地開放せらるゝや愛琿副統領復活とともに黒河に對露交渉局設立され且つ浦蘆自由港の徹廢に因し南滿方面より黒河に物資を移入し、之を對露露領に輸出するには愛琿よりも其位置有望なるを見移住店舗を開くもの増加したり。西曆一九〇八年黒河にも副統領府を設けられたるも更に一九〇九年東三省總督は愛琿に兵備道台府を設け一九〇二年に至り民國官制改革ともに黒河副統領府を廢止し愛琿兵備道台は觀察使と改稱し黒河に移轉し來り一九一六年又觀察使を改め黒河道尹と稱し黒河道一帯の行政權を掌ることなれり。一九一二年哈爾濱濱海關は黒河に愛琿分關を設置此間鎮守使及陸軍亦配備さるゝあり、帝政露領事館の開設あり其他行政機關設立され一朝にして政治商業の中心地となりたる處歐洲の戰亂勃發するや極東露領の物資の缺乏より對露貿易は更に活況を呈し來り支の黒龍江航行權獲得等は露の革命戰の影響を蒙り未曾有の繁榮を招致し其商業範圍は東支鐵輸送の缺陷に乘し遠く奧地金鑛「イルクツツ」「トムスク」「オムスク」方面に及び其極盛時たる大正八九年の候は其貿易額大洋四千萬元に及へりと云はる。

我政府は大正七年西比利亞出征に伴ひ此地に領事館出張所を開設せしめ守備隊亦駐屯せるも大正九年の徹兵と共に當時在留邦人四百の大部分引揚ぐるに及び領事館出張所も廢止せられ官署として陸軍特務機關残りしも大正十三年三月引揚げ同年六月齊々哈爾濱領事館出張員の駐在となれり。

哈爾濱海關愛琿分關は大正十年十月獨立して愛琿海關となり沿江街に設けらる。

三、氣 候

當地方は毎年一二月頃寒氣最も甚しく列氏三十度以下に降ること敢て珍しからず當時河川の氷厚は積雪の個所に於て「一アルシン」其他に於ては二、五「アルシン」に達するを以て漸く四月下旬に至り解氷五月に這入り航行自由となるも六月には早や炎熱を覺ゆ、六七月頃には列氏九十五度以上に達することあり然るに炎熱期は極短期間にて過ぎ十月下旬には上流より流水あり航行杜絶十一月月上旬には河川全部氷結す即ち當地方一年の大半は冬期にして夏季は約二ヶ月餘春秋の二季は極く短く何れも一ヶ月を出てす然るに冬期は三寒四溫の語の通り自然に溫度を調和し嚴寒を凌ぎ易からしむ其他晝夜は勿論常に氣温に激變あるを以て晝間炎熱を覺ゆる夏季と雖も夜間は冷寒を感ずるを常とす風向は冬季に北風(時に西北風)春季に西風(時に西南風)夏季に西南風(時に南風及東南風、東南風の際は雨となり)秋季は東北風(時に北風、東北風の際は雨多し)多き處春季流水前後には強風吹き荒み塵埃飛散して外出困難なる時あり

り之に反し秋季は天氣清明にして散策の好季節なり雨量は東南風期たる夏季六月に最も多く約二週間に亘る連日の雨天あるも其他は一般に空氣乾燥殊に冬季は降雪少量なるを以て空氣を乾燥す。

當地海關に於て測定したる大正十四年中の溫度降水量汽壓左の如し。

一、溫 度(攝氏)

月 別	最 高		最 低		溫 平 均	最 高		最 低		溫 平 均
	日	度	日	度		日	度	日	度	
一 月	三一	一九、〇	三一	一三、八	(一)	三一	三三、〇	三一	二一、四	(一)
二 月	一七、〇	四、〇	一七、〇	一六、六	(一)	一七、〇	三〇、〇	一七、〇	〇、四	(一)
三 月	四五、〇	一〇、〇	四五、〇	二六、〇	(一)	四五、〇	一七、〇	四五、〇	〇、四	(一)
四 月	七八、〇	二二、〇	七八、〇	五三、三	(一)	七八、〇	一〇、〇	七八、〇	二八、五	(一)
五 月	九〇、〇	五五、〇	九〇、〇	六八、〇	(一)	九〇、〇	三〇、〇	九〇、〇	四三、三	(一)
六 月	九六、〇	六四、〇	九六、〇	八〇、〇	(一)	九六、〇	三三、〇	九六、〇	四六、六	(一)
七 月	九五、〇	七三、〇	九五、〇	八六、五	(一)	九五、〇	四一、〇	九五、〇	五〇、〇	(一)
八 月	九一、〇	七二、〇	九一、〇	八六、五	(一)	九一、〇	四一、〇	九一、〇	五〇、〇	(一)
九 月	九〇、〇	五七、〇	九〇、〇	六五、五	(一)	九〇、〇	三〇、〇	九〇、〇	四九、〇	(一)
十 月	六九、〇	三三、〇	六九、〇	二七、五	(一)	六九、〇	二〇、〇	六九、〇	二九、六	(一)
十一 月	四九、〇	一三、〇	四九、〇	二七、五	(一)	四九、〇	一〇、〇	四九、〇	一〇、六	(一)
十二 月	二一、〇	一、五〇	二一、〇	四三、五	(一)	二一、〇	一五、〇	二一、〇	一、五	(一)

二、降水量(耗)

一	月	極少量の降雪ありたり
二	月	十三時間半中二〇、一〇耗の降雪ありたり
三	月	降雪無し
四	月	十二時間中二〇、二〇耗の降雨ありたり
五	月	十七時間中に一、四、五耗の降雨ありたり
六	月	十五時間半中に一、七、二耗の降雨ありたり
七	月	十六時間十五分中に六、九、四耗の降雨ありたり
八	月	七十一時間二十分中に六、六、七耗の降雨ありたり
九	月	四十四時間半中に一、八、七耗の降雨ありたり
十	月	二十三時間四分の三中に〇、三、一耗の降雨ありたり
十一	月	四時間十五分中に〇、一、七耗の降雪ありたり
十二	月	五十六時間四分の三中に〇、二、八耗の降雪ありたり

三、氣壓(時)七六二耗 三〇(時)

月別	最高氣壓	日	最低氣壓	日
一月	三〇、二二二	一七	二九、四五〇	二

五、人口

大正十四年六月黒河警察廳調査に依れば左の如し
但し日本人朝鮮人は大正十五年六月現在齊々哈爾領事館黒河出張員の調査に依る

月	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
男	五	一八	一四	二七	八	二四	二二	一一	二八	一〇	二七
女	二九、三二八	二九、二三六	二九、〇二四	二九、〇九八	二八、八四四	二九、一四四	二九、一三二	二九、二八〇	二九、三六六	二九、三二四	二八、九八八
計	一七	一	二	一	二四	二〇	二	八	二〇	一三	一三

國籍	戸數	男	女	計
日本人	一〇	一五	一〇	二五

同支 朝鮮人	支那人	露國人	波蘭人	英國人	米國人	芬蘭人	ラトビア人	エストニア人	丁抹人	輸		入		再輸		出		
										十二	十三	十四	十二	十三	十四	十二	十三	十四
三七	一二	二,九一九	一四五	一二	七	二	二	二	七	九,八三九	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	九,五六六	二二八	一	二	二	七	二	二	三,四五四	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	二七	二二八	一	二	二	七	二	二	一三,三二二	一	一	一	一	一	一	一	一
三八	一九	三,一三一	二二二	一	二	三	二	二	二	一三,三二二	一	一	一	一	一	一	一	一
四六	四六	一二,六九七	四六〇	二九	九	五	四	四	五	一三,三二二	一	一	一	一	一	一	一	一

此外黒河上下流金鑛地方より採金夫冬季冬籠の爲め來集するもの五千乃至一萬を算す。
尙軍隊警察官と露領及上下流來往者を含むとすれば常に黒河の人口は二萬に近し。

黒河輸出入品最近三年比較表

外國品輸入及再輸出額

品名	國別	單位	輸		入		再輸		出	
			十二	十三	十四	十二	十三	十四		
ソーチンク及ソーチンク 綾織粗布及細布		足同擔	284	5,912	3,525	10,796	2,346	2,870	148	148
機織支那綿布		足同擔	6,666	6,107	2,381	1,100	129	148	8	8
ソーチンク及ソーチンク白色平織 綾織粗布及細布白色		足同擔	1,255	5,693	2,179	5,267	865	408	408	408
寒合紗白色、染色、平織、花織		足同擔	2,384	2,951	610	—	—	—	—	—
ソーチンク及ソーチンク染色平織 綾織粗布及細布平織		足同擔	15,676	15,515	1,429	4,500	3,148	1,543	1,543	1,543
赤色染色洋布		足同擔	2,672	3,118	661	2,987	758	452	452	452
紫灰色漂白染色機織入染紗織 布		足同擔	36,173	39,187	—	48,347	11,381	10,251	29	29
襪子縫イカウヤベニ、襪子縫 毛織物		足同擔	823	69	103	331	51	29	29	29
襪子縫イカウヤベニ、襪子縫 毛織物		足同擔	921	1,227	95	1,546	119	219	219	219

メニス絹布	同	197	96	—	—	—	—	—
フロンネル白色染色模様入	同	1,137	186	877	176	108	—	—
寒合紗ソーヤードンソフチンブク及洋布	同	1,655	953	2,255	561	284	—	—
共他綿布	同	77,070	85,806	562,665	152,164	53,704	—	—
綿毛	—	—	—	36	31	61	—	—
ハソクチャー	621	1,194	1,285	—	—	—	—	—
純オ	86	85	92	34	4	3	—	—
マ	—	—	—	11	2	1	—	—
ミソソシ糸及木綿糸	12,702	9,095	1,145	3,924	2,698	749	—	—
新	—	—	33	—	—	—	—	—
純	120	167	124	—	—	—	—	—
其他絹布及絹混織物	333	1,250	1,192	—	—	—	—	—
綿	5,894	7,129	2,326	6,991	2,718	862	—	—
綿入	8,614	12,312	4,869	954	86	653	—	—
羅	442	1,564	—	34	160	3,114	—	—
羅棒	1,030	1,927	411	329	256	100	—	—
釘	131	365	17	—	—	—	—	—
鐵	—	—	—	205	185	39	—	—
古鐵	1,187	1,475	165	15	51	125	—	—

裝飾用銀	同	—	—	—	—	—	—	—
力	同	3,408	1,810	400	316	267	—	—
金	同	40	—	94	127	175	—	—
波	同	—	11	—	—	—	—	—
針	同	344	1,125	281	25	4	—	—
ト	同	155	204	268	—	—	—	—
亞	同	89	49	75	—	—	—	—
鉛	同	16	15	4	—	—	—	—
塊	同	—	—	—	—	—	—	—
錫	同	—	138	—	—	—	—	—
共	同	23	33	24	—	—	—	—
其	同	323	21	73	—	—	—	—
他	同	20	70	70	—	—	—	—
物	同	9	1	—	—	—	—	—
罐	同	4,984	3,707	927	626	—	—	—
醬	同	6	77	13	—	—	—	—
米	同	547	820	867	5	37	—	—
鮮	同	808	1,900	4,266	366	1,735	—	—
果	同	2,171	31	677	16	57	—	—
乾	同	—	—	—	—	—	—	—
果	同	—	—	—	—	—	—	—
糖	同	—	—	—	—	—	—	—
及	同	—	—	—	—	—	—	—
糖	同	—	—	—	—	—	—	—
紙	同	—	—	—	—	—	—	—
捲	同	11,007	1,279	8,021	5,170	2,359	—	—

内 國 品 移 入 及 再 移 出

品 名	國 名	單 位	移 入				再 移 出	
			十二 年	十三 年	十四 年	十二 年	十三 年	十四 年
支 那 木 綿		疋	1,216	325	400	-	-	-
南 京 木 綿		疋	1,167	1,121	-	640	281	416
模 擬 入 支 那 木 綿		疋	888	3,081	-	512	-	-
明 生 牛 馬 豚		疋	39	87	42	-	-	-
生 生 牛 馬 豚		匹	1,972	2,703	2	-	7	-
生 生 牛 馬 豚		匹	4	28	2	-	-	-
生 生 牛 馬 豚		匹	3,182	2,537	164	-	-	-
生 生 牛 馬 豚		匹	5,887	2,579	465	-	-	-
生 生 牛 馬 豚		匹	2,352	2,983	-	-	-	-
生 生 牛 馬 豚		匹	2,361	4,531	2,531	959	1,042	466
生 生 牛 馬 豚		匹	51,268	57,171	56,007	5,546	3,425	4,371
生 生 牛 馬 豚		匹	572	1,819	968	405	154	179
生 生 牛 馬 豚		匹	16,630	8,850	18,543	4,046	3,581	4,127
生 生 牛 馬 豚		匹	1,353	3,713	25,287	39	61	549
生 生 牛 馬 豚		匹	12	451	8,538	5	72	120

菜 米 小 磁 器		同	7,807	2,998	21,445	1,440	1,018	2,479
支 那 煙 草	海 關 兩	同	2,338	2,568	8,190	617	384	719
支 那 煙 草	海 關 兩	同	26,463	9,100	1,548	40	-	274
支 那 煙 草	海 關 兩	同	444	406	548	-	-	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	1,439	2,470	879	1,115	192	861
支 那 煙 草	海 關 兩	同	9,895	10,521	2,591	14,433	6,876	6,746
支 那 煙 草	海 關 兩	同	2,922	6,658	5,739	158	411	598
支 那 煙 草	海 關 兩	同	-	26	18	-	-	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	280	397	-	230	128	107
支 那 煙 草	海 關 兩	同	9	53	-	-	5	6
支 那 煙 草	海 關 兩	同	1,168	500	602	-	-	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	901	677	564	9	7	6
支 那 煙 草	海 關 兩	同	590	133	2	-	2	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	502	578	749	-	-	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	16,900	58,404	37,858	445	6,833	13,622
支 那 煙 草	海 關 兩	同	333	2,694	1,039	-	-	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	1,476	961	559	-	-	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	479	444	597	-	-	-
支 那 煙 草	海 關 兩	同	219	111	151	-	-	26

大 阪 商 事 情

九 八

皮	本	同	62	-	49	-	-	-	-
燻	寸	同	22,531	21,507	10,424	13,761	4,528	2,803	-
牛	肉	同	32	-	-	-	-	-	-
類	及	同	63	-	-	-	-	-	-
羊	肉	同	258	21	-	-	-	-	-
豚	肉	同	877	689	-	27	22	2	-
家	禽	同	48	41	-	-	-	-	-
豆	油	同	7,932	2,270	5,063	4,117	1,410	1,488	-
柿	干	同	25	37	55	-	-	-	-
一	麻	同	29	152	53	-	-	-	-
二	等	同	56	100	159	53	31	27	-
金	等	同	572	266	288	-	-	-	-
梨	箱	同	100	56	67	1	-	-	-
跳	紙	同	921	484	224	-	-	-	-
躑	紙	同	56	7,740	879	38	196	221	-
躑	紙	同	-	-	-	1,682	1,820	1,384	-
燒	子	同	4,823	5,817	-	716	971	957	-
瓜	麻	同	435	429	209	-	-	-	-
初	子	同	883	1,269	1,021	-	-	-	-

靴	靴	足	1,388	1,891	686	1,385	2,641	40.
類	鞋	足	22,996	44,032	28,254	5,868	4,120	7,999
羊	靴	足	15	23	14	-	-	-
油	油	足	-	2	2	-	-	-
石	石	足	89	1,162	-	-	-	-
澀	澀	足	1,514	541	810	697	281	171
粧	粧	足	492	572	92	-	-	-
化	途	足	553	908	482	152	160	106
醫	油	足	118	41	95	64	182	42
酒	糖	足	-	27,308	-	235,816	105,196	13,886
赤	砂	足	20	-	11	52	66	62
白	砂	足	644	-	125	623	657	125
紅	茶	足	165	12	191	161	129	44
綠	茶	足	164	261	713	26	19	16
紅	糖	足	1,878	1,891	145	2,170	1,244	1,908
菜	糖	足	275	406	83	-	-	-
刻	糖	足	77	77	73	-	89	6
粉	條	足	54	61	-	37	7	6
麵	條	足	155	113	195	-	-	142

大 阪 商 事 情

九 九

黒河附近産物輸移出額

品名	單位	十一年	十二年	十三年	十四年
麥	擔	580	1,113	97	
大豆	擔	381	775	-	
豆	擔	3,826	1,857	653	
麥	擔	25,785	2,603	4,108	
炭	擔	46,553	-	136	
卵	擔	121	-	-	
魚粉	擔	637	412	284	
鮮	擔	25	-	1	
鮮	擔	241,981	78,777	-	
鮮	擔	5	1	-	
鮮	擔	58,586	18,587	5,942	
木	擔	2,355	2,267	2,791	
鹿	擔	88	4	-	
鹿	擔	18	-	51	
鹿	擔	26	4	7	
鹿	擔	134	300	837	

品名	單位	十一年	十二年	十三年	十四年
馬	頭	-	679	-	
鹿	頭	3,536	7,881	1,716	
鹿	頭	1,223	105	135	
鹿	頭	681	184	212	
鹿	頭	60,274	20,204	13,862	
鹿	頭	1,135	112	301	
鹿	頭	495	333	34	
鹿	頭	1,037	634	3,621	

黒河商務會 中原街に在り

宣統元年三月七日の設立に係り支那商民を保護するを目的とす會員組織にして會員は資本の額に依り等級に區分さる。

會長 穆少常 山東人、副會長 白興浦 山東人。

會員 一、會董(評議員)三〇名。二、特別會董二名。三、普通會員は一般商工家に入會の義務あり目下千數百名あるも變動常無し會員は商捐(商務會の税)を徴せらる。

即頭等每月大洋二十元、二等十二元、三等五元九角、四等四元七角、五等二元八角、六等二元、七等一元二毛、八等七角なり。

會董たる資格は一、二等級の會員にして黒河に一年以上居住し商務に經驗を有する年三十歳以上の男

子たるを要件とす、役員任期は三年間にして改選は五月なり。
會員としての利益は貨物受取納税爲替取組等の場合手續其他に關し簡便有利と相互連絡に便利なるに在り。

商務會に附屬する機關左の如し。

一、商事公斷處

民國二年七月設立する商事訴訟の審議事務を取扱ふ、處長張鵬九(山東人)

二、黒河沿江區市民經濟聯合會

大正十二年六月十七日成立す、黒河對岸露領「ブラゴウエシチエンスク」市間渡江小票問題協議不調に端を發し黒河支商民か上下流商民と結束して對露不買同盟を決定せる會なるも反つて對外經濟閉鎖ヲ利用する露の乘する處となり決行後二ヶ月に於て早くも結束亂れ有名無實の儘今日に及へり。

三、黒河地方義務消防會

四、黒河商會保衛團

何れも會員を以て組織さるゝも義務的なるを以て會費を徴せず費用は商務會より負擔す。

産業及同業組合

一、黒河成衣局(裁縫業)公議會約二〇家

二、黒河瓦匠(左官職)公議會

三、黒河木匠(大工職)公議會

以上は何れも同業者賃銀協定必要上組織せられたる組合にして會長推選又は會費徵收會務維持等の制度無く必要に應じ集合し其都度議長を選舉し議事を進行するのみなり。

四、黒河風船公議會

黒河を中心として黒龍江航期間上下流沿岸村落間の木材雜貨其他の輸送に従事する戎克船の組合にして船主の加入、三十九名船數約七十隻あり。

事業は右輸送の外運賃の協定移出入に對する海關手續の代辦沿岸村落よりの注文たる商品仕入賣買の代理と之か金融船員の食糧供給なり。

大正十年設立せられたり會長許松喬 會務維持は會の收入より支出す會費制度無きを以て船主は絶体的に加入せしむ。

五、濟合轉運棧

航江期間に於ける社外船の運輸切符發賣を代理し倉庫保險等を營む黒河に於ける運送業者たる公濟棧共合棧の「シンジケート」組合なり本來最近航運不振による兩者の競争に依る損失防止を目的として十四

年五月成立せり、代表白與浦氏にして利益は兩棧折半なり。

六、組合黒河汽車行

齊々哈爾黒河間の結氷期の貨客輸送に従事する自動車業者の組合にして大正十四年十月設立運賃の協定機械油の供給、切符の代賣をなす代表勝仙舟(山東人)にして加入者は黒河に於て四家、自動車十二台、齊々哈爾よりの加入者三家、八台にて露人も三家加入せるも之等は代表を支人名義となせり。會長會費制度無く運賃大洋一元に就き五分の手數料を以て會務の維持にあつても運輸期に至り往々業者間に不平出て協定が破れんとするの風ある如し。

(自動車に關する詳細は交通欄を参照ありたし)

七、鑛務同業協會

大正十二年三月八日成立せり目的は黒河に於ける金鑛業同業者の増加に伴ひ自然隣接鑛區問題より爭議發生し爲に兩者の損失、事業進行を害するを以て之か防止と互助互讓發展の爲め親睦及研究を圖り爭議の仲裁をなす。

八、黒愛麵粉同業公司

組合員黒河萬豊益麵粉公司、德昌麵粉股份公司、愛麗永濟麵粉公司の三家よりなる最近黒河地方商業不振により製粉消費の激減より各工場の繰業困難より之か競争防止等の救済策として合同せる製粉「シン

ジケート」なり、十四年十一月十八日創立資大洋卅萬元一株式萬元各公司是平等に五株を取得し存續期間を滿六ヶ年とし理事長理事及監督を推選し存續期間中理事會を以て各公司工場の工程を決定し市價を維持し平等の利益を圖るを目的とするものなり。

本件は工業欄と對照せられたし

尙黒河地方には商品陳列所及取引所無し

金融機關及通貨

一、銀行

名	稱	本支店別	開業年月	經理名	事務ノ種類	位置
中國	銀行	支店	大正四年十月	車席珍	一般銀行の外國庫公債鹽稅海關稅金庫砂金買入	迎原路

本店は北京にあり資本金六千萬元拂込金一千九百七十六萬〇百元積立金六百〇三萬三千三百四十五元として全支に亘り店を有す

東三省官銀號	支店	大正十三年七月一日	劉椿亭	一般銀行事務及砂金買入	大興街
--------	----	-----------	-----	-------------	-----

大黒河事情

一〇六

本行を奉天に有す

交通銀行支店	大正九年九月一日	劉錦榮	一般銀行事務の外國庫事務代理日本東京向爲替も取扱砂金買入	大興街
--------	----------	-----	------------------------------	-----

本店は北京にあり資本金二千萬元なり

廣信公司支店	宣統元年	費耀東	江省國庫事務主として東三省内爲替取扱	大興街
(別名江省銀號)			砂金買入外に鑛業運輸雜糧買付もなす	

本店は黒龍江省城齊々哈爾濱に在り

邊業銀行支店	大正十四年四月一日	高瑞芳	一般銀行事務砂金買入	大興街
--------	-----------	-----	------------	-----

本店は天津に在り

東三省官銀號は大正八年の開設に係るも前稱東三省銀行と云ひ十三年官銀號に併合せられたるものなり黒河地方金鑛多きを以て以上五行も砂金の買付に力を入れあることは注目に價す中國銀行には砂金溶解(古名金爐)を有し廣信公司は漠河地方に金鑛業及哈爾濱黒河間の運輸業をも兼營す。

最近に於ける各行の預金貸出状況は左の如し(單位大洋元)

年	大正十二年	大正十一年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
預金	一六五、一〇〇	二四六、七八七		一四四、〇〇〇	
貸出	六六八、八〇〇	六七〇、一三九		四二六、〇〇〇	
利益	五二、八〇〇	五三、二六〇		七五九、〇〇〇	
預金	一〇〇、九〇〇	一〇三、八八五		一〇〇、九〇〇	
貸出	五二、八〇〇	七二三、三七一		七五九、〇〇〇	
利益	五二、〇〇〇	六五、〇〇〇		五二、八〇二	
預金	八二、〇〇〇	一二八、四三一		八二、一〇〇	
貸出	五二、〇〇〇	五三六、四一〇		五二、八〇二	
利益	一四五、〇〇〇			一五〇、〇〇〇	

廣信公司としての預金は開業以來皆無の状態なるは江省の特殊銀行として成立せるに依らん。

各行有價證券金銀行有高等詳細不明にして殊に第二回奉直戰以來密に正貨を哈爾濱奉天方面に逆送したれば準備額各行共秘しおれり。

比較的確實と稱せらるるは中國銀行なり各行とも第二回奉直戰以來信用貸出を中止し一部不動産擔保貸出のみに局限せられ最近は回収に腐心しありて現在に於ける市内流通額は大洋二十萬乃至十五萬元と稱さる從つて市内金融は不活潑を免れず。

爲替料金は各行一般に東三省内は無料但し電報爲替は料金二元一角を徴す東三省以外は大洋票の相場に準し高低ありて十四年最低百元に付八元最高三十五元なり。

此外日本露國等外國銀行今日迄設立を見たることなし。

二、通貨

當地に於ける通貨は歐洲戰前迄は露「ロマノフ」紙幣に占められ露の革命も短期信用失墜と共に影を及し支銀行の開設以來支紙幣信用を得て全勢力を有するは大洋票なり。

大洋票の多は哈爾濱各行の發行するもの大部を占め種類は十元、五元、二元、五角、二角、一角、五分の七種なり小洋票は廣信公司の發行に係るもの單に官署警察陸軍方面に用らるるも之等は直ちに大洋票に換へ使用さるるを以て市場に流通の額は皆無と稱さるへし。

硬貨中銀の流通も亦皆無なり銅元は市場に極度の不足の爲十四年九月五銀行の協定を以て哈爾濱より數千元を移入したり。

黑龍江省官帖は市場に用れず單に黑河齊々哈爾濱間沿道旅行に必要なるを以て便宜上黑河の錢舖に於

て兩替さる状態なり。

大洋票に次で「チエルオーネツ」露紙幣は支官憲加之に依り取引收受を命令を以て禁しあるも黑河が對露貿易を以て生命とし立てる以上公然の秘密として露人又は密輸業者との取引に受け入れられるも一日の流通は二千留乃至五千留なり之か相場は哈爾濱相場を標準とす。

三、其他金融機關
イ、當舖(質商)

商	號	營業者名	國籍	資本金	位 置
同 濟	當	張 彭 九	山東人	大洋四萬元	大 興 街
同 濟	當	王 文 泉	江省人	同 二萬元	迎 恩 路
同 順	當	鮑 厚 庵	山東人	三萬元	大 興 街

以上三家なるも下層民唯一の金融機關として成績良好貸出利率月 分流出期六ヶ月經營者は何れも不動産を有し信用確實にして其連轉資金は何れも大洋貳十萬元に達すと云ふ。

ロ、錢 莊

商	號	營業者名	國籍	資本金

東順源	東順源	丁順和	大洋六萬元
順記	順記	丁玉光	同三萬元
東生	東生	張福明	同五萬元
寶永	寶永	于雲卿	同十萬元
		山東人	
		山東人	
		山東人	
		但副業	

の外副業として振豊泰、同德號、寶源興、振興發、泰元、和盛永等あり内實生東は本店を煙台に有するも信用厚、黒河支商中には銀行爲替よりも多く利用したりて取扱は年額大洋二百萬元に達すといはる。

ハ、萬國儲蓄會黒河分會

International Saving Society

佛國資本々店は上海に有す、主任「シャードリッソ」(露人)十四年十月十五日締切契約高大洋十萬二千元契約口數五十一口契約者數百十名なり一口二千元なるも二分一會四分一會あり十四年滿期なり滿二年以上拂込者に對して拂込額を擔保とし貸出の法あるも黒河には未だ之を受けあるものなし。

ニ、利民糧棧黒河賬房

本店を愛暉に有す大正十三年八月創立資大洋廿萬元一株大洋廿元代者王精一(江省人)にして目的は我農工銀行に類似する即不動産又は收穫物抵當の貸出融通穀物保險、委託賣買種子の貸付にして株主は愛暉縣内農民に限るも創立後の成績良好ならず。

保險業

A 濟安水火保險公司

大正十一年設立本店を興隆街に置、經理は畢鳴山(山東人)にして黒河に於ける不動産を有する支人に依りて相互救済を目的とする爲組織せられたるものなり。

資本金大洋六萬元積立一萬八千元契約口數廿三口契約高大洋六十萬元貸出高十萬元十四年航汛期に於て運送保險事務を開始哈爾濱に支店を設けしも不結果に終れり。

B 其他保險代理

一、支商新盛東代理

中國羊城水火保險公司

上海聯保水火保險公司

上海金星水火人壽保險公司

英商遠東保水公司

浙江興業水火保險公司

二、支商孚昌號代理

大黒河事情

大中國水火保險公司
豊年水火人壽保險公司

三、支商同合利代理

香港福安保險公司

粵東廣恒保險公司

四、支商和盛永代理

老公明保險公司(獨商)

あるは僅に火災及運送保險に加入者あるのみにして生命保險加入は皆無の状態なり内加入者比較的多きは羊城上聯保老公明なり

即ち本地方に於ける保險業資本は支英獨佛に占められ日本資本の保險業の進出なし。

倉庫業兼運送業

イ、公濟棧經理白興浦山東人資大洋三萬元黒河大興街江岸にあり。

倉庫二棟建坪六五〇坪様式は全部「トタン」張の粗末なるもの該店は哈爾濱製麥粉の代賣をもちます。

ロ、共合棧經理郭鴻禧山東人資大洋一萬元

黒河大興街江岸にあり倉庫一棟三〇〇坪様式前に同し

右兩棧は本年より組合を組織せり

ハ、東北航務局、航運及倉庫業、黒河戊通街大正十四年九月一日戊通航業公司を改編したるもの特設

自用棧橋を有す(横三十間長五十間)

倉庫は三棟第一號棟三百坪トタン張り木骨第二號棟第三號棟各三百坪煉瓦建

黒河に於ける倉庫業を經營するものにて完全なる倉庫を有するものは右東北航務局の第二、第三號の兩棟のみなり反つて市内の大商號に自用完全なる倉庫を有するもの多し。

右三倉庫業の倉賃は黒河商務會に於て協議一定せり

棧 賃 三個月を以て一期とす

一、雜穀五六布袋もの一袋 大洋八分

一、麥粉 一袋 一分

一、米 二布度 二分

一、雜貨 小件 二角

中件 二角五分

大件 三角

右積込積卸賃(小扛)食糧品布度に付二分 雜糧布度に付二分半
 黒河に於ける倉庫業者は荷爲替及金融を取扱はす従つて年々の取扱件數種類等の統計らとり有らず一般
 商家の之を利用せるは大正九、十年對露貿易の盛なりし當時にして漸次商況不振と大商家各自に倉庫を
 有するを以て商家は汽船にて發着貨積卸積込を運送倉業者に依頼するに止り直ちに引取るを常とするを
 以て利用するもの甚だ稀なり。

商店

イ、支商

商號	經理	國籍	資本	取扱品目	組織	所在	本店支店別	備考
和盛義	畢鳴山	山東	大洋十萬	洋貨及雜穀	個人	興隆街	本店	不動産を多數に有す
和盛永	季林山	同	八萬	洋品及綢緞	在來式合資	迎恩路	同	哈爾濱に本店を有す
雙合盛	劉子謙	同	廿萬	皮革、ビール、麥粉、綿布	在來式合資	迎原路	支店	同
萬福廣	戴興周	同	八萬	酒、精、食糧品、茶、煙草	在來式合資	大興街	同	同
同合利	李仲卿	同	八萬	石油	同	迎恩路	本店	上下流に支店を有す

寶順成	許茂進	山東	三萬	洋貨	在來式合資	興隆街	本店	對露貿易に活躍
雙盛東	徐子範	同	四萬	綿布、雜貨	同	同	同	同
洪昌盛	王金永	同	五萬	同	個人	同	同	同
永豐長	顧金山	同	二萬	同	在來式合資	同	同	同
新盛東	杜傳芳	同	三萬	同	在來式合資	同	同	同
寶生東	于雲卿	同	十萬	綿布、雜貨、石油	在來式合資	迎恩路	支店	煙台本店
瑞豐號	吳贊臣	同	三萬	綿布、雜穀	個人	大興街	本店	同
福和長	鮑尊庵	同	五萬	錢業及古物産	個人	迎恩路	同	同
信泰隆	王子風	同	三萬	雜穀	在來式合資	興隆街	同	同
信義隆	趙永順	同	三萬	同	同	同	同	同
泰元金店	張子亨	同	二萬	貴金屬	同	迎恩路	同	同
裕豐泰	周文堅	同	二萬	雜穀	個人	大興街	同	同
恒源茂	劉孝庭	同	五萬	雜穀、石油、機械	同	同	同	不動産を有す
雙興利	楊子明	同	二萬	雜貨	在來式合資	興隆街	同	同

福聚東	豐泰號	永順彩	三合成	信泰號	德裕號	東發恒	廣聚公	義生慶	永合成	孚昌號	雙興號	合泉福	德豐厚
劉銘壽	孫玉昆	傅	高福堂	高文軒	顧瑞亭	孫寶基	劉書航	薛殿榮	于大慶	張雲程	賈明齋	關鏡宇	梁官臣
同	山東	直隸	江省	山西	同	山東	江省	山西	直隸	同	同	同	山東
五千	一萬	二萬	五千	一萬	二萬	五千	二萬	四萬	二萬	三萬	二萬	一萬	二萬
洋貨	洋貨	支那雜貨	製菓	雜穀粉房	酒精	雜貨	棧房	雜穀雜貨	雜穀倉庫	五金、電氣製品	雜貨	同	雜穀
同	同	在來式合資	個	在來式合資	同	同	個	在來式合資	個	在來式合資	同	同	個
同	同	迎恩路	南大街	大興街	南大街	大興街	興隆街	大興街	興隆街	同	興隆街	南大街	興隆街
全	全	全	全	全	全	全	全	全	本店	同	同	同	本店

中國南洋煙草公司	永興達	榮源盛	福來順	福興祥
郝惠卿		王鳳池	張永順	邱煥亭
同	同	同	同	山東
	三萬	二萬	八千	一萬
煙草	雜貨綿布	雜貨	雜貨塗料	雜貨
	在來式合資	個	在來式合資	個
同	興隆街	同	同	興隆街
	全	全	全	本店
	猶太支合資對	不動產あり		

以上は黒河に於ける重なる支商に屬す資本金は一般支商民の推定を元として記す。在來式合資とあるは支の舊習なる合資組織を云ふ支商には山東省黃縣、掖縣人最多を占む。

○印を有するは堅實にして信用を有するものなり

口、外國商及之か代理店

商	號	國籍	設立年月	本支店別	取扱品目	所在地	黒河代表者
孔士洋行	獨國	大正十年九月	出張所	主として機械類	獨製雜貨	大興街	露ハアレキセフ

(Кунст и Альберс и Ко.)

大黒河事情

本行は本店を獨(ハンブルグ)に有し世界主要都市に活躍する有名なる貿易商なり殊に露人に絶大信用を有す本行は哈爾濱支店の出張所なり外商として健實に商業をなす最も信用あり主として對露向に營業す

チユーリン商會	露國	大正十一年	代理店	洋酒、茶、煙草	大興街	露人 シマーギン
---------	----	-------	-----	---------	-----	-------------

(Чирин и Ко)

哈爾濱巨商チユーリン商會製品を販賣するも營業狀態は手廣からず

俄滿洋行	露國	大正十年	本店	主として獨乙製の金屬雜貨文具	大興街	露人ジガロフ
------	----	------	----	----------------	-----	--------

(Руско-Маньчжурская Торговая и Ко.)

哈爾濱に出張所を有す

ネメツキー洋行	露國	大正十四年七月	個人	毛皮收買	大興街	猶露人 ネメツキー
---------	----	---------	----	------	-----	--------------

天津毛皮商と連絡し上下流産出毛皮を收買す多く「ロンドン」及「ニューヨーク」向なり。

ソグエイト聯邦石油シジケート	露國	大正十四年四月	代理	石油販賣	大興街	露領事館内
----------------	----	---------	----	------	-----	-------

ゴロフノフ商會	英國	大正十年	出張所	毛皮收買	大興街	露達坦人 アブリソン
---------	----	------	-----	------	-----	---------------

收買毛皮は「ロンドン」方面へ輸出す

ピートルマン商會	英國	大正十三年	支店	毛皮收買	大興街	露猶太人 カフコーフ
----------	----	-------	----	------	-----	---------------

當地に於ける最大毛皮收買高にして本店を「ロンドン」に有す別名比德滿收皮公司と云ふ

老巴奪父子煙公司	英商	大正十一年	支店	煙草	大興街	露猶太人 ラトケーウイチ
ト内門洋碱公司	全	大正四年	代理店	曹達	全	支人 鄭紹毓
聯合煙公司	全	大正九年	全	煙草	迎恩路	支商號 同合利

(Alliance Tobacco Co. of china)

亞細亞石油會社	英國	大正十四年	代理店	石油	全	全
協隆洋行	米國	大正十一年	全	鑛山用機械農具 電氣製品	大興街	支商號 恒源茂

(Felon Daniel & Co, Newyork) 米資三百萬弗當地の成績は良ならず

テキサス石油會社	米國	大正十二年	代理店	石	油	迎恩路	支商號	寶生東
スタンダード石油會社	全	大正三年	全	全		大興街	支商號	恒源茂

即石油は露英米の競争状態にあるも最も勢力を有するは「スタンダード」にして英米は石油倉庫の設備あり

萬國農具會社	米國	大正十二年	出張所	農具各種機械及麻糸の販賣		大興街	獨商	孔士洋行
--------	----	-------	-----	--------------	--	-----	----	------

世界的大會社にして (International Herbest Co.) 當地方の需要は殆ど獨占の状態なり

技師を常駐し指導は親切なり又常に多數の在庫を有す

英美煙公司	英米	十三年九月	代理店	煙	草	興隆街	支商號	豐泰號
-------	----	-------	-----	---	---	-----	-----	-----

以上なるか當地に於ける重要品につき英米經濟勢力の假令代理店形式にもせよ侵入せるは商戰の大膽と巧妙なるによる尙

滿洲酒精 シンジケート會社			日露支合辦					支商 萬福廣代理
聯昌公司	米國		毛皮豚毛の收買			大興街		

United Export furs & skins Company

ハ、日本商店

南海洋行		大正六年	雜貨食品	興隆街	谷口廉
------	--	------	------	-----	-----

哈爾濱南海洋行の支店なり

黒龍堂大藥房		大正十年	藥品醫療器械文具	官渡路	宮崎雅志
--------	--	------	----------	-----	------

以上僅か二商店に不過も南海の洋紙宮崎の藥品は當地に大なる地盤を有す

目下黒河商況か不振なりとは云へ嘗て皇軍出兵時の多數の邦商ありしに不拘大部引揚げ其後邦商の着目なきは遺憾なり

工業

A 農産品加工業

イ、振邊酒廠 酒精の製造(罇印)

大正十三年八月創立 所在黒河郊外五道合龍 資本金大洋廿萬元なるも増資銀行其他の借入による投資大洋八十萬元なりと云ふ

經理 戴興周(山東人)なるも事實的經營者は徐鵬九(山東人)にして組織は同族合資なり。

工場 敷地約一萬坪機械價大洋廿五萬元米國及(ハルビン)製動力は蒸氣機關にして二個あり、
點燈用發電器四八馬力一個あり、使用職工八十餘支、露人。

一日製造能力四〇〇「ウエードロ」乃至六〇〇「ウエードロ」(但一ウエードロ時價大洋六元)

原料は愛琿縣呼瑪縣地方産の大麥、小麥、述子、馬荅薯、高粱なるも不足のときは「ハルビン」富錦方面より仕入る

事業成績 販賣目的を以て製造を開始せるは十四年春以來にして十三年哈爾濱に創立せる滿洲酒精「シンジケート」に加入し製品は統て「シンジケート」に買収せらるも本工場の出來に依り哈爾濱方面酒精の黒河方面移入を壓迫し得て成績良好なり。

ロ、泰和油房 豆油及豆粕の製造

大正十三年二月設立、黒河保安街

資本金大洋一萬五千元在來式合資組織(五名)

經理 于禮卿 山東人

工場敷地約一、五〇〇坪なるも機械としては手押螺旋式壓搾三台「ローラー」一台、水蒸鍋一、原動機無く馬を以て索引する小規模のものなり。

一日能力 三〇〇斤—三六〇斤の豆油を製出す

成績 原料高と他地方移入品豆油價と大差なきを以て余り振はす製造も亦全力を擧げ居らす

ハ、滙通醬油公司 醬油製造

大正十年設立 黒河

經理 周吉平 安徽人

資本金 大洋一萬八千元

原料は「ハルビン」富錦方面より七〇%黒河地方より三〇%にして昨年買入高一萬三千布度なり

醬油の種類及價は一等品大洋五元二等品四元五毛三等品三元五毛四等品二元五毛但し一樽一布度(廿八支斤入)ものなり

ニ、三友木廠醬園 黒河南崗 醬油製造

三友木廠が副業として製造する製品は一等品より三等品迄なり
以上醬油は品質哈爾濱方面製に比し劣るも價廉なるより黒河及上下流金礦方面に需要を増しつゝ
あり成績悪しからず。

ホ、龍江比瓦汽水廠 「ビール、サイダー、ラムネ、クワス」の製造

大正十一年開業 黒河西崗設立

經理 郭惠軒 山東人

資本金 大洋一万五千元 在來式合資

一日製造能力五十打「ビール」其他酒不明

機械は小規模なるも「ハルビン」購入の中古機械蒸溜其他裝置を整へたり本製品は十五年夏期より哈
爾濱へ輸出を試む

へ、永田比瓦廠 「ビール、サイダー、ラムネ、クワス」の製造

大正九年開設 經理 李子玉 山東人 黒河六道街資本金大洋八千元

以上の「ビール」其他飲料水は價安きため歡迎せらる主として消費地は黒河なりビール小賣相場一
本一毛五分なり。

附記黒河の「ビール」は土地製品に占めらるも質悪く數日を放置する時往々腐敗變味するものあり信

用あるは北京製五星牌「ビール」及獨乙「ミュンヘンビール」なり本邦品は皇軍出兵時以後跡を絶ちたるも
歐米人は日本品を賞し居れり。

ト、徳昌麵粉有限股份公司製粉業黒河大興街設立大正九年二月資本金大洋廿萬元

經理 石明直 直隸人

「カンバット」型蒸氣機關六〇馬力一個

瑞西 (Geirud Bihbet 會社) 製々粉器四個

製造能力一晝夜七〇〇布度製品(福印)

チ、萬豊益無限合資麵粉公司製粉業黒河西崗設立大正九年七月資本金大洋十八萬元

經理 梁官臣 山東人

八五馬力蒸氣機關「ブラコウエシチエンスク」製「ブタメスト、カンズ」社製外一計三個の製粉器

製造能力一晝夜八〇〇布度製品(獅子印)

リ、永濟麵粉有限股份公司製粉業愛輝北街設立大正三年八月資本金大洋廿四萬元

經理 郭頤珊 江省人

蒸氣機關七〇馬力「ランズ」社製及一八馬力「ウォルフ」社製二台製粉器「スイス」Geirud Bihbet社
品五個

製造能力一晝夜一、五〇〇布度製品

之等の原料小麦は主として愛媛縣下より先物契約に依りて仕入る仕向先は露領及黒河と上下流支岸村落金鑛地なるも大正十二年露支經濟斷交以來露國への輸出は不可能なれり然るに十三年支那側金鑛地方の發達により需要を増し一時活氣を呈したるも十四年に至り金鑛業者の十三年放漫仕入より尙在庫品の多きと加ふるに哈爾濱よりの見廻移入増加して過剰を來し對露貿易の不振は商況を頓に沈靜せしめ益々荷動き無きに至り斯業者は何れも十四年に入りて度々繰業中止を爲せり前途の豫測出來ざるを以て十四年十一月製粉「シンジグレート」を組織し公司救済を圖れり。

又、磨坊

所謂北滿に於ける舊式家庭工業の製粉業者四家あるも目下は不振にして休止の状態なり之等經營者の資金亦數十元數百元の小規模のものなり。

ル、粉房

黒河に於ける粉房として四ヶ所あり其大なるものは

信泰隆、代表趙永順、山東人、資本大洋三萬元

B 畜産品加工業

(イ) 道生皮工廠 製皮及製靴業

大正十年開設

黒河六道街

經理 丁官堂、山東人、資本大洋一萬五千元在來式合資

黒河屠殺牛皮を原料とし加工して冬季軍隊用、土人農民、採金、筏採夫等用の靴を製造す製造法は全部手工による一年能力七千足創立以來不振なりし處最近金鑛發達により稍需要を喚起せるか如し

(ロ) 一、萬發和皮工廠 右同業 代表吳翔九 奉天人 在來合資八千元

二、廣招皮工廠 右同業 李永福 山東人 個人經營

三、福慶合皮工廠 右同業 董子馨 奉天人 個人一萬二千元

材料製法供給方面は道生皮工廠に等し即ち製皮業は尙幼稚の域を脱せず

(ハ) 一、興順和皮工廠「カートンカ」製造

大正八年設立、黒河大興街、經理趙卿生山東人資九千元在來式合資羊毛又は牛毛を原料とし露式冬季用長靴を製造するものなり原料は「チチハル」方面より買入れ製造期間は舊八月より舊十二月迄なり目下一日能力十足より十五足迄なり一足の卸値は質と斤量によるも大洋三元五角より八元迄なり此外同業にて

二、廣興發 代表張玉昆山東人あり一日十足能力

本品は冬季に於て露支岸に需要多く黒河に於ける生産に不足するを以て「チチハル」「ハルビ

ン」よりの入荷多し。

C 林産品加工業

林産品加工業としては黒河には製材業のみなり蓋し黒龍江上流に於ける森林地帯は人跡未踏無盡と稱せらるも在來筏木及加工製品の需要が南滿方面へ向かさりしを以て主として黒河方面の需要に充つるのみ従つて製材業も不振且つ製材法も多く人力の木挽によりありしか本年より突如「ハルビン」方面より買附あり其數も亦數年見ざる量に上りしを以て漸く一般の注意を引くに至れり主なる製材業者を擧ぐれば左の如し。

商	號	代表氏名	國籍	資本	位置	製材動力
三友木廠	李	少林	山東	三萬	西崗手	挽
森茂木廠	穆	少常	山東	二萬	中原街同	
長裕木廠	穆	少常	山東	二萬	西崗同	
裕海盛	揚	光武	直隸	一萬	六道街同	
天聚福	郝	明軒	山東	一萬	中原街同	

泰山久	李萬臣	山東	一万五千	六道街	蒸氣動力
永吉木廠				七道街	手挽

泰山久は本年の開始にかゝる製材機は蒸氣動力立鋸一台を有す一日九太甘本を四百枚の板に挽く職工六人工賃のみにて大洋卅元の利ありと。

此外十餘家の小製材業者あり。

D 鑛産品加工業

(イ)煉瓦製造業

單に黒河の需要を充すを以て製造せらるに過ぎずして就業は五月より十月迄にして冬季は休業す、製法も簡單にして農民或は土人か之に従事しあり目下製造場は郊外北方の岳暖に三個所あり、十四年夏は黒河に建築の盛なりし爲相場も例年一千個に七八元なりしもの十二元に騰貴の現象を見たり。

黒龍江露支國境に於ける密輸業

武市(ブラゴエシチエンスク)黒河を中心として密輸に従事するもの露、支、鮮人を合して約二千以上にするべく上下流を合し六七千或は以上に近かるべし。

對露密輸商品の大きな集散地を黒河となし、次に綏遠松花江口拉哈蘇々をなす、目下は冬期の需要品として酒精、砂糖、織物、綿入洋服、煙草、茶、洋蠟、シャツ類、靴及靴下等多し而して武市に必需品は以上商品の外洋紙、文房具、藥品にして之等は極度の不足を告げ居れり。

密輸業者の大規模なるものに黒河より購入し遠くイルクーツク方面に送るものあり、ゼーア方面及黒龍縣金鑛方面に送らるるものは倭西門を経てチエルニャエラに入る、之等は馬車にして數臺或は數十臺一隊をなし國境を突破す、之等密輸商隊中には武器を有し露監視兵又は掠奪團の襲撃に備ふるものあり。常習的なるものに黒河支商との聯絡は密接にして聯絡者は武市、黒河雙方關係者又は商店に身元保證金を納むるは運搬中途の盜難逃走を防止するものなり、之等の中には亦露領より砂金、阿片、毛皮等を持ち來る其料金は種類に依り異なるも危険を犯す丈けに高價にして資を有する者は自ら購入密輸して巨利を占め居れり、砂金、毛皮等は露政府は條令を制定して個人賣買を禁するを以て往年の如き多量の密輸は無きも砂金の如きは僅に露領金鑛に採金夫たりし露鮮人又は支人に依り支岸に密輸されあり、阿片の密輸は盛にして黒河に入るは哈埠サマル方面もの多く、次に奇克徒對岸よりにして哈府方面より支領へ入りし額本年に於て數百萬元と稱せられ爲之哈府駐在支領事は露官憲に抗議せる程公然の秘密の如し。武市方面への密輸は先づ密輸業者數名又は十數名一團となりて行ふを普通とし、彼等は先づ戸別を訪問して必需品の注文を取り黒河に渡り購入するも運搬に際し露岸に於ける監視嚴重なるを以て、團員は

豫め行動方法を決し運搬路の聯絡隱匿販賣を官憲に見せられざる如く巧妙に行ふ、武市々内に於ける發見捕獲等の監視はゲ、ベ、ウ自ら之に當り多數の密偵を派し、商品携帯の者を誰何検査の處置に出で最近著しく斯業者の減少を見たりと雖も、尙盛にして監視程度に應し、今や比較的刑罰に緩かなる十歳十三四歳の露男女子之に従事し居れり、國境の監視はゲ、ベ、ウ守備兵之を行ふも尙賄賂等行はるるを以て案外容易なり、然れども誰何により之に應せざる時は射撃せらるること勿論にして國境を通過すると雖も途中の監視を恐れ路を常に變するを以て僅か呼べば答ふる對岸の武市ながら數十里又は十數里を迂廻して入る。

露官憲の防止策として本年黒龍江岸に在る小船、丸木船に迄も之を一切登記せしめ、使用行動の極限を爲したるも、密輸業者は支岸の小船等を使用運搬し、小船所有者は之により巨利を博し、危険保證は爲さざるも時に依り一人一元、五元十元等の料金を出す、冬期は結氷に依り渡江容易なるを以て密輸は更に増加するの外沿岸村落露人は其日の零碎なる日用品も支岸に走せて購入する有様なり。

露國々營商業機關其他に於ても度量衡は「メートル」法「リットル」法に改正されしを以て黒河との物價比較は困難なるも之を便宜上舊時標準にて示せば牛肉、家畜、農作物の外は武市の物價は一般に黒河の二倍乃至四倍なり。

即ち

	黒河	武市
砂糖	一斤 一四仙	(大洋) 四〇チエル哥
燐寸	一袋 八仙	二〇同
酒精	三フント半入罐 八〇仙	二留五〇哥
ラシヤ	一アルシシ 二元五〇位	八留
洗濯石鹼	一個 八仙	二〇哥
茶	一フント 八〇仙位	二留
煙草	卷二五本入 一〇仙位	四〇哥
金巾	一アルシシ 二〇仙位	四五哥
靴	一足 九元位	三〇留

にして文房具洋紙等は極度の不足により幾ら高くとも買はるる有様なり、之等商品は又村落或は奥地金鑛地に至れば更に數倍の高價となるを以て密輸は盛なり、十四年黒河より下流廿五支里地點の長發屯方面より、春結氷時數千布度の春蒔種子及七月に於て同地より二千布度の磚茶密輸せられたるが現在密輸業者が武市の國營商業機關又は「コペラチーフ」の註文を取り黒河より密輸の公然秘密も行はれあり。黒河よりの之等密輸出品の大量は黒河上下流支岸に移出せられ密輸さるるものなく、其額は最近三

年間の平均は年々大洋二百萬元に近かる可しと稱せらる。

ゲ、ベ、ウ國境守備隊及武市税關の查獲品評價の武市税關總計發表兩三年の平均は十萬留以下を下らす、且つ報告に於て發見せられざるものと合し實際に於ては此の查獲品に數十倍すへしと述べたる如きは如何に密輸業か盛に行はれあるかを知らしめ、而して之等查獲品は時々市民に競賣に附し居れり。

發見捕縛せられたる密輸業者は初犯者、前科者に依りて處罰せらるる審理はゲ、ベ、ウ警察税關の順に行はれ判決の結果三個月又は數年を云ひ渡されるも事實は數日數個月の禁錮にて釋放せらる、之等は再び密輸業に従事するものなるか多く次回捕縛重刑を恐れて容貌をかへ變裝變名す、武市監獄に刑務中のもこの大部は斯業者にして常に其數二百を下らず、而かも何れも深く悲嘆するもの少く、至つてのんきにて我は之にて五回目なりなど嘯き平氣なるものありと云ふ。

密輸に就て物々交換の外は取引に「チエルオネツ」紙幣大部にして大洋紙幣行使は少なし、支那官憲は支岸に於て「チエルオネツ」紙幣の流通を禁じ居るも、支商に於て公然の秘密として取引され居ることは若し之を拒絶せんか黒河商業の大打撃たるを以てなり殊に最近大洋票の下落により利を好む支人は之を「チエルオネツ」に換へ武市より浦鹽を経て哈爾濱に爲替を組み日貨に換ふる法方は居れり、即ち浦鹽に於ける「チエルオネツ」對日貨相場は「チエルオネツ」有利なればなり。

黒河なる愛琿税關は附近の密輸大なるに鑑み十三年黒河より十六支里下流小黒河及上流五道河に税關

出張所を設け之を監視課税するも実績は上らざるが如し。

密輸の時間 夜間 方晝よりも多し江岸には密輸相手の支商あり兩岸にて互に點火等の合圖をなし、官憲の監視の虚を見て行はるるも、支岸の監視は緩慢にして上陸容易なるを以て江岸支商は密輸團が強盜に變せらるるを警戒しつつ取引を爲しつつあり。

(十四年十一月報告より)

對露密輸の盛なるを更に証明する爲露領黑龍縣官憲の發表する縣市場消費及密輸入の統計を次に附記せり。

露領黑龍縣の市場消費

露領黑龍縣の市場消費は黒河が對露殊に黒龍縣への貿易に最重要なる位置にある點に於て假令現在露は國營經濟政策を採り極度に外國品輸入の制限を爲しあると雖も尙一般極東露領の農産物以外の物資は缺乏しある状態なるを以て自然黒河方面よりの密輸は免れざる處今黒龍縣統計局及縣計書局の調査に係る黒龍縣に於ける縣外或は外國より輸入せざる可らざる一九二三年十月一日より一九二四年十月一日迄に於ける必需商品の消費豫算を示さんに。

總額 一三、七二七、五九〇留

内容	五、五六五、〇〇〇(アルシン)	四、六二一、〇〇〇留
織物類	一七八、〇〇〇布度	三五六、〇〇〇同

砂糖	四六、五七五留	五一二、三二五留
石油	四二、三四〇布度	四二二、〇〇〇同
茶	一四、二〇〇同	四〇四、〇〇〇同
石鹼	九、〇〇〇同	五八、五〇〇同
煙草		三二六、〇〇〇同
皮革	(製品をも含む)	一、九八〇、〇〇〇同
毛皮	(同)	四一六、〇〇〇同
陶器		三一四、〇〇〇同
磁器		二〇〇、〇〇〇同
鹽魚	七一、〇〇〇布度	二四八、五〇〇同
小間物		二七五、〇〇〇同
文房具		二〇〇、〇〇〇同
各種雜貨		四九四、〇〇〇同
麻綿類		四二〇、〇〇〇同
機械油		八七、〇〇〇同
農具類		六七五、〇〇〇同
狩獵品		九五、〇〇〇同

其他織物
藥品

三一〇、〇〇〇同
九三八、〇〇〇同

を列記しあり内○記號は殊に黒河より輸出の可能あるものなり。

黒龍縣市場と密輸入

黒龍縣統計局及國營商業部が共同にて黒河方面よりの密輸入防止の目的を以て縣内市場消費状況につき調査をなし十五年一月發表せる千九百二十五年年度縣住民の購買力は一千八百萬留にして其内正當なる買は國營商業部、「コペラチーフ」及許可せる個人商店にて一千三百八十八萬留にして其殘は統て密輸入買なりと述べたり其表を示すに。

品名	正式販賣額	密輸入販賣額
織物及衣服	四、四四五、六五〇留	一、二五〇、〇〇〇留
革及靴類	六一〇、二六八留	一一〇、〇〇〇留
砂糖	五三六、七八六留	二五、〇〇〇留
茶	八七、四八五留	一三〇、〇〇〇留
酒精	二、七五〇、〇〇〇留	一、四〇〇、〇〇〇留
煙草類	四四〇、〇〇〇留	二八五、〇〇〇留
トイヤス靴下類	八五、〇〇〇留	二六七、〇〇〇留

小間物	三〇、〇〇〇留	一五〇、〇〇〇留
其他	四、八九六、八六九留	三七一、〇〇〇留
計	一三、八八二、〇五八留	四、〇八八、〇〇〇留

此に注意すべきは黒河か未だ商埠地問題を決定しあらざる事にして沿革史に述ふる如く完全なる商埠地を形成しつゝも支官憲か所謂利權回收熱に藉られ黒河を商埠地ならずとして在住邦人壓迫の舉に出てあること及支銀行運送業者の態度なるも在留邦人の大正十三年以來三回の我外務當局に對する黒河商埠地解決領事館設立請願が大正十三年六月以來「チチハル」領事館員常住出張となり又外務省に於ても開設必要を認めたりとの回答ありしを以て其間支官憲支商人間に運送業設立方法に相當の了解を得は開業難事ならざるべしと信ず實に斯業の開業は黒河の現状將來を考慮し急務たるものと信し有望なる事業たり

黒河及隣接地に於て時に成立の見込ある商工業

一、運送業及之に附隨する金融業

黒河に於ける運送経路は水路(夏期航江期)による哈爾濱黒河間、黒河より上流漠河及下流黒龍(但し目下尼港方面への運送を止められあり單に支岸のみ)冬季陸路運送の黒河齊々哈爾間及對岸「ブラゴウ エシチエンスタ」市黒河間に五大別さる。

今茲に述ふる處の黒河に於ける利用すべき運送業としては哈爾濱黒河間齊々哈爾黒河間の二輸送路な

り。

蓋し黒河輸出入の歴史を見るに最も此二線により利用せられ黒河の殷盛を構成せる歴史あればなり向後も此二線に依り黒河の生命の持續さるるは勿論なり。

黒河貿易の消費路は極東露領及支岸上下流の金鑛地にして假令現露は經濟政策により外國品輸入の制限を爲すと雖も尙露國內産業經濟は發達せず其製産品或は販賣品の黒河販賣品に比し高價なる限り密輸其他の方法を以て送らるゝものと信す従つて現在黒河より露に輸出せらるゝものは酒精、綿糸布、皮革、茶、砂糖、雜穀、農具、工業製品雜貨、洋紙文房具、藥品を大宗として支岸金鑛地方は麥粉、豆油、燒酒、綿布、石油鐵製品とす之等は統て南滿地方より一旦輸入され再輸出さるゝものなり其額は數百万に昇りおれり次に此の中雜穀は黒河及金鑛地方の開發により需要を増すと、黒河に於ける農産加工業の近年著しく發達につれ北滿方面より多數の供給を仰きおる状態なり然して黒河地方及黒龍江上下流の物産につきては地方尙未踏未開拓なりと雖も黒河商工業の發達につれ漸次に開拓され地方的に送らる可き其優なるものを木材、雜穀麥粉、木耳とす、價大にして量少なるものを毛皮砂金とす（本件に於て參考たるべき輸出入統計表を示すを畧す）時勢の進運に促され永く捨てられありし黒龍江上流の木材は南滿人士の着目する處となり最近に至り急激に哈爾濱行の増加を示せり。

若し夫れ洮齊鐵路の開通されんか嫩江及興安嶺以南の農村は開拓せられ齊々哈爾方面の殷盛は見るへ

きあらんも亦黒河か輸出入に於て運賃高き東支南行線を通過する方法を捨て特殊品を除き新線を利用し商機の迅速と諸掛負擔の大を避くるに至るへし況や冬季の馬車輸送業者は統て農民にして輿地より東支線に雜穀を輸送し歸途の無駄を防ぐ爲め黒河行貨物を運送業者より引受くる慣習にあり然して黒河の運送業倉庫業に至りては單に運送代理積卸積込事務に止り倉庫に預くるも保管料を取るに過ぎずして何等商業家に利益すべき運送保險荷爲替金融事務を取り扱はざるなり當地支銀行亦財界の不況と連續なる内亂により金融硬塞荷爲替或は動産擔保の貸出を禁しあれば黒河の商家に取り不便なるは勿論且つ在來他地方との取引が現金制度多きを以て黒河の商業發展に大なる障害を來し居れり斯る状態なるを以て完全なる運送倉庫之に附隨する金融事務を取扱ふ運送業者の出現は必ずや黒河商業の發達に資し商人は擧げて之を利用し運送業者相互の利益として沿道を開發するは火を見るよりも明なり。

黒河に代理店を有する英米支の保險會社は統て火災運送保險事務を取扱ひ運送保險は航運にのみ限られあると雖も何れも相當の利益を年々收めつゝあるなり我が國際運輸株式會社は洮齊鐵道完成後北滿貨物吸收を策して水陸路に於て黒河と運送事務を計畫しあるは時宜を得たりと云ふへく黒河及北滿住者の福音にして國際關係の支障なからしむへく黒河哈爾濱齊々哈爾との完全の連絡出現を望むものなり。

黒河に於て不足せる職業

一、蒸氣機關又は電力を動力とする製材業

黒河に於ける製材業者は大小約三十を數ふると雖も多く手挽に屬し機械力を以て製材するもの泰山久火鍋廠一家に過ぎず然も該廠は十四年の開設に係るも蒸氣動力の規模小なるを以て其能力も一日に角材二十本を四百枚の板に製し得るのみ機械か中古品なるより全能力を發揮する能はざりと雖も尙大資を有する手挽製材業者に比し遙に多くの利益を擧げつゝあり且十四年より急激に黒龍江材の哈爾濱及南滿への輸出か哈爾濱英露支商に計畫せられ某露人の買附は角材一、二〇〇本板三十萬立方呎なりしと云ふ然も右價は黒河にて角材大洋五元にて買はれしもの哈爾濱にて大洋十元板一枚三角二分(三二仙)なるもの大洋九角なり次に之に對する運賃は一布度につき大洋一角五分乃至二角なれば本材の哈爾濱販賣は巨利を占めたりと云ふへし。

抑黒龍江材の他地方輸出は從來計畫せられざる無きも松花江材及興安材に壓せられ尙南滿人士の之に眼を灑くもの少なると黒龍江下流に於ける支汽船航江問題の解決無き爲め日本方面への需要を阻まれ單に黒河方面の需要に供され且又露の對外經濟封鎖は露への輸出も不能となり本業は茲兩三年不振となりし處十四年の哈爾濱方面輸出を先驅とし着目さるゝに至れり。

即ち黒龍江材か安價を知られたる今日向後輸出の旺盛となるは期して待たるべく従つて人跡未踏無盡藏と稱せらるゝ黒龍林は開發せられ之等集散中心地は黒河なるを以て在來製産能力の少なる手挽製材よ

りも機械を以てする製材事業は有望にして黒河に不足せる事業の一と稱すへし。

(別記林業及製材業者欄参照ありたし)

林業

緒言

黒龍江上流及支流一帯には諸處に有望なる森林ありて之か採伐に大々的計畫を爲せる者ありしと雖も露國政變以來經濟界の不振並に黒龍江問題未解決等により頓挫を來せり。

然れども水利の便と勞銀の安價なる點は他地方に勝れるを以て日露支間の通商恢復し又一般事業界復興の機至らば或は迅速なる發達を見ん。

一、森林地帯

黒河附近に於て著名なる森林地帯は黒河より上流九三〇支里なる倭西門(別名鄂錫門)を起點として遠く克乾河に至る一千餘支里の露支兩岸に散在せり現に採伐せられつゝあるは安羅卡倫より額穆爾河(別名阿勒哈昔哈河)を合流點なる連釜鎮の間にして露人は、兩岸を稱して「チユルニヤフスコエ」「アルバチンスコエ」の兩森林區に分つ森林面積に關しては支那側の統計なきも一九二二年七月黒龍縣山林課長「イルクバイカ」の調査發表による露岸に於けるものは。

「アルバデンスコエ」森林區

二、七四四、〇四八「デシャーチン」

「チエルニヤエフスコエ」森林區

六一六、九四八「同」

にして蓋し最新の統計と信せらる此の岸兩の奥地は殆ど無盡の森林を以て蔽はると雖も支那岸は遙に露岸を凌駕せり之より伊勒呼里、大興安の兩山脈に連り山頂山腹總て鬱蒼たる森林なりと云ふ。木種は針葉樹多く潤葉樹は樺・柞の類にして周圍二三尺より高さ三、四丈のものあり安羅より八〇支里開庫康の奥奎騰堪河は殆ど落葉松のみにて蔽はれ伊勒呼里山脈地方は老幹巨木多く大なるもの周圍六七尺より高さ十餘丈のものあり概ね唐松落葉松 新羅松、白松、水松樅の類なり實地踏査者の談によれば老木倒れ腐敗し過ちて樹幹に足を踏み入れ身体の大半を埋むるもの多く歩行に困難せりと。

伐採及運搬

伐採は主として冬期實施せらる伐採業者は六、七月頃把頭(木挽人夫の長)と共に冬期の食糧及生活必需品を携帶入山し伐採地に簡單なる小屋を建て之に起臥し結氷後より翌年解氷前迄伐採に従事す伐採には斧又は二人曳の鋸を用ひ之を適當なる長さ(三サービン以上)に切りて馬車又は人力を利用して溪間或は江岸に運搬し筏となし解氷を待つて水路目的地に流筏す。

伐採は二人一組となりて一本を切り倒し一日優に一組にて巨木三十本を切り得と云ふ又流筏は普通一筏五百本を標準とし五十本三人の割を以て乗込み外に水先及指揮者各一名を附す筏上小屋を設け之に起

臥す伐採地より流筏地迄の馬車運搬は二頭馬にて距離により異なるも一日六七本より十數本迄を運ぶと云ふ。

流筏地點の設備

目下露支兩岸に於ける流筏地點の主なるもの次の如し

支那名	黒河よりの距離	投錨地數	對露岸投錨地
倭西們	九二三支里		Черняево
安 羅	一、〇六〇 同	2	Талубзино
開庫康	一、一八五 同		Бекетово
車家營站	一、二一五 同	2	Пермыкино
烏河子(?)	一、二三五 同		Бейтоново
			Воскресенка
連釜鎮(又は阿穆爾卡)	一、三一〇 同	4	Албазин
爾嘎力(又は巴爾嘎力)	一、三八五 同		Рейнево
大和站(又は泰和站)	一、四五五 同	2	Ельничная
烏蘇里	一、五〇五 同		Свербеєво

永和站
漠河

一、五五八支里

4

Стибнево
Игнашино

但し本表里程は在來調査せられたるものと稍異も支人の言ふを其儘之に記せり各地には徴收局（即ち支那稅務局）ありて伐採に對し課稅をなす。

薪材と商取引

伐採取引には三種あり

(一)木材業者と伐採業者間に翌年度の伐採數量引受價額の協定を終へて伐採業者に資金を貸付け搬出せるものを引取る。

(二)伐採業者は資金を提供し把頭は勞働を負擔し運搬夫は又運搬勞力を以て合同し伐採搬出し賣却して利益を分配す。

(三)木材業者が伐採業者の搬出せるを直接引取るもの。

取引單位は露國の慣習を適用せり、木材は長さ「サーヂェン」(日、七尺四分九毛)「アルシン」(日、二尺三寸四分六厘四毛)「ウエルシヨク」(日、一寸四分六厘七毛半)「ヂュイム」(日八分三厘八毛)を使用し新は立方「サヂェン」(日、七、四九立方尺)を用ひ支那側課稅も亦之を標準とす。

但し黒河に於ける愛琿稅關課稅の標準は英尺に依る。

建値(呼値)は大洋值

支那側の課稅率左の如し

建築材は末口八「ヂュイム」より拾「ヂュイム」迄を立木の長短を問はず一の標準として課稅す、

(一)搬出現地課稅

伐木捐

大洋

二角二分

山税一成捐

同

二分二厘

山場七成捐

同

七分八厘

(二)到着地(黒河)課稅

落地捐

大洋時價相場見積價額千分の拾壹

(三)移輸出

消場捐

落地捐と稍同額

(四)黒河愛琿海關課稅

(イ)到着の際江捐僅少

(ロ)輸移出の際出口正稅壹千立方英尺に付き二、三元

江捐僅少

但し江捐は黒龍江通過に於ける露支協定の特別江岸税なり

薪材は即ち落葉松及末口八「デュイム」以下の建築材を薪材と看做し一立方「サーヂェン」を前記建築材の標準一に對し一、五の比例として前記の課税をなす。

之等支那側課税には伐採業者は官吏との折衝に依り十「デュイム」以上の巨木と雖も薪材其他の名儀を得て納税の軽減を圖り居れり。

木材企業と生産費の關係を見るに昨年度市況不振時の相場により末口十「デュイム」長さ三「サーヂェン」以上建築材一本の伐採より黒河着原價を示さん。

(イ) 伐木費 大洋五分、三五

一日二名一組にて巨木三十本を倒し一ヶ月二十三日間を純労働日とし七百五十本を倒す一採木夫給

料月大洋十三元食料七元

(ロ) 江岸迄の搬出費 三角

一ヶ月二十五日間労働月給十三元食料七元運搬車貳頭馬使用月糧食二十元とし一日平均八本を運びて月二百本を處理す

(ハ) 伐採地納税 三角五分

(ニ) 到着地納税 二分一厘

但し昨年解氷後下落黒河相場一本大洋貳元此外僅少なる海關税あり

(ホ) 流筏費 五角

流筏五百本につき人夫十二名之十日乃至二週間に要する給料食費を二百五十元と仮定す實際はかかる長日數を要せず

(ヘ) 諸雜費見積 九分、五五

合計 大洋壹元貳角 黒河着原價

但し該一本建築材を四三、七五立方呎容積に割あつるとき課税を除く諸經費が相場高騰して倍額となるも黒河着一立方呎原價は四分七厘五九に相當す。

黒河に於ける製材は大方手挽にして一日労働は目下相場大洋壹元五六角なり。

派貨夏季移輸出に對して院内より河岸迄の積込は一布度につき大洋一分汽船積込み一布度につき二分乃至一分を普通とす枕木一本を五布度乃至六布度と見積る。

哈爾濱及泥港方面への汽船運賃は布度建を以て支拂はる河水の増減及時期に依り多少の差異あるも普通安全なる航江期間の運賃は黒河より哈爾濱迄布度大洋壹角一壹角五分泥港迄一角五分一三角なり目下泥港へは支那汽船の通行を許さす中止の姿にあり。

板 長さ 7 フルシン						
寸 法		立方呎	寸 法		立方呎	
厚	幅	板一枚につき	厚	幅	板一枚につき	
1/2	6	0.34	3/4	6	1.19	
	7	0.39		7	1.38	
	8	0.45		8	1.58	
	9	0.51		9	1.78	
	10	0.57		10	1.99	
	11	0.62		11	2.17	
	12	0.67		12	2.38	
3/4	6	0.51	2	6	1.36	
	7	0.59		7	1.59	
	8	0.69		8	1.82	
	9	0.76		9	2.04	
	10	0.85		10	2.27	
	11	0.93		11	2.49	
	12	1.02		12	2.72	
1	6	0.68	2 1/2	6	1.70	
	7	0.79		7	1.98	
	8	0.91		8	2.27	
	9	1.02		9	2.55	
	10	1.14		10	2.84	
	11	1.24		11	3.12	
	12	1.36		12	3.39	
1 1/4	6	0.85	3	6	2.05	
	7	0.99		7	2.38	
	8	1.13		8	2.73	
	9	1.27		9	3.06	
	10	1.42		10	3.39	
	11	1.55		11	3.74	
	12	1.70		12	4.08	
1 1/2	6	1.02	3 1/2	6	2.38	
	7	1.19		7	2.77	
	8	1.36		8	3.18	
	9	1.53		9	3.55	
	10	1.70		10	3.98	
	11	1.87		11	4.36	
	12	2.04		12	4.77	
	6	1.21		6	2.57	
	7	1.38		7	2.96	
	8	1.55		8	3.38	
	9	1.72		9	3.82	
	10	1.89		10	4.27	
	11	2.06		11	4.74	
	12	2.23		12	5.22	

板 長さ 6 フルシン						
寸 法		立方呎	寸 法		立方呎	
厚	幅	板一枚につき	厚	幅	板一枚につき	
1/2	6	0.29	1 3/4	6	1.93	
	7	0.34		7	1.19	
	8	0.39		8	1.37	
	9	0.44		9	1.54	
	10	0.49		10	1.70	
	11	0.54		11	1.87	
	12	0.58		12	2.05	
3/4	6	0.44	2	6	1.17	
	7	0.51		7	1.36	
	8	0.59		8	1.56	
	9	0.66		9	1.75	
	10	0.73		10	1.95	
	11	0.80		11	2.14	
	12	0.88		12	2.33	
1	6	0.59	2 1/2	6	1.46	
	7	0.68		7	1.79	
	8	0.78		8	1.95	
	9	0.88		9	2.19	
	10	0.98		10	2.43	
	11	1.07		11	2.67	
	12	1.17		12	2.92	
1 1/4	6	0.74		6	1.75	
	7	0.85		7	2.04	
	8	0.97		8	2.33	
	9	1.10		9	2.63	
	10	1.21		10	2.92	
	11	1.33		11	3.21	
	12	1.46		12	3.50	
1 1/2	6	0.88	3 1/2	6	2.04	
	7	1.02		7	2.38	
	8	1.17		8	2.72	
	9	1.31		9	3.06	
	10	1.46		10	3.40	
	11	1.60		11	3.71	
	12	1.75		12	4.08	
	6	1.02		6	2.38	
	7	1.19		7	2.77	
	8	1.36		8	3.18	
	9	1.53		9	3.55	
	10	1.70		10	3.98	
	11	1.87		11	4.36	
	12	2.04		12	4.77	

板 長さ 9 フルシ								
寸 法		立方呎	寸 法		立方呎			
厚	幅	板一枚につき	厚	幅	板一枚につき			
$\frac{1}{2}$	6	0.44	$1\frac{3}{4}$	6	1.53			
	7	0.51		7	1.79			
	8	0.58		8	2.04			
	9	0.66		9	2.29			
	10	0.73		10	2.55			
	11	0.80		11	2.80			
	12	0.87		12	3.06			
	13	0.95		13	3.32			
	14	0.20		14	3.57			
	$\frac{3}{4}$	6		0.66	2	6	1.75	
		7		0.77		7	2.04	
		8		0.87		8	2.33	
		9		0.98		9	2.62	
		10		1.09		10	2.92	
11		1.20	11	3.21				
12		1.31	12	3.50				
13		1.42	13	3.79				
14		1.53	14	4.08				
1		6	0.87	$2\frac{1}{2}$		6	2.19	
		7	1.02			7	2.55	
		8	1.17			8	2.92	
		9	1.31			9	3.28	
		10	1.46			10	3.65	
	11	1.60	11		4.01			
	12	1.75	12		4.37			
	13	1.90	13		4.74			
	14	2.04	14		5.10			
	$1\frac{1}{4}$	6	1.10		3	6	2.62	
		7	1.28			7	3.06	
		8	1.46			8	3.50	
		9	1.64			9	3.94	
		10	1.82			10	4.37	
11		2.00	11	4.81				
12		2.19	12	5.25				
13		2.37	13	5.69				
14		2.55	14	6.12				
$1\frac{1}{2}$		6	1.31	$3\frac{1}{2}$		6	3.06	
		7	1.53			7	3.57	
		8	1.75			8	4.08	
		9	1.97			9	4.59	
		10	2.19			10	5.10	
	11	2.41	11		5.61			
	12	2.62	12		6.12			
	13	2.84	13		6.64			
	14	3.06	14		7.15			

板 長さ 8 フルシ								
寸 法		立方呎	寸 法		立方呎			
厚	幅	板一枚につき	厚	幅	板一枚につき			
$\frac{1}{2}$	6	0.39	$1\frac{3}{4}$	6	1.36			
	7	0.45		7	1.59			
	8	0.52		8	1.82			
	9	0.53		9	2.05			
	10	0.65		10	2.27			
	11	0.71		11	2.50			
	12	0.78		12	2.73			
	13	0.84		13	2.95			
	14	0.91		14	3.48			
	$\frac{3}{4}$	6		0.58	2	6	1.56	
		7		0.68		7	1.81	
		8		0.78		8	2.07	
		9		0.88		9	2.33	
		10		0.97		10	2.59	
11		1.07	11	2.85				
12		1.17	12	3.11				
13		1.26	13	3.37				
14		1.36	14	3.63				
1		6	0.78	$2\frac{1}{2}$		6	1.94	
		7	0.91			7	2.27	
		8	1.04			8	2.59	
		9	1.17			9	2.92	
		10	1.30			10	3.24	
	11	1.43	11		3.50			
	12	1.56	12		3.89			
	13	1.69	13		4.21			
	14	1.82	14		4.54			
	$1\frac{1}{4}$	6	0.98		3	6	2.33	
		7	1.14			7	2.72	
		8	1.30			8	3.11	
		9	1.46			9	3.50	
		10	1.62			10	3.89	
11		1.79	11	4.28				
12		1.95	12	4.67				
13		2.11	13	5.06				
14		2.27	14	5.44				
$1\frac{1}{2}$		6	1.17	$3\frac{1}{2}$		6	2.72	
		7	1.36			7	3.18	
		8	1.56			8	3.63	
		9	1.75			9	4.08	
		10	1.94			10	4.54	
	11	2.14	11		4.99			
	12	2.33	12		5.44			
	13	2.53	13		5.90			
	14	2.72	14		6.35			

角材 長さ 9 アルシ			角材 長さ 12 アルシ		
寸	法 デユイム	立方呎	寸	法 デユイム	立方呎
厚	幅	板一枚につき	厚	幅	板一枚につき
2	3½	0.87	2	2½	0.78
	4	1.02		2½	0.97
	4½	1.17		3	1.17
	5	1.31		3½	1.36
	5½	1.46		4	1.56
2½	3½	1.31	2½	2½	1.22
	4	1.46		3	1.46
	4½	1.61		3½	1.70
	5	1.82		4	1.94
	5½	2.00		4½	2.19
3	3½	1.75	3	3	1.75
	4	1.97		3½	2.04
	4½	2.19		4	2.33
	5	2.40		4½	2.62
	5½	2.60		5	2.92
3½	3½	2.38	3½	3½	2.38
	4	2.72		4	2.72
	4½	3.06		4½	3.06
	5	3.40		5	3.40
	5½	3.74		5½	3.74
4	4	3.11	4	4	3.11
	4½	3.50		4½	3.50
	5	3.69		5	3.69
	5½	4.07		5½	4.07
	6	4.47		6	4.47
4½	4½	4.94	4½	4½	4.94
	5	5.37		5	5.37
	5½	5.83		5½	5.83
5	5	4.86	5	5	4.86
	5½	5.25		5½	5.25
	6	5.65		6	5.65
5½	5½	6.12	5½	5½	6.12
	6	6.52		6	6.52
6	6	7.00	6	6	7.00

板 長さ 12 アルシ					
寸	法	立方呎	寸	法	立方呎
厚	幅	板一枚につき	厚	幅	板一枚につき
1½	6	0.59	1¾	6	2.04
	7	0.68		7	2.38
	8	0.78		8	2.73
	9	0.87		9	3.06
	10	0.97		10	3.40
	11	1.07		11	3.74
	12	1.17		12	4.08
	13	1.26		13	4.43
	14	1.36		14	4.76
	¾	6		0.87	2
7		1.02	7	2.72	
8		1.17	8	3.11	
9		1.31	9	3.50	
10		1.46	10	3.89	
11		1.60	11	4.28	
12		1.75	12	4.67	
13		1.90	13	5.06	
1	6	1.17	2½	6	2.92
	7	1.36		7	3.40
	8	1.56		8	3.89
	9	1.75		9	4.38
	10	1.94		10	4.86
	11	2.14		11	5.35
	12	2.33		12	5.80
	13	2.53		13	6.32
1¼	6	1.46	3	6	3.50
	7	1.70		7	4.08
	8	1.95		8	4.67
	9	2.19		9	5.25
	10	2.43		10	5.83
	11	2.67		11	6.42
	12	2.91		12	7.00
	13	3.16		13	7.58
1½	6	1.75	3½	6	4.08
	7	2.04		7	4.76
	8	2.33		8	5.44
	9	2.62		9	6.12
	10	2.92		10	6.80
	11	3.21		11	7.49
	12	3.50		12	8.17
	13	3.79		13	8.85
14	4.08	14	9.53		